

総合地球環境学研究所
「日本列島における人間-自然相互関係の歴史的・文化的検討」プロジェクト
秋山報告会

秋山の自然と人間

～ その歴史と文化を考える 2 ～

報告集



2008年3月2日(日) 開催

目次

緒言	1
報告会開催日程の詳細	2
長谷川裕彦・佐々木明彦〔自然地理学〕 中津川中・下流域の地形はどのように発達したか	3
辻野 亮・名倉京子・高橋淳子・川瀬大樹・湯本貴和〔生物学〕 長野県秋山地域における植物分布と人間による利用	6
小山泰弘〔林学〕 栄村にブナが多いわけ	27
井上卓哉〔民俗学〕 小赤沢集落周辺の山地利用の現状について－旧共有地の事例から	30
関戸明子〔人文地理学〕 信州秋山郷における生活様式の変容	39
中澤克昭〔歴史学〕 信濃の鷹と中世の鷹狩文化	48
荒垣恒明〔歴史学〕 巢鷹献上と巢守の仕事	57
白水 智〔歴史学〕 変貌する秋山－18世紀後半の社会と自然の変化	65

緒言

2006年度から、京都にある総合地球環境学研究所のプロジェクトの一環として、5年計画で秋山地域を調査地とする研究が始まりました。世界規模で生物多様性が失われつつあるといわれる現在、日本には国際的にも注目を浴びるほどの多様な生物環境が維持されてきています。果たして人間と自然とのどのような関係がこのような環境をつくり出し、維持してきたのでしょうか。こうした日本全体を視野に入れた学際的な研究を行うのが、「日本列島における人間－自然相互関係の歴史的・文化的検討」プロジェクトです。

本プロジェクトの一端を担う中部班では、地理学・生物学・民俗学・歴史学などさまざまな分野の研究者が集い、信越国境にまたがる秋山地域を共通のフィールドとして、研究を行っています。私たちは、地域の方々からさまざまな自然との付き合い方やこれまでの歴史について話を聞かせていただいたり、古い書き物を見せていただいたりし、また山や野・畑を実際に歩き、観察しながら研究を進めています。豊かな自然環境が維持されている秋山地域は、同時に自然との付き合い方のさまざまな智恵が今に伝えられている、とても魅力的な場所であると思います。そしてその智恵の数々は、長い長い歴史の中から、多くの失敗や困難を経て産み出されてきた財産であると思います。私たち研究班は、そうした秋山のたどってきた歴史・文化のあり方を見極めていきたいと考えています。

まとまった研究成果が正式に発表されるのはまだしばらく先のことになりますが、研究の結果得られたものを少しずつでも現地の方々へ報告したいとの思いから、昨年、そして今回と、現地秋山で報告会を開催しました。

会当日の30分ずつの報告では、研究内容をなるべく一般の方々にも理解していただけるよう、平易な語り口で報告を行うように心がけました。おかげさまで、アンケートには、ご出席いただいた皆様から多くの好意的な感想や励ましを頂戴致しました。しかしながら、せっかく時間をかけて準備し、聞いていただいた報告も、そのまま話っぱなしで消えてしまっただけではもったいない、何とか記録に残せないかと考えました。そこで報告者の皆さんに呼びかけ、一冊の成果としてまとめたのが本書です。当日語りつくせなかったことがらや詳細なデータなども豊富に盛り込んだため、専門的で難解な部分もあるかと思いますが、報告者の熱意の表れと受け取っていただければ幸いです。

なお、研究はまだ途上で、これからもしばらく続きます。今後とも調査・研究にご協力・ご支援のほどお願いしたいと思います。

2008年7月31日

(中部班責任者：白水 智)

秋山の自然と人間

～ その歴史と文化を考える 2 ～

日時： 2008年3月2日(日) 午前9時半～午後4時半

会場： 秋山郷総合センター「とねんぼ」

- 9：30～9：45 調査プロジェクトの進行状況について
(湯本貴和<プロジェクトリーダー>/総合地球環境学研究所・生物学)
- 9：50～10：20 「中津川中・下流域の地形はどのように発達したか」
(長谷川裕彦/明治大学・自然地理学)
- 10：25～10：55 「長野県秋山地域における植物分布と人間による利用」
(辻野亮/総合地球環境学研究所・生物学)
- < 休憩 >
- 11：05～11：35 「栄村にブナが多いわけ」
(小山泰弘/長野県林業総合センター・林学)
- 11：40～12：10 「小赤沢集落周辺の山地利用の現状について－旧共有地の事例から」
(井上卓哉/富士市立博物館・民俗学)
- < 昼食・休憩 >
- 13：20～13：50 「信州秋山郷における生活様式の変容」
(関戸明子/群馬大学・人文地理学)
- 13：55～14：25 「信濃の鷹と中世の鷹狩文化」
(中澤克昭/長野工業高等専門学校・歴史学)
- < 休憩 >
- 14：35～15：05 「巢鷹献上と巢守の仕事」 (荒垣恒明/中央大学・歴史学)
- 15：10～15：40 「変貌する秋山－18世紀後半の社会と自然の変化」
(白水智/中央学院大学・歴史学)
- < 休憩 >
- 15：50～16：20 総括・質疑

中津川中・下流域の地形はどのように発達したか

I はじめに

中津川下流部には信濃川に面して多数の河岸段丘が分布し、その発達史はこれまで多くの研究者によって調査・研究されてきた。しかし、中流部の秋山地域の地形については、これまでまとまった報告が全く無かった。

秋山地域は、日本海側に広がる地すべり密集地域に位置する。地すべりの発生メカニズムや移動プロセスについての研究は、防災を目的として数多く行われてきた。一方、地すべり密集地域における地域地形発達史的な観点に立った研究はほとんど行われていない。それは、地すべりが長期間にわたって断続的に発生・移動する現象であるため、その主たる形成期を特定することが難しいことによる。

秋山地域には中期更新世に形成された火山が分布し、中津川の下方侵食の開始時期を特定できる。また、下流部には編年の進んだ河岸段丘が複数分布し、中期更新世以降の河床変遷を比較的精度良く復元できる。したがって、中津川の下方侵食の進行に伴う斜面の不安定化と地すべり発生との関係を明らかにできる可能性がある。

2007年度現地報告会では、プロジェクト開始以降2年間に渡って実施した現地調査の結果から明らかになった秋山地域の地形発達について、中津川の河床変動と地すべり地形の発達史に主眼を置いて報告した。以下にその概要を述べる。

II 地形・地質概観

秋山地域の基盤は、新第三紀から前期更新世にかけて海底・陸上に堆積した堆積岩類および火山岩類によって構成される。中期更新世には鳥甲・苗場の両火山が噴火し、秋山地域の地形の概形が形成された。両火山の形成期（形成終了期）は、鳥甲火山が70万年前ころ、苗場火山が30万年前ころと考えられている（島津・立石, 1993）。

中津川は、鳥甲火山と苗場火山の間を北流する河川で、標高210m付近で信濃川に合流する。現河床高度330m付近より下流には、扇状地性の河岸段丘が両岸に多数発達している。ここでは、標高330m付近から下流を中津川下流部、それより上流、雑魚川合流点の切明（標高840m付近）までの区間を中流部と呼ぶこととする。

III 下流部の河岸段丘

中津川下流域に分布する河岸段丘は、高位のものから順に以下のように区分されており、その形成期もテフロクロロジーに基づいてほぼ明らかにされている（渡辺, 2000；渡辺・ト部, 2003）。

谷上面：大町APmテフラ群（350～300ka）降灰以前。中津川の現河床高度300m付近における現河床と段丘面との比高（以下、比高）250m。

米原Ⅰ面：海洋酸素同位体ステージ（MIS）6以前。比高220m。

米原Ⅱ面：MIS6（150kaころ）。比高200m。

朴ノ木坂面：140～110ka。比高170m。

貝坂Ⅰ面：阿蘇4テフラ（Aso4, 95ka）降灰以前。120m。

貝坂Ⅱ面：大山倉吉テフラ（DKP, 55ka）降灰以前。

正面面：始良Tnテフラ（AT, 29ka）降灰以前。比高50m

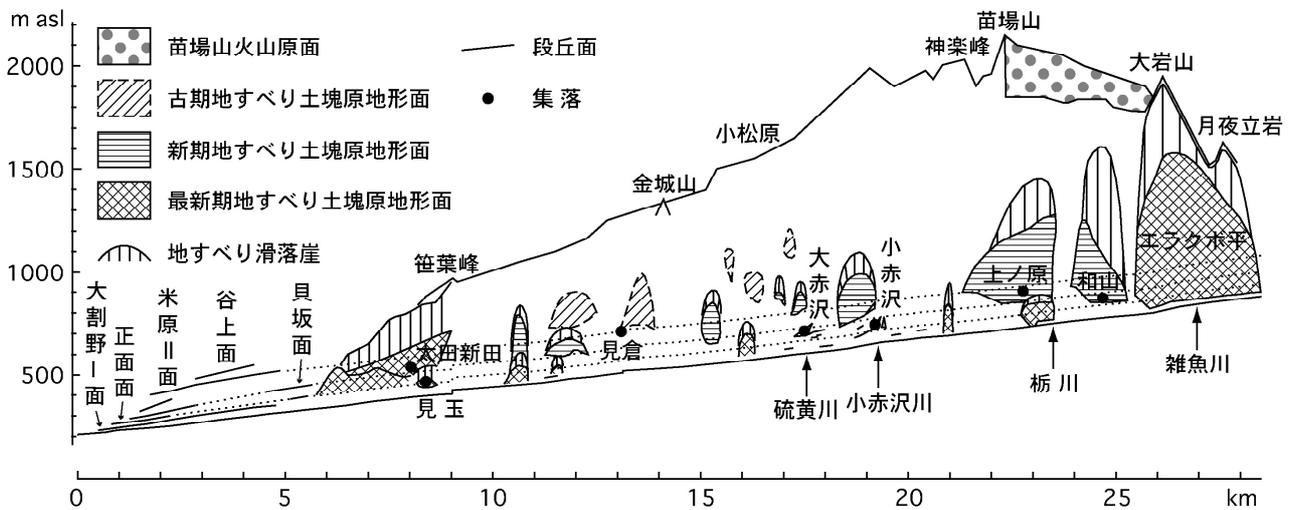
大割野Ⅰ面：浅間草津テフラ（As-k, 15ka）降灰以前。比高40m

大割野Ⅱ面：完新世。比高10m

IV 中流部の地すべり地形

中津川中流部に面する鳥甲火山・苗場火山の火山原面および主山稜直下には、急峻な地すべり滑落崖が分布し、その下方斜面には相対的に緩傾斜な地すべりブロックが分布する。これらの地すべり地形は、滑落崖・地すべりブロックの開析および変形の程度から、古期・新期・最新期の3回の異なる形成期に形成されたことが明らかとなった。

古期地すべり地形は、滑落崖・地すべりブロックの従順化が著しく、スムーズな凹形の縦断形を呈する斜面となっている。一方、新期地すべり地形の滑落崖はより急傾斜で、地すべりブロック内の副次的な滑落崖や個々のブロックの稜線・凹地が明瞭に残存する。最新期地すべり地形は、新期地すべり地形よりもさらに新鮮な形態を残す地すべり地形である。滑落崖は裸岩壁となっており、地すべりブロック内の凹地の埋積はほとんど進んでいない。典型例は、中津川扇頂部右岸に分布する笹葉峰地すべりと、切明付近より上流右岸に分布するエラクボ平地すべりで、他にも小規模なものが中津川の現河床付近に分布する(図1)。



V 地すべり地形の形成期

苗場火山の溶岩は中津川扇頂付近の左岸にも分布する(第2期溶岩: 島津・立石, 1993)。そこでの溶岩原面は、中津川の現河床からの比高300~450m前後に位置しており、少なくとも当時の中津川の河床がその付近にあったことが明らかである。その後、中津川は下刻を続け、その課程で下流部に分布する段丘群が形成された。

中津川中流部には河岸段丘がほとんど残存しない。大赤沢・小赤沢・屋敷集落の周辺には、断片的に残る段丘面が認められるが、それらと下流部の段丘との対比は今のところできていない。そこで、下流部に残る段丘の上流側に現河床の縦断面を連続させることにより、過去の河床高度を復元した(図1)。

米原II面・貝坂I面・正面面形成期の河床縦断と、古期・新期・最新期地すべりブロック原地地形面分布高度との関係から、各地すべり地形の主たる形成期は、古期: 米原II面形成期以降、新期: 貝坂面形成期以降、最新期: 正面面形成期以降であることが確実である。

VI 今後の課題

中津川流域の地形発達史をより明確にしていくために、1) 地すべり地形の形成時期を特定する年代資料(指標テフラ層および¹⁴C年代測定用試料)の蓄積、2) 中流部に残存する河岸段丘と下流部のそれとの対比が必要である。また、地すべり地形に累重して発達する雪崩地形の分布および分布を規定する因子についても解析を進める予定である。

[参考文献]

島津光夫・立石雅昭（1993）『苗場山地域の地質，地域地質研究報告（5 万分の 1 地質図幅）』地質調査所，90p.

渡辺秀男（2000）新潟県十日町盆地の津南段丘群の形成について．地球科学，54，310-327.

渡辺秀男・卜部厚志（2003）十日町盆地北西部の河成段丘の編年と隆起運動．地球科学，57，173-191.

長野県秋山地域における植物の分布と人間による利用

要旨

長野県北部、苗場山西麓に位置する秋山地域では古くから森林資源利用が行われていたことが知られている。本研究は、森林における植物種多様性や個々の植物分布が人間による森林利用や標高や地形などの物理的な環境条件によってどのような影響を受けるのかを明らかにすることを目的とする。山頂付近に草原(湿原を含む)を頂く苗場山(2145m)と山麓の小赤沢集落・上野原集落を含む約25km²に41本(合計1.32ha)のトランセクト調査区(4m×10～100m)を登山道や車道、山中に設置して、そこに生育する植物種のリストを4m×10mのサブトランセクトごとに作成した。またサブトランセクトごとに、標高・地形・傾斜角・林床光環境・人為的森林攪乱・調査ルートの種類を測定・判断した。植物種多様性と物理的・人為的環境条件の関係を明らかにするために一般化線形モデルで解析してAICを用いてモデル選択した(モデル1:log(植物種数)～標高+地形+斜度+光指数+攪乱+ルート)。植物は分類群(シダ・草本・木本・全植物・食用野生植物)ごとに行った。植物種数はさまざまな環境条件と関係を持っていたけれども分類群によって多少異なった。一般に植林地では生物多様性が低いと考えられていたが、天然林や広葉樹攪乱林での植物種数とそれほど変わらなかった。さらに人間によって特に食用として利用されている食用植物の種数は広葉樹攪乱林や植林地、集落近辺で多いことが明らかになった。また50箇所以上のサブトランセクトで見られた植物と食用野生植物として秋山地域でしばしば食用とされている植物がどのような環境条件に生育しているかを明らかにするために一般化線形モデルで解析してAICを用いてモデル選択した(モデル2:logit(在否)～標高+地形+斜度+光指数+攪乱+ルート)。個々の植物分布はおおむね分類群に依存した環境に分布していたものの、それぞれ特有の環境条件を好んで分布していることがわかった。特に食用野生植物は低標高や谷地形、車道沿いなどに生育するケースが多いことがわかった。

はじめに

日本は先進国の中でも高い森林率を持ち、しかも「生物多様性のホットスポット」、すなわち豊かな生物多様性があるにもかかわらず生物が絶滅の危機に瀕している地域であると言われている(Biodiversity Hotspots - Japan - Overview, 2008年3月19日確認。<http://www.biodiversityhotspots.org/xp/Hotspots/japan/Pages/default.aspx>)。これを説明する理由は3つ考えられる。1)地史的な時間スケールで多様な生物相をはぐくまれてきた、2)日本列島の環境条件が豊かだった、3)日本人が古来より森林資源を賢明に利用していた。

人間社会は森林生態系に対してさまざまな影響を持っている。たとえば住む場所や田畑を確保するために森林を開拓したり、材を得るために樹木を伐採したり植林をすることもある。森林に対する大掛かりな人為的攪乱は植物や動物の生息地を大きく変化させ、特に天然林伐採や単一樹種の植林は森林に依存する生物の多様性を減少させると考えられている。大きな影響を与えてしまう森林利用がある一方で、森林が持続的に維持されるような形で山菜・キノコの採集や狩猟という森林利用のあり方も同時に存在している。さらに森林生態系は人間社会に多様な資源を供給するとともに多面的な機能をも提供してきた。人間社会の持続性と森林生態系の持続性は無関係ではなく、人間が森林に依存して生活するうえでは持続的に森林資源を利用することと森林生態系の植物種多様性や動物の生存は表裏一体であり、森林を利用して生活しつつ森林の持続性を維持できるのかが重要な問題となる。

ところで秋山地域は、古くから森林を利用して生活が営まれていることが秋山記行をはじめさまざ

まな文献資料から知られており、現在でも研究が行われている。また、秋山地域には苗場山・鳥甲山をはじめとして豊かに残された自然生態系とそれに立脚した人々の生活があることから、人間による森林利用が森林生態系における植物種多様性に及ぼす影響を明らかにするうえで適した地域である。そこで本研究では、森林における植物種多様性や個々の植物分布が人間による森林利用や標高や地形などの物理的な環境条件によってどのような影響を受けるのかを明らかにすることを目的とする。具体的な目標は、1) さまざまな森林タイプの分布と環境条件の関係、2) 植物種数と森林タイプの関係、3) 植物種数と環境条件の関係、4) 主要な植物の分布パターンと環境条件、さらに5) 食用野生植物がどのような環境条件または森林タイプに生育するか、を明らかにすることである。

方法

調査地

長野県栄村は新潟県と群馬県に接する長野県最北端の村である。調査地である長野県秋山地域は、苗場山(2145m)や鳥甲山(2037m)といった2000m級の高い山々に囲まれた溪谷沿いに点在する集落の総称である(井上2002)。

長野県栄村秋山地域は標高およそ600mから2145mまでの幅広い標高帯を含み、集落は標高800m前後に位置している。一般に標高があがるにしたがって気温が低下する(気温の遞減率:100m上昇するごとに約0.6℃下がる)ことから、秋山地域にはさまざまなタイプの森林が成立している。標高およそ600~1500mにはブナ、ミズナラ、シデ類などの落葉広葉樹林、標高1500m以上にはオオシラビソ、コメツガ、トウヒなどの常緑針葉樹林が成立している(佐藤1998)。さらに苗場山山頂付近には4km²の広大な湿原があり数多くの池塘が点在しているものの、ところどころにオオシラビソなどの常緑針葉樹が高木の状態で分布していることから典型的な高山帯は存在しない(佐藤1998)。

本研究では、秋山地域の小赤沢集落と上野原集落、村有林5・6・7・8・9林班を含む、中津川から苗場山、硫黄川から栃川までのおよそ6×4kmの範囲を調査対象地域として植生調査を行った(図1、赤色破線内)。

野外調査

調査対象地域において、天然林・植林地・ブナ林・針葉樹林・2次林・溪畔林などのさまざまな林分に4×10~100mのトランセクト(細長い調査区)を調査対象地域内に満遍なく設置して、そこに生育する植物種を同定することで植物種と多様性の分布パターンを明らかにし、人間による森林利用や地形、標高などとの関係を解析する。調査トランセクトは山林の歩道沿いや山中、車道沿いに設置した。

調査トランセクトに生育した植物を4×10mのサブトランセクトごとに階層別植物出現リストを作成した。すなわち、林冠を形成する層を林冠層、高さ2m以上で林冠層未満を中層、高さ2m未満を低木層と定義した。サブトランセクトに出現した最大樹高の樹種と樹高を目測で記録した。また、絶滅危惧種や外来種が見られた場合は計数した。ただし、本報告書では植物分布解析に対して林冠木の樹高や森林の階層構造は考慮しない。また、植物計数も解析しない。

植物出現リストを作成するとともに、サブトランセクトごとに標高、地形、傾斜角、林床光環境、森林の人為的攪乱の有無、調査ルートの類別を行った。標高は地形図から読み取った。微地形単位はNagamatsu and Miura (1997), Hara et al. (1996), 菊池(2001), Tsujino and Yumoto (2007)を参考にして尾根斜面(地形1)、上部斜面(地形2)、中部斜面(地形3)、下部斜面(地形4)、谷斜面(地形5)の5つに分類した。尾根斜面は比較的緩傾斜で上に凸な地形であり、稜線上に分布する。上部斜面は尾根斜面の下部に続き、やや急な傾斜でやや上に凸な地形である。谷斜面は溪流や谷部周辺に位置し、やや緩傾斜で下に凸な地形である。下部斜面は谷斜面の上に続き、やや急斜面でやや下に凸である。中部斜面は上部と下部の中間に位置する。傾斜角はクリノメータを用いてサブトランセクトの位置する

斜面の傾斜角度を計測した。林床での光環境を明らかにする際には、全天空写真を撮影するなどして計測するのは手間がかかる上に時期がずれると意味が変わってしまうので、林床光環境指数 (GLI: ground light index) を定義して判断した。すなわち、林冠木がなく林床が明るい場合には 0, 林冠が一通り閉鎖しているものの中層に樹木がない場合には 1, 林冠が一通り閉鎖してさらに中層が閉鎖して暗くなっている場合には 2 とし、これらの中間の林冠閉鎖度合いの場合には 0.5 と 1.5 を定義した。サブトランセクトの位置する森林の人為的攪乱度合いは、天然林および低程度の攪乱が行われている森林を天然林 (攪乱 0), 明らかに強度の人為的攪乱が行われている広葉樹林を攪乱広葉樹林 (攪乱 1), スギやヒノキ, カラマツの針葉樹が植林されている林を針葉樹植林 (攪乱 2) とし、開拓によって集落や田畑になっている地域を集落周辺 (攪乱 3) と定義した。最後に、調査ルートは、山中にトランセクトを設置した場合 (ルート 0), 歩道沿いにトランセクトを設置した場合 (ルート 1), 車道沿いにトランセクトを設置した場合 (ルート 2) に類別した。

さらにサブトランセクトの位置する植生を集落, 植林地, 広葉樹林, 混交林, 針葉樹林, 低木林, 草原, その他の 8 つの森林タイプに分類した。集落と周辺, 田畑を集落と定義した。スギやカラマツなどの植林地を植林地と定義した。人為的な攪乱の有無にかかわらず広葉樹が森林を形成している森林タイプを広葉樹林と定義した。広葉樹にコメツガ, トウヒ, キタゴヨウなどの針葉樹が混じって林冠を形成する森林タイプを混交林と定義した。主にオオシラビソやコメツガによって森林が構成される森林タイプを針葉樹林と定義した。ダケカンバやミヤマハンノキが生育し、林冠層が疎または低くて時に笹が目立つ森林タイプを低木林と定義した。林冠が発達せず草本やごく低い低木のみによって形成される山頂部草原・湿原, および崩落・雪崩跡草原群落などを草原と定義した。最後にこれらに含まれない森林タイプをその他とした。

野外調査は 2007 年 8 月 10 ~ 15 日, 8 月 29 日 ~ 9 月 3 日, 9 月 18 ~ 21 日に行った。

解析方法

植物種数と環境条件の関係を明らかにするために poisson 分布に従うとして以下の一般化線形モデルによって解析した。

モデル 1: $\log(\text{No_ spp}) \sim \text{elev} + \text{topog} + \text{slope} + \text{GLI} + \text{HI} + \text{route}$

ただし, **No_spp**: 4X10m に生育していた植物種数 (シダ, 草本, 木本, 全植物, 食用植物), **elev**: 標高 (640~2140m), **topog**: 地形 (1, 尾根; 2, 上部斜面; 3, 中間斜面; 4, 下部斜面; 5, 谷地形), **slope**: 傾斜 (0 ~ 60°), **GLI**: 林床光環境指数 (Ground Light Index), **HI**: 人為的攪乱 (Human Impact), **route**: 調査ルートを示す。さらに, 最小の AIC (Akaike's Information Criterion) を示すモデルによって変数選択をおこなった。解析は植物分類群ごとにシダ植物, 草本, 木本, 全植物種, さらに井上 (2002) による食用植物を対象とした。さまざまな年齢性別のインフォーマントに聞き取り調査を行った井上 (2002) によると, 現在の秋山地域で主に食用とされている山菜類は以下の 32 種類である。ウド, ワサビ, クサソテツ, ゼンマイ, チシマザサ, ミツバアケビ, ギョウジャニンニク, フキノトウ, アサツキ, ワラビ, タラノキ, クリ, ミヤマイラクサ, マタタビ, ウワバミソウ, サンショウ, ユキザサ, トチノキ, トリアシショウマ, ノビル, ドクダミ, ヤマブドウ, ユキノシタ, アキグミ (またはナツグミ), ヨモギ, シヤク, セリ, ゲンノショウコ, ウワミズザクラ, コシアブラ, ギボウシ, オニグルミ。

或る植物が生育する環境条件を明らかにするために植物の在非と環境条件の関係を 2 項分布に従うとして以下の一般化線形モデルによって解析した。

モデル 2: $\text{logit}(\text{Prob_ sp}) \sim \text{elev} + \text{topog} + \text{slope} + \text{GLI} + \text{HI} + \text{route}$

ただし, **Prob_sp**: 4X10m にある植物種が生育していたどうか (0/1) を示している。

この解析には 50 以上のサブトランセクトに出現した植物種と井上 (2002) による食用植物を対象とした。

結果と考察

概要

調査対象地域に 330 サブトランセクトを含む 41 トランセクトを調査して (合計 1.32-ha), 木本 147 種, 草本 248 種, 笹類 3 種, シダ 41 種の合計 439 種を発見した. そのうち秋山地域でよく食べられていると言われる植物種 (井上 2002 による) は 22 種発見できた.

森林タイプと環境条件

調査サブトランセクトの森林タイプがどのような環境条件に分布しているのか調べてみると, 標高ではこれまで言われていたとおり, 低地 (標高 640 ~ 1300m) には植林 (スギ・カラマツ) と広葉樹林 (ブナ林・ミズナラ林・溪畔林) が成立し, 中高地 (標高 1300 ~ 1500m) には広葉樹林や針葉樹林, 混交林, 低木林が成立し, 高地 (標高 1500 ~ 1900m) には針葉樹林と低木林が成立し, 山頂緩斜面 (標高 1900 ~ 2145m) には草原が成立していることがわかった (図 2).

集落は低標高の中部斜面から下部斜面の極ゆるい傾斜地に位置し, 開拓された環境であることから森林は成立しておらず光環境は非常に明るい. 人為的に植林された植林地は集落近辺の標高に位置して尾根を除く幅広い地形・傾斜角の立地に位置しており, 林が成立していることから林床の光環境は一般に暗い. しかし間伐や除伐によって比較的明るい林分も見られた. 広葉樹林も集落近辺の標高に位置して植林地よりもさらに幅広い地形・傾斜環境に成立していた. 林床の光環境も植林地と同様に一般に暗いが, ところどころギャップが存在して明るい場所もあった. 混交林として認識した林分の標高帯は非常に狭いけれども広葉樹林と針葉樹林の中間に位置した. また緩傾斜尾根にのみ分布しているようにも見える. ただしこれは高標高の調査トランセクトが調査の都合で登山道に設ける必要があり, 登山道はしばしば尾根筋に走っていることからこのような結果になったと考えられる. 同様に針葉樹林, 低木林は尾根や上部斜面に偏って成立していた. また低木林は特に傾斜の急な場所に成立しているものの針葉樹林と混交林は登山道の制限要因によって緩やかな斜面のみを調査していただけかも知れず, 今後高地の急傾斜地を調査する必要がある. 混交林の林床光環境は暗かったものの針葉樹林と低木林は比較的明るかった. 草原は最も高地にあり, 緩やかな傾斜地に成立していた.

森林タイプと植物種数

サブトランセクトに出現したシダ植物と草本植物, 木本植物, 全植物種数, および食用植物種数と森林タイプの関係を調べた (図 4). シダ植物は集落と植林地で 3 種程度出現し, 広葉樹林と混交林, 針葉樹林低木林では 2 種弱, 草原では 1 種程度出現した. 草本では集落で 15 種程度大量に出現したものの, その他の森林タイプでは 3 ~ 5 種程度しか出現しなかった. 木本は集落と草原で非常に少なくそのほかでは多かった. 集落では全植物種数を見ると集落と植林地, 広葉樹林, 混交林は 20 種前後出現していたものの針葉樹林から低木林, 草原になるにしたがって植物種数は減少した. 草原では樹木があまり生育していない分, 全体の種数が大きくなる一方, その他の森林タイプではそれほど植物種数に変化は見られなかった. 一般に多様性が低下すると考えられている植林地においても, 同程度の標高に存在している広葉樹林と比較しても植物種数に大差はなかった. 食用植物種数に注目すると, 集落と植林地, 広葉樹林ではおよそ 3 ~ 4 種出現したが, その他の森林では 1 種程度にとどまった.

植物種数と環境条件

サブトランセクトに出現した植物種数と環境条件を一般化線形モデルで解析したところ, シダ植物や草本植物, 木本植物, 全植物, 食用植物で以下のモデルが最小 AIC 値で採択され, さまざまな環境

条件と植物種数に相関があることがわかった (表 1, 図 3).

$$\text{シダ種数} = \exp(2.01 - 0.0016 \cdot \text{elev} + 0.69 \cdot \text{topog} + 0.030 \cdot \text{slope} - 0.29 \cdot \text{GLI} - 0.66 \cdot \text{HI} + 0.66 \cdot \text{route})$$

$$\text{草本種数} = \exp(4.52 - 0.0028 \cdot \text{elev} + 2.03 \cdot \text{topog} + 0.032 \cdot \text{slope} - 2.87 \cdot \text{GLI} + 1.98 \cdot \text{HI} + 5.19 \cdot \text{route})$$

$$\text{木本種数} = \exp(30.08 - 0.0101 \cdot \text{elev} - 2.49 \cdot \text{topog} + 2.02 \cdot \text{GLI} - 1.48 \cdot \text{HI})$$

$$\text{全植物種数} = \exp(37.68 - 0.0150 \cdot \text{elev} + 0.055 \cdot \text{slope} - 1.15 \cdot \text{GLI} + 6.21 \cdot \text{route})$$

$$\text{食用植物種数} = \exp(5.52 - 0.0029 \cdot \text{elev} + 0.19 \cdot \text{topog} - 0.42 \cdot \text{GLI} - 0.55 \cdot \text{HI} + 0.54 \cdot \text{route})$$

どの分類群でも標高と種数には明確な負の相関関係が見られることがわかった。すなわち標高が高くなるにしたがって植物種数は減少する。風や急傾斜、積雪の影響で標高が高い場所では特に樹木は生育しにくいことを示唆しているのではないかと思われる。また地形条件ではシダと草本、食用植物が正の係数を示しており谷地形や下部斜面で種数が増えることがわかる。逆に木本では谷地形や下部斜面では種数は少なくなる。また全植物種数は木本と草本やシダ植物の合計なので影響が相殺されて地形条件と全植物種数には関係が見られない。食用植物のほとんどは草本植物なので食用植物の生育地形が草本と一致したものと考えられる。傾斜角と植物種数にはシダと草本、全植物で正相関が見られ、傾斜が急なほど種数が増えることがわかった。草本種数と林床光環境には負相関、木本種数と林床光環境には正相関が見られた。これは明るい環境ほど草本は生育しやすい一方で樹木が増えて暗くなる草本は減少して木本が増加するに伴って木本種数も増えるからであると考えられる。またシダ植物と全植物、食用植物でも林床光環境と負相関が見られたものの、明確ではなかった。人為的攪乱の影響は集落の開拓と植林、広葉樹攪乱林、天然林に分類した。集落を拓くことで木本種数が減少する一方で草本種数は非常に増加する。シダ種数は植林地と集落が天然林や広葉樹攪乱林よりも大きかった。草本種数では植林地でも天然林や広葉樹攪乱林より若干大きかった。木本種数では天然林と広葉樹攪乱林、植林地に大きな差はなかった。全植物種数と人為的攪乱の影響には相関は見られなかった。一方注目すべきことに、食用植物では天然林に比べてなんらかの攪乱を受けた森林タイプのほうが種数は大きかった。最後に調査ルートと種数の関係ではシダと草本、全植物、食用植物で正相関が見られた。しかし山中と歩道沿いの調査ルートではそれほど出現種数に差はなかったことと、特に車道沿いルートでは草本植物種数と食用植物種数が非常に大きかったことから、森林に車道を設けて林床の光環境が明るくなることで主に草本が増加したのではないかと考えられる。

植物種の分布と環境条件

サブトランセクトに出現した植物種の分布パターンと環境条件の関係明らかにするために一般化線形モデルで解析したところ、植物の分布には標高や地形などのさまざまな環境条件とそれぞれ特異的な相関関係があることがわかった (表 2)。

植物種数と環境条件の関係から標高が高いほど植物種数は減少することが明らかになったが、中にはヤマソテツやショウジョウバカマ、オオシラビソ、ナナカマド、ミネカエデのように高標高でよく生育する種も見られた。地形条件ではシダや草本植物は一般に谷に分布しやすいことが明らかになったが、中にはシシガシラやシノブカグマ、ショウジョウバカマのように尾根や上部斜面に良く生育する種もあった。同様に、木本植物は一般に尾根地形に良く生育するが、エゾアジサイやテツカエデ、トチノキは谷地形や下部斜面に良く生育することがわかった。傾斜角にしても傾斜が急でも生育するゼンマイやウワバミソウ、タラノキなどがある一方でマイヅルソウやオオシラビソ、クロヅル、ツタウルシ、ヤマブドウのように緩斜面を好む種もあった。林床光環境では植物種数と環境条件の関係と同様に、シダと木本植物は暗い環境を好み、草本は明るい環境を好むことがわかった。人為的攪乱と植物の関係においては、たとえばヤマソテツやイワカガミ、オオシラビソ、クロベ、ナナカマド、ム

ラサキヤシオのように極端に天然林を好む種が生育していた一方で、クサソテツ、アカソ、ハウチワカエデ、ヤマブドウのように人為的攪乱のある森林でも生育できる種が見られた。最後に調査ルートと植物分布の関係でも、クサソテツ、ヨモギ、ワビビ、オオバクロモジ、タムシバ、チシマザサのように山中によく生育する種がいる一方で、アカソやイヌトウバナ、オオバコ、フキ、マイヅルソウ、オオシラビソ、クロベ、などのように車道沿いに生育しやすい種が見られた。しかし高標高の調査ルートはすべて登山道沿いに設置されていることと、調査ルートと光環境は負相関する（車道は明るく、山中は暗い）と考えられることから、この結果だけからは調査ルートと植物分布の関係は一概に言えないと考えられる。

結論

植物種多様性は標高や地形、斜面の傾斜角、林床光環境などの物理的な環境条件によって大きく左右されているとともに、人間による森林利用の違いによっても影響を受けていることがわかった。植物種数の点では、集落では草本種数が著しく多く木本種数が少ない結果が得られた一方で、一般に生物多様性の低いと考えられる植林地では天然林や広葉樹攪乱林での植物種数とそれほど変わらない結果が得られた。さらに人間によって特に食用として利用されている食用植物の種数は広葉樹攪乱林や植林地、集落近辺で多いことが明らかになった。食用野生植物が生育する環境は低標高や谷地形、林床が明るすぎない環境、車道沿いなどに生育する機会が多い。これらの結果は個々の植物種がどのような環境条件を好んで生育しているかに由っていると考えられる。このように種数だけを見ると人間による森林利用による植物種数に対する負影響はあまり見られない。ただし、植物種数が必ずしも希少種の分布や植物現存量を反映しているわけではないので、植物の種類や現存量、森林の階層構造を考慮に入れてさらに解析することが必要であると考えられる。

今後の調査方針

2007年度の調査では低地の人為的攪乱林の調査区と高地の登山道以外で谷地形の調査区が少なかった。今後は集落近辺で人為的攪乱の入った森林と高地の谷地形調査区を拡充してゆく必要がある。また植物現存量を考慮するために毎木調査などの必要性を感じた。さらに、人間による森林利用は山菜だけでなくキノコや獣、木材などにも及んでいるので、森林のタイプと発生する菌類相の関係やツキノワグマの採食する品目と行動範囲の季節変化も視野に入れて調査を行いたい。

謝辞

本研究を行うにあたって、調査の許可をいただいた小赤沢集落と上野原集落の皆様、栄村、北信森林管理署などをはじめさまざまな方にご協力いただいた。総合地球環境学研究所プロジェクト「日本列島における人間－自然相互関係の歴史的・文化的検討」の経済的補助を受けた。ここに記してお礼申し上げます。

[引用文献]

- Hara M, Hirata K, Fujihara M, Oono K (1996) Vegetation structure in relation to micro-landform in an evergreen broad-leaved forest on Amami Ohshima Island, south-west Japan. *Ecological Research* 11: 325-337.
- 井上卓哉 (2002) 変化する野生職長植物の利用活動—長野県栄村秋山郷における山菜・キノコなどの事例から。 *エコソフィア* 10: 77-100.
- 石沢進・白崎仁 (1985) 苗場山・鳥甲山 (長野県：秋山郷) の維管束植物。長野県栄村自然調査記録

I (栄村の植物分布1) 1-96.

菊池多賀夫 (2001) 地形植生誌. 東京大学出版会, 東京, Pp220.

Nagamatsu D, Miura O (1997) Soil disturbance regime in relation to micro-scale landforms and its effects on vegetation structure in hilly area in Japan. *Plant Ecology* 133: 191-200.

佐藤政二 (撮影・著)・飯塚英春 (撮影)・石沢進 (監修) (1998) 花かおる苗場山. ほおずき書籍, 長野市, Pp108.

Tsujino R, Yumoto T (2007) Spatial distribution patterns of trees at different life stages in a warm temperate forest. *Journal of Plant Research* 120: 687-695.

表1. 4X10m調査区に出現した植物種数と環境条件を一般化線形モデルで解析した. 種数 ~ 標高 + 地形 + 傾斜角 + 林床光環境 + 人為的攪乱 + 調査ルート. さらにAICを用いて変数選択をおこなった. 環境条件のうち, 地形条件では, 1:尾根, 2:上部斜面, 3:中部斜面, 4:下部斜面, 5:谷斜面, 林床光環境指数では, 0:開放(明), 1:閉鎖林冠(1層), 2:閉鎖林冠(2層以上), 人為的攪乱では, 0:天然林, 1:攪乱広葉樹林, 2:針葉樹植林, 3:集落近辺, 調査ルートでは, 0:山中, 1:歩道沿い, 2:車道沿い, をそれぞれ示す.

分類	FullAIC	minAIC	切片	標高	地形	傾斜角	林床光環境	人為的攪乱	調査ルート
シダ	1276.4	1276.4	2.01 **	-0.0016 ***	0.69 ***	0.03 ***	-0.29 *	-0.66 *	0.66 ***
草本	2053.0	2053.0	4.52	-0.0028 *	2.03 ***	0.032	-2.87 ***	1.98 *	5.19 ***
木本	1828.1	1825.9	30.08 ***	-0.0101 ***	-2.49 ***		2.02 ***	-1.48 **	
全植物	2220.3	2216.8	37.68 ***	-0.0150 ***		0.055 +	-1.15 *		6.21 ***
食用植物	1084.4	1083.0	5.52 ***	-0.0029 ***	0.19 *		-0.42 ***	-0.55 **	0.54 ***

表2. ある植物の生育する環境条件を一般化線形モデルで解析した. $\text{logit}(\text{存非}) \sim \text{標高} + \text{地形} + \text{傾斜角} + \text{林床光環境} + \text{人為的攪乱} + \text{調査ルート}$. さらにAICを用いて変数選択した. 全サブトランセクト330のうち50サブトランセクトに出現した種と, 食用植物(井上(2002)による)を解析対象とした. 係数の有意水準は, ***: $p < 0.001$, **: $p < 0.01$, *: $p < 0.05$, +: $p < 0.1$.

分類群	種名	食否	N/330	Full.AIC	min.AIC	切片	標高	地形	傾斜角	林床光環境	人為的攪乱	調査ルート
シダ	オシダ		50	212.4	210.8	-2.03	-0.00240 **	0.80 ***	0.019	0.44 +		-0.57 *
シダ	クサツテツ	食	25	152.3	147.3	-4.87 ***		0.85 ***			0.93 *	-1.13 **
シダ	シシガシラ		60	274.9	273.0	3.65 **	-0.00342 ***	-0.70 ***	0.028 *		-1.48 **	0.94 **
シダ	シノブカグマ		82	286.4	284.2	-0.14		-0.97 ***		0.94 ***	-2.55 ***	0.72 +
シダ	ゼンマイ	食	20	101.3	99.0	1.53	-0.00467 ***		0.062 **	-1.46 **		0.76 *
シダ	ヤマツテツ		102	338.2	338.2	-4.72 ***	0.00151 **	0.28 +	0.015	0.79 ***	-18.03	0.51
草本	アカソ		64	160.4	158.4	2.02	-0.00620 ***	0.98 ***		-0.64 *	0.89 +	1.11 **
草本	イヌトウバナ		51	201.3	196.3	-7.58 ***		1.11 ***	0.030 *			2.08 ***
草本	イワカガミ		52	187.5	180.1	3.26 ***		-2.45 ***			-16.18	
草本	ウド	食	32	166.4	160.4	3.42 ***	-0.00401 ***			-1.06 ***		
草本	ウツバミソウ	食	43	161.5	157.3	-9.56 ***		1.73 ***	0.052 ***			0.74 *
草本	オオバコ		78	254.5	251.4	-2.80 *	-0.00194 **	0.66 ***				2.70 ***
草本	ゲンノショウコ	食	13	30.5	28.0	-22.38	-0.01302 +			-1.72	-2.92 +	18.77
草本	ショウジョウバカマ		58	235.2	279.3	-2.96 ***	0.00129 **			-0.38	-1.04	
草本	トリアシショウマ	食	50	242.6	241.0	-0.46	-0.00161 **	0.40 *	0.029 *	-0.86 ***	-1.06 *	
草本	フキ	食	90	232.5	239.5	0.86	-0.00305 ***	0.51 ***		-0.50 *		1.46 ***
草本	マイヅルソウ		50	219.7	217.8	-3.61 ***			-0.063 ***	1.16 ***	-3.67 ***	2.30 ***
草本	ミヤマイラクサ	食	22	171.9	163.7	-2.22 ***						-0.58
草本	ミヤマカンスゲ		90	349.6	347.7	-7.99 ***	0.00202 ***	0.89 ***	0.017 +	0.80 ***		0.82 **
草本	ヨモギ	食	24	163.8	156.8	-1.51 ***						-1.80 ***
草本	ワサビ	食	2	32.4	25.4	1.27		-2.47				-2.75
木本	アオダモ		89	323.8	321.4	1.27	-0.00162 **	-0.59 ***		1.17 ***		
木本	アカメイタヤ		79	279.8	274.6	0.58	-0.00342 ***			1.44 ***		0.93 ***
木本	イワガラミ		77	330.4	325.2	-0.21	-0.00126 **		-0.018 +	0.87 ***		
木本	ウツミズザクラ	食	33	218.8	210.8	-0.41	-0.00141 **					
木本	エゾアジサイ		58	200.2	198.3	-4.50 **	-0.00206 *	1.43 ***	0.027 *		-1.13 *	0.60 *
木本	オオカメノキ		135	369.2	368.0	0.59		-0.68 ***	-0.018 +	1.26 ***	-0.89 *	
木本	オオシラビソ		61	233.0	233.0	-4.83 **	0.00205 **	-0.60 **	-0.028 +	0.50 +	-17.19	1.93 *
木本	オオバクロモジ		82	282.4	281.6	2.19 +	-0.00216 **	-0.51 **	0.023 *	1.01 ***		-1.28 ***
木本	オニグルミ	食	6	42.7	35.6	2.43	-0.00454 *			-34.77		
木本	クリ	食	3	35.2	29.4	3.01	-0.00869 +					0.92
木本	クロヅル		92	370.3	367.6	-1.16 *		-0.18	-0.038 ***	0.82 ***		0.59 *
木本	クロベ		53	120.3	120.3	8.85 ***	-0.00318 **	-3.91 ***	0.032		-17.83	1.18 *
木本	コシアブラ	食	67	264.3	263.7	1.04	-0.00097	-1.10 ***		1.03 ***	-1.38 *	0.65 +
木本	タムシバ		52	167.5	163.7	12.75 ***	-0.00531 **	-2.80 ***				-2.38 ***
木本	タラノキ	食	4	45.1	37.8	-9.14 ***			0.102 +		3.53 *	
木本	チシマザサ		106	291.2	289.5	5.99 ***	-0.00267 ***	-0.74 ***		0.39 +	-3.27 ***	-1.65 ***
木本	ツタウルシ		107	367.8	364.0	1.37 *	-0.00119 **		-0.031 **	0.64 ***		-0.85 **
木本	テツカエデ		53	260.7	257.7	-4.78 ***		0.34 *		1.28 ***		0.84 **
木本	トチノキ	食	52	220.3	220.0	-0.70	-0.00341 ***	0.76 ***		0.43 +	-0.85 *	0.56 +
木本	ナナカマド		84	258.0	256.1	-3.13 *	0.00172 **	-0.96 ***		0.50 +	-17.60	1.57 **
木本	ハイイヌガヤ		53	134.5	133.1	7.47 ***	-0.00680 ***	-0.43 *		0.87 *	-0.64	-0.85 *
木本	ハウチワカエデ		73	267.3	266.0	-3.30 ***		-0.38 *	0.042 ***	1.69 ***	1.48 ***	-0.58 +
木本	ブナ		109	321.8	319.8	4.35 ***	-0.00304 ***	-0.53 ***		0.99 ***	-1.56 ***	-0.66 *
木本	マダタビ	食	21	153.5	151.1	-0.20	-0.00142	-0.42				1.13 *
木本	ミネカエデ		81	279.3	276.3	0.84	0.00062	-1.20 ***				-2.37 *
木本	ムラサキヤシオ		64	244.2	242.3	0.43		-1.20 ***	0.032 **	0.40 +	-17.42	
木本	ヤマウルシ		63	268.1	265.8	3.64 **	-0.00228 ***	-1.17 ***		0.62 *		
木本	ヤマブドウ	食	32	135.3	131.1	-3.30 ***			-0.025	0.90 **	1.26 ***	

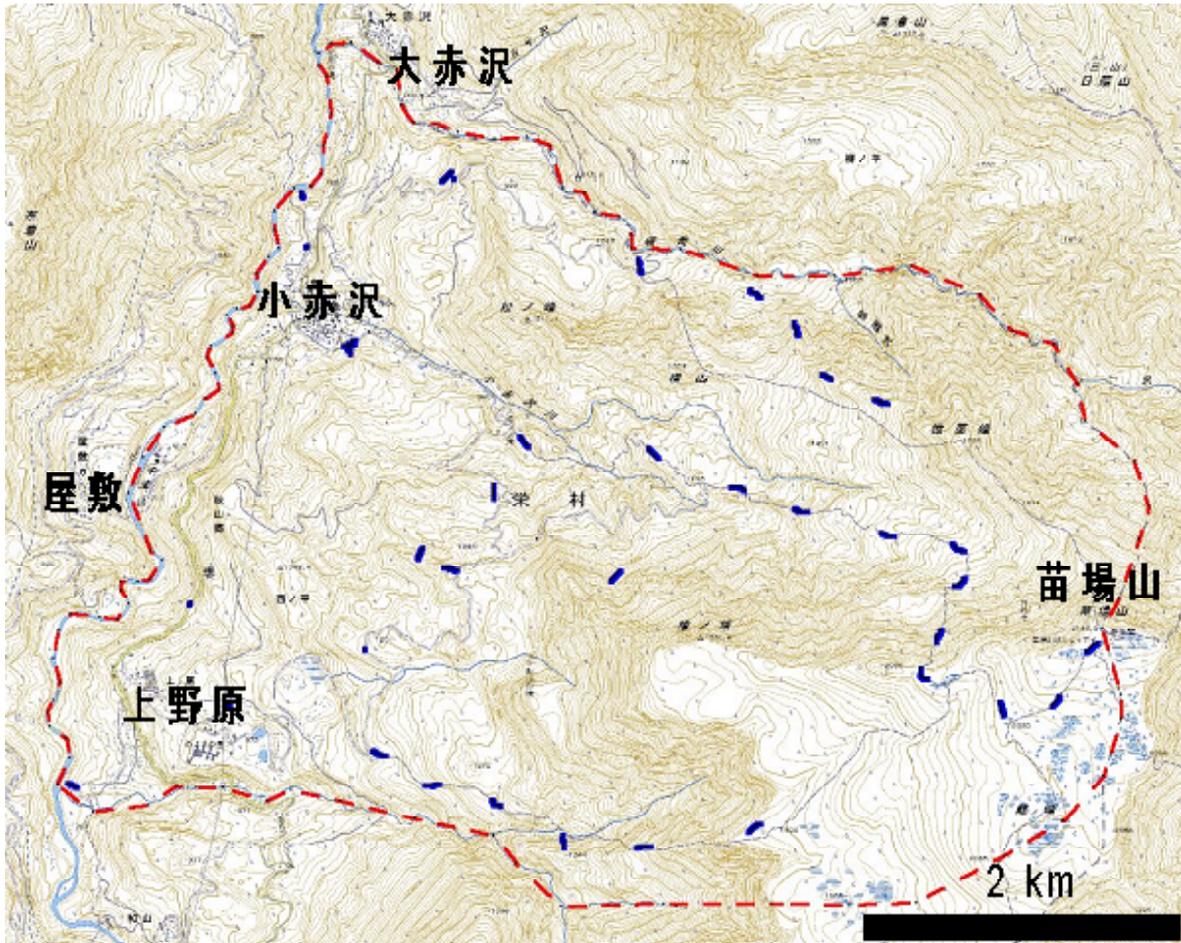


図1. 調査地. 赤色の破線に囲まれた領域と青色の実線は対象調査領域と調査トランセクトの設置場所を示す.

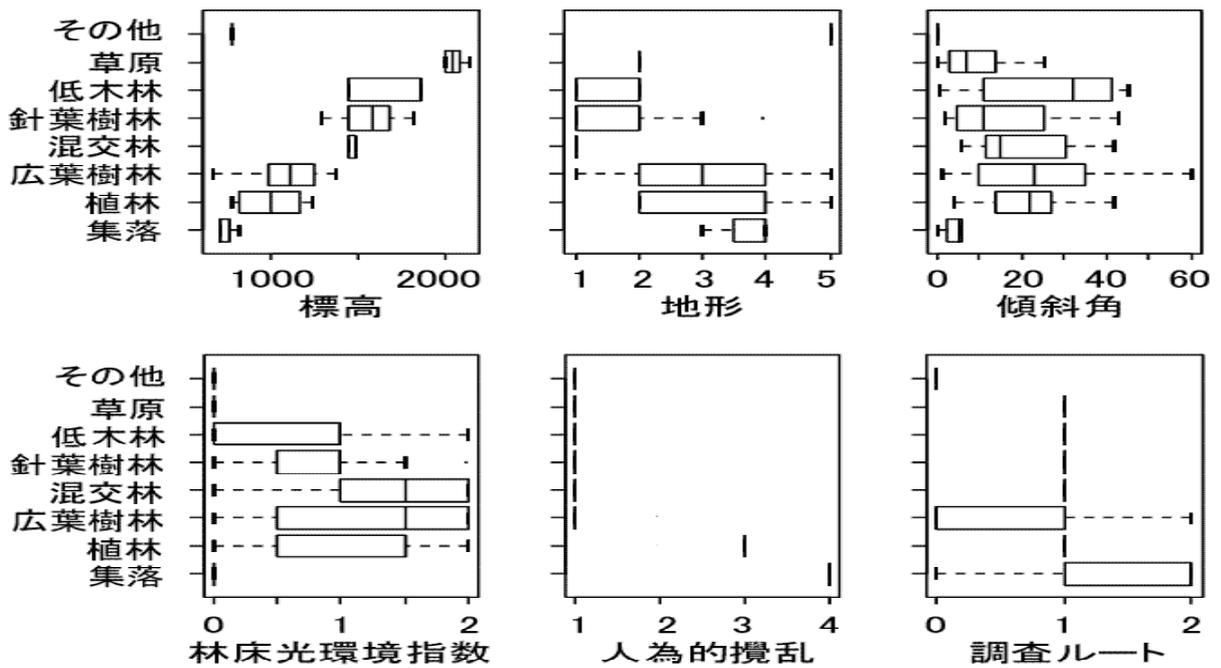


図2. さまざまな森林タイプと環境条件. 地形条件では, 1:尾根, 2:上部斜面, 3:中部斜面, 4:下部斜面, 5:谷斜面, 林床光環境指数では, 0:開放(明), 1:閉鎖林冠(1層), 2:閉鎖林冠(2層以上), 人為的攪乱では, 0:天然林, 1:攪乱広葉樹林, 2:針葉樹植林, 3:集落近辺, 調査ルートでは, 0:山中, 1:歩道沿い, 2:車道沿い, をそれぞれ示す. 図中の箱ひげ図では, 箱の中心線は分布の中央を示し, 両端は中央からほぼ25%上方と下方, ひげの両末端は中央からほぼ50%上方と下方を示す. なお, 点は分布本体の値から大きく離れた値を示す.

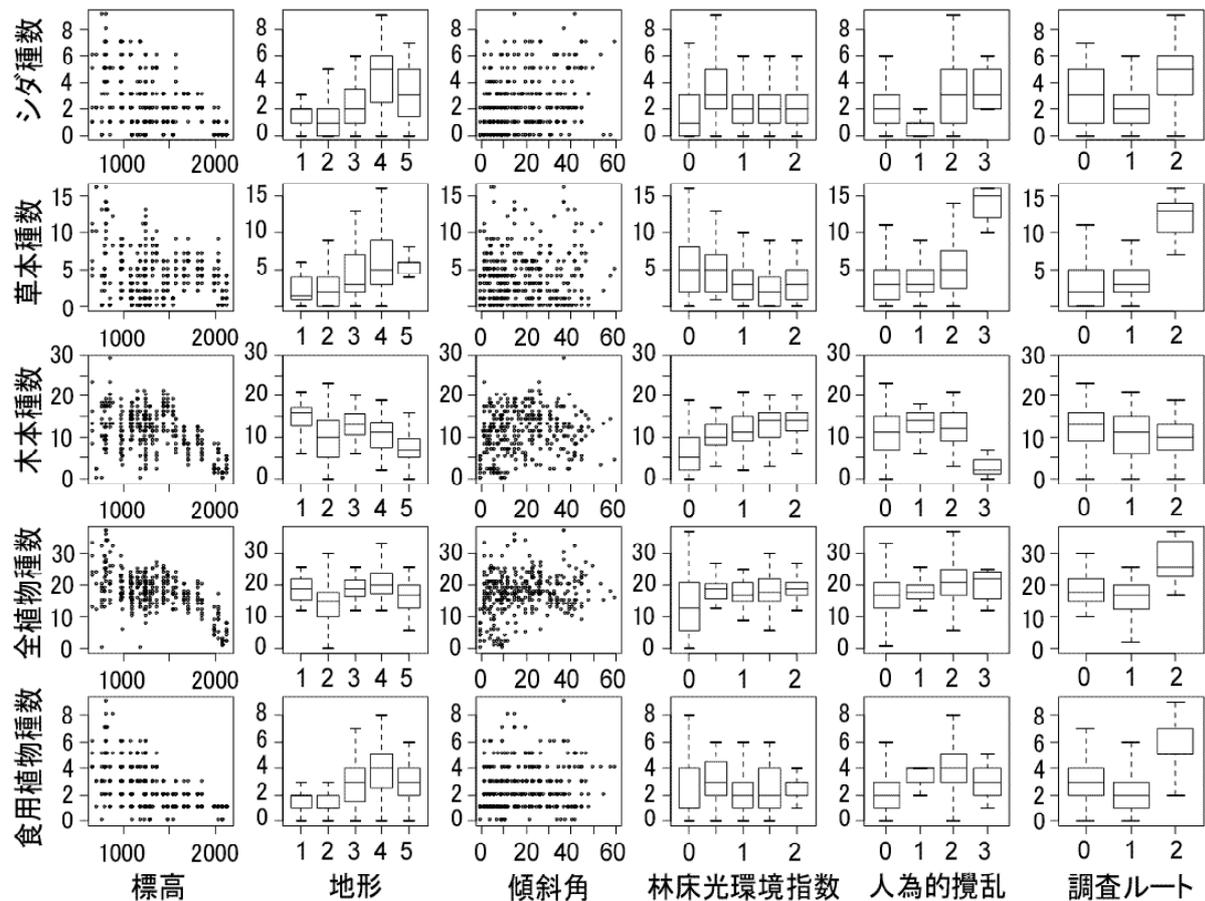


図3. 4 × 10m のサブトランセクトに出現したシダ植物, 草本植物, 木本植物, 全植物種数, および食用植物種数と環境条件の関係. 地形条件では, 1:尾根, 2:上部斜面, 3:中部斜面, 4:下部斜面, 5:谷斜面, 林床光環境指数では, 0:開放(明), 1:閉鎖林冠(1層), 2:閉鎖林冠(2層以上), 人為的攪乱では, 0:天然林, 1:攪乱広葉樹林, 2:針葉樹植林, 3:集落近辺, 調査ルートでは, 0:山中, 1:歩道沿い, 2:車道沿い, をそれぞれ示す.

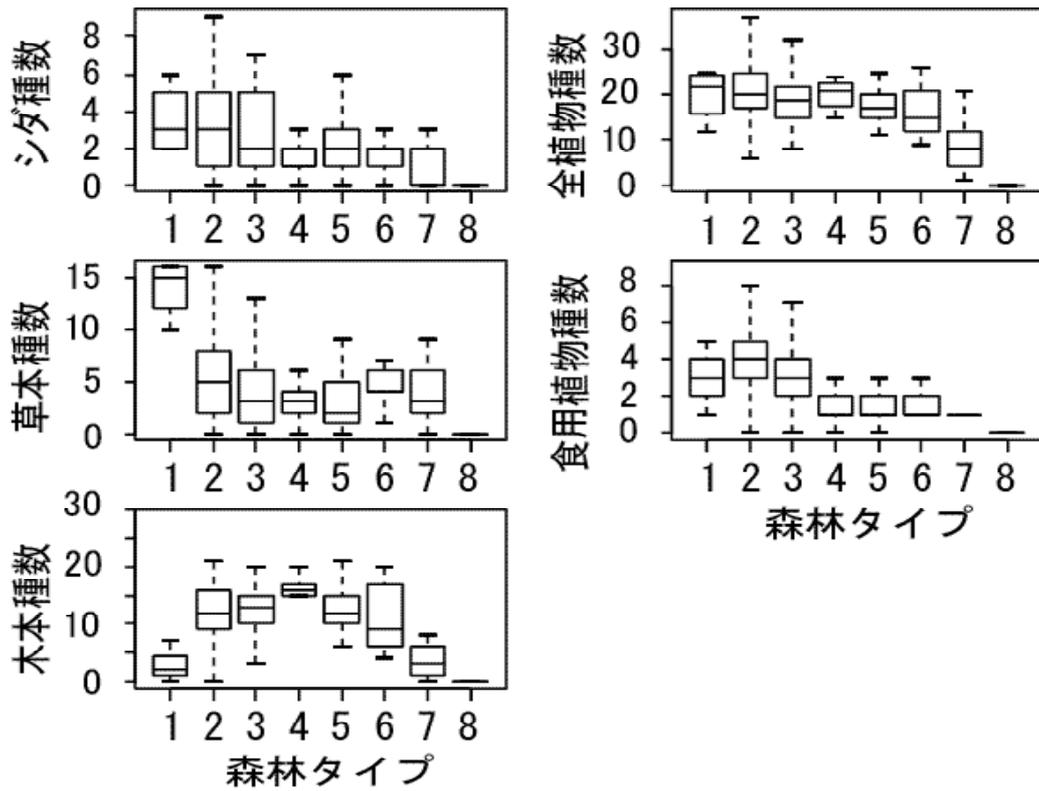


図4. 4 × 10m のサブトランセクトに出現したシダ植物, 草本植物, 木本植物, 全植物種数, および食用植物種数と森林タイプの関係. 森林タイプ番号は, 1 : 集落, 2 : 植林, 3 : 広葉樹林, 4 : 混交林, 5 : 針葉樹林, 6 : 低木林, 7 : 草原, 8 : その他, をそれぞれ示す.

付表 A. トランセクト調査で出現した植物種のリスト. 出現数は出現サブトランセクト数を示す.

分類	科	種名	Latinname	出現数
シダ	イワデンダ科	ホソバシケシダ	<i>Athyriopsis conilii</i> (Franch. et Sav.)	1
シダ	イワデンダ科	シケシダ	<i>Athyriopsis japonica</i> (Thunb.) Ching	2
シダ	イワデンダ科	カラクサイヌワラビ	<i>Athyrium clivicola</i> Tagawa	2
シダ	イワデンダ科	ヘビノネゴザ	<i>Athyrium fauriei</i> (H.Christ) Makino	18
シダ	イワデンダ科	ホソバイヌワラビ	<i>Athyrium iseanum</i> Rosenst.	7
シダ	イワデンダ科	ミヤマメシダ	<i>Athyrium melanolepis</i> (Franch. et Sav.)	5
シダ	イワデンダ科	サトメシダ	<i>Athyrium multifidum</i> Rosenst. var. <i>deltoidesum</i> (Makino) Nakai	1
シダ	イワデンダ科	イヌワラビ	<i>Athyrium niponicum</i> (Mett.) Hance	2
シダ	イワデンダ科	ヤマイヌワラビ	<i>Athyrium vidalii</i> (Franch. et Sav.)	49
シダ	イワデンダ科	イヌガンソク	<i>Matteuccia orientalis</i> (Hook.) Trevis.	20
シダ	イワデンダ科	クサソテツ	<i>Matteuccia struthiopteris</i> (L.) Tod.	25
シダ	イワデンダ科	コウヤワラビ	<i>Onoclea sensibilis</i> L.	1
シダ	オシダ科	シラネワラビ	<i>Dryopteris austriaca</i> (Jacq.) Woyнар ex Schinz. et Thell. var. <i>orientalis</i>	27
シダ	オシダ科	オシダ	<i>Dryopteris crassirhizoma</i> Nakai	55
シダ	オシダ科	ベニシダ	<i>Dryopteris erythrosora</i> (D.C.Eaton)	3
シダ	オシダ科	ミヤマベニシダ	<i>Dryopteris monticola</i> (Makino) C.Chr.	9
シダ	オシダ科	ミヤマイタチシダ	<i>Dryopteris sabae</i> (Franch. et Sav.)	11
シダ	オシダ科	イワイタチシダ	<i>Dryopteris varia</i> (L.) Kuntze	1
シダ	オシダ科	シノブカグマ	<i>Polystichopsis mutica</i> (Franch. et Sav.)	9
シダ	オシダ科	リョウメンシダ	<i>Polystichopsis standishii</i> (T.Moore)	45
シダ	オシダ科	サカゲイノデ	<i>Polystichum retrosopaleaceum</i> (Kodama)	7
シダ	オシダ科	ツヤナシイノデ	<i>Polystichum retrosopaleaceum</i> (Kodama) Tagawa var. <i>ovatopaleaceum</i> (Kodama)	2
シダ	オシダ科	ジュウモンヅシダ	<i>Polystichum tripterum</i> (Kunze) C.Presl f. <i>pedatiforme</i> Akasawa	41
シダ	キジノオシダ科	ヤマソテツ	<i>Plagiogyria semicordata</i> (C.Presl) H.Christ subsp. <i>matsumureana</i> (Makin)	107
シダ	コケシノブ科	コケシノブ	<i>Mecodium wrightii</i> (Bosch) Copel.	2
シダ	コバノイシカグマ科	イヌシダ	<i>Dennstaedtia pilosella</i> (Hook.) Ching	1
シダ	コバノイシカグマ科	コバノイシカグマ	<i>Dennstaedtia scabra</i> (Wall. ex Hook.)	1
シダ	コバノイシカグマ科	ワラビ	<i>Pteridium aquilinum</i> (L.) Kuhn var. <i>latiuschium</i> (Desv.) Und.	12
シダ	シシガシラ科	シシガシラ	<i>Blechnum niponicum</i> (Kunze) Makino f. <i>flabellatum</i> K.Sato	64
シダ	ゼンマイ科	ゼンマイ	<i>Osmunda japonica</i> Thunb. f. <i>divisa</i> (Makino) Tagawa	21
シダ	タデ科	ミヅソバ	<i>Polygonum thunbergii</i> Siebold et Zucc.	29
シダ	チャセンシダ科	コタニワタリ	<i>Asplenium japonicum</i> (Kom.) Akasawa	11
シダ	トクサ科	スギナ	<i>Equisetum arvense</i> L. f. <i>campestre</i> (Schultz) Klinge	12
シダ	ハナヤスリ科	フユノハナワラビ	<i>Sceptridium ternatum</i> (Thunb.) Lyon	2
シダ	ヒカゲノカズラ科	タカネヒカゲノカズラ	<i>Diphasiastrum nikoense</i> (Franch. et	1
シダ	ヒカゲノカズラ科	ヒカゲノカズラ	<i>Lycopodium clavatum</i> L. var. <i>nipponicum</i>	5
シダ	ヒメシダ科	オオバショリマ	<i>Lastrea quelpaertensis</i> (H.Christ)	51
シダ	ヒメシダ科	ミヅシダ	<i>Leptogramma mollissima</i> (Fisch. ex	40
シダ	ヒメシダ科	ミヤマワラビ	<i>Phegopteris connectilis</i> (Michx.) Watt	4
シダ	ホウライシダ科	クジャクシダ	<i>Adiantum pedatum</i> L.	23
シダ	ホウライシダ科	イワガネゼンマイ	<i>Coniogramme intermedia</i> Hieron.	2
木本	イネ科	チシマザサ	<i>Sasa kurilensis</i> (Rupr.) Makino et Shibata f. <i>pseudokurilensis</i> (Nakai)	259
木本	イネ科	チマキザサ	<i>Sasa palmata</i> (Lat.-Marl. ex Burb.) E.G.Camus f. <i>australis</i> (Makino)	4
木本	イネ科	クマイザサ	<i>Sasa senanensis</i> (Franch. Et Sav.) Rehd.	5
草本	アカネ科	クルマバソウ	<i>Asperula odorata</i> L.	5
草本	アカネ科	ヨツバムグラ	<i>Galium bungei</i> Steud. var. <i>trachyspermum</i> (A.Gray) Cufod.	1
草本	アカネ科	ヒメヨツバノムグラ	<i>Galium gracilens</i> (A.Gray) Makino	2
草本	アカネ科	エゾノヨツバムグラ	<i>Galium kamtschaticum</i> Steller ex Roem. et Schult.	28
草本	アカネ科	クルマムグラ	<i>Galium nipponicum</i> Makino, nom. superfl.	33

分類	科	種名	Latinname	出現数
草本	アカネ科	ソナレムグラ	Hedyotis biflora (L.) Lam. var. parvifolia Hook. et Arn.	5
草本	アカバナ科	ミヤマタニタデ	Circaea alpina L.	2
草本	アカバナ科	タニタデ	Circaea erubescens Franch. et Sav.	9
草本	アカバナ科	イワアカバナ	Epilobium cephalostigma Hausskn.	7
草本	アカバナ科	メマツヨイグサ	Oenothera biennis L.	1
草本	アケビ科	ミツバアケビ	Akebia trifoliata (Thunb.) Koidz.	19
草本	アブラナ科	ナズナ	Capsella bursa-pastoris (L.) Medik.	1
草本	アブラナ科	オオバタネツケバナ	Cardamine flexuosa With. subsp. regeliana (Miq.) O.E.Schulz	3
草本	アブラナ科	ミズタガラシ	Cardamine lyrata Bunge	1
草本	アブラナ科	ワサビ	Eutrema wasabi Maxim.	2
草本	アブラナ科	ミチバタガラシ	Rorippa heterophylla (Blume)	2
草本	アブラナ科	イヌガラシ	Rorippa indica (L.) Hiern	1
草本	アブラナ科	スカシタゴボウ	Rorippa islandica (Oeder) Borbán var. fernaldiana Butters et Abbe	2
草本	イチヤクソウ科	ウメガサソウ	Chimaphila japonica Miq.	2
草本	イネ科	コヌカグサ	Agrostis alba auct. non L.	1
草本	イネ科	コブナグサ	Arthraxon hispidus (Thunb.) Makino var. muticus (Honda) Ohwi	4
草本	イネ科	ノガリヤス	Calamagrostis arundinacea (L.) Roth subsp. brachytricha (Steud.) Tzvelev	1
草本	イネ科	イワノガリヤス	Calamagrostis langsдорffii (Link) Trin.	1
草本	イネ科	ヒロハコメススキ	Deschampsia caespitosa (L.) Beauv. Var. festucaefolia Honda	5
草本	イネ科	メヒシバ	Digitaria adscendens (Kunth) Henrard	3
草本	イネ科	コメヒシバ	Digitaria chinensis Hornem.	9
草本	イネ科	タイヌビエ	Echinochloa crus-galli (L.) P.Beauv. subsp. hispidula auct. non (Retz.)	1
草本	イネ科	イヌビエ	Echinochloa crus-galli (L.) P.Beauv. var. austrojaponensis Ohwi	1
草本	イネ科	オヒシバ	Eleusine indica (L.) Gaertn.	1
草本	イネ科	ナルコビエ	Eriochloa villosa (Thunb.) Kunth	1
草本	イネ科	アシボン	Eulalia viminea (Trin.) Kuntze var. polystachya (Franch. et Sav.) T.Koyama	3
草本	イネ科	ウシノケグサ	Festuca ovina L.	1
草本	イネ科	ミヤマドジョウツナギ	Glyceria arundinacea auct. non	28
草本	イネ科	ススキ	Miscanthus sinensis Andersson	21
草本	イネ科	ヌマガヤ	Molinia japonica Hack.	1
草本	イネ科	オオバチヂミザサ	Oplismenus compositus (L.) P.Beauv. subsp. patens (Honda) T.Koyama	22
草本	イネ科	オバチヂミザサ	Oplismenus compositus f. patens	1
草本	イネ科	チヂミザサ	Oplismenus hirtellus auct. non (L.)	19
草本	イネ科	イネ	Oryza sativa L. var. terrestris Makino	1
草本	イネ科	ヌカキビ	Panicum bisulcatum Thunb.	10
草本	イネ科	ヨシ	Phragmites communis Trin.	2
草本	イネ科	スズメノカタビラ	Poa annua L.	4
草本	イネ科	ナガハダサ	Poa pratensis L.	3
草本	イネ科	キンエノコロ	Setaria glauca auct. non (L.) P.Beauv.	10
草本	イネ科	エノコログサ	Setaria viridis (L.) P.Beauv. subsp. minor (Thunb.) T.Koyama	4
草本	イラクサ科	ヤマミズ	Achudemia japonica Maxim.	7
草本	イラクサ科	アカソ	Boehmeria tricuspidata (Hance) Makino, excl. basion.	66
草本	イラクサ科	ウワバミソウ	Elatostema involucreatum Franch. et Sav.	46
草本	イラクサ科	ムカゴイラクサ	Laportea bulbifera (Siebold et Zucc.)	41
草本	イラクサ科	ミヤマイラクサ	Laportea macrostachya (Maxim.) Ohwi	22
草本	イラクサ科	アオミズ	Pilea mongolica Wedd.	18
草本	イワウメ科	オオイワカガミ	Shortia magna (Makino) Makino	1
草本	イワウメ科	イワカガミ	Shortia soldanelloides (Siebold et Zucc.) Makino	56
草本	イワウメ科	コイワカガミ	Shortia soldanelloides (Siebold et Zucc.) Makino f. alpina (Maxim.)	17

分類	科	種名	Latinname	出現数
草本	イワウメ科	イワウチワ	Shortia uniflora (Maxim.) Maxim.	22
草本	イワデンダ科	ミヤマシゲシダ	Athyrium pycnosorum H.Christ	4
草本	ウコギ科	ウド	Aralia cordata Thunb.	33
草本	ウコギ科	ハリブキ	Oplopanax japonicus (Nakai) Nakai	4
草本	ウコギ科	トチバニンジン	Panax pseudoginseng Wall. subsp. japonicus (C.A.Mey.) H.Hara	5
草本	ウマノスズクサ科	コシノカンアオイ	Heterotropa megacalyx F.Maek.	10
草本	ウリ科	ミヤマニガウリ	Schizopepon bryoniifolius Maxim.	17
草本	オオバコ科	オオバコ	Plantago asiatica L. f. polystachya (Makino) Nakai	78
草本	オトギリソウ科	オトギリソウ	Hypericum erectum Thunb. f. angustifolium (Y.Kimura) Y.Kimura	3
草本	オトギリソウ科	イワオトギリ	Hypericum kamtschaticum Ledeb. var. hondoense Y.Kimura	20
草本	オトギリソウ科	サワオトギリ	Hypericum pseudopetiolum R.Keller f. parvifolium Y.Kimura	4
草本	オミナエシ科	オミナエシ	Patrinia scabiosifolia Fisch. ex	6
草本	オミナエシ科	コキンレイカ	Patrinia triloba (Miq.) Miq.	8
草本	カタバミ科	コミヤマカタバミ	Oxalis acetosella L.	7
草本	カタバミ科	ミヤマカタバミ	Oxalis acetosella L. subsp. griffithii (Edgew. et Hook.f.) H.Hara	9
草本	カタバミ科	カタバミ	Xanthoxalis corniculata (L.) Small	3
草本	カヤツリグサ科	イトハナビデンツキ	Bulbostylis capillaris (L.) C.B.Clarke subsp. trifida (Nees) T.Koyama	1
草本	カヤツリグサ科	ミノボロスゲ	Carex albata Boott ex Franch. et Sav.	1
草本	カヤツリグサ科	ミヤマカンスゲ	Carex atroviridis Ohwi	99
草本	カヤツリグサ科	ショウジョウスゲ	Carex blepharicarpa Franch. var. dueensis (Meinsh.) Akiyama	14
草本	カヤツリグサ科	ハリガネスゲ	Carex capillacea Boott	2
草本	カヤツリグサ科	ハリスゲ	Carex hakonensis Franch. Et Savat.	4
草本	カヤツリグサ科	ホソバカンスゲ	Carex morrowii Boott var. temnolepis (Franch.) Ohwi ex Araki	17
草本	カヤツリグサ科	ヒメスゲ	Carex oxyandra (Franch. et Sav.) Kudo	2
草本	カヤツリグサ科	ヤチカワズスゲ	Carex stellulata Gooden. var. omiana (Franch. et Sav.) Kük. ex Matsum.	7
草本	カヤツリグサ科	ヒメクグ	Cyperus brevifolius (Rottb.) Hassk. subsp. leirolepis (Franch. et Sav.)	2
草本	カヤツリグサ科	チャガヤツリ	Cyperus x amuricocompressus T.Koyama	2
草本	カヤツリグサ科	ハリイ	Eleocharis congesta D.Don subsp. japonica (Miq.) T.Koyama	1
草本	カヤツリグサ科	ワタスゲ	Eriophorum fauriei E.G.Camus	11
草本	カヤツリグサ科	アブラガヤ	Scirpus wichurae Boeck.	6
草本	キキョウ科	ソバナ	Adenophora remotiflora (Siebold et	3
草本	キキョウ科	イワシャジン	Adenophora takedae Makino	4
草本	キキョウ科	ヤマホタルブクロ	Campanula punctata Lam. subsp. hondoensis (Kitam.) Kitam.	1
草本	キキョウ科	ツルニンジン	Codonopsis lanceolata (Siebold et Zucc.) Trautv.	6
草本	キキョウ科	タニギキョウ	Peracarpa carnosus (Wall.) Hook.f. et Thomson f. macrantha H.Hara	12
草本	キク科	ヤマハハコ	Anaphalis margaritacea (L.) Benth. et Hook.f. subsp. angustior (Miq.) Kitam.	8
草本	キク科	ヨモギ	Artemisia princeps Pamp.	25
草本	キク科	ノコンギク	Aster ageratoides Turcz. subsp. ovatus (Franch. et Sav.) Kitam.	6
草本	キク科	センダングサ	Bidens biternata (Lour.) Merr. et	7
草本	キク科	アメリカセンダングサ	Bidens frondosa L.	3
草本	キク科	カニコウモリ	Cacalia adenostyloides (Franch. et Sav. ex Maxim.) Matsum.	20
草本	キク科	モミジガサ	Cacalia delphiniifolia Siebold et Zucc.	10
草本	キク科	ウスゲタマブキ	Cacalia farfarifolia Siebold et Zucc. var. farfarifolia	1

分類	科	種名	Latinname	出現数
草本	キク科	イヌドウナ	<i>Cacalia hastata</i> L. subsp. <i>orientalis</i> Kitam. var. <i>tanakae</i> (Franch. et Sav.)	22
草本	キク科	ヨブスマソウ	<i>Cacalia hastata</i> L. subsp. <i>orientalis</i>	1
草本	キク科	ガンクビソウ	<i>Carpesium divaricatum</i> Siebold et Zucc.	4
草本	キク科	トキンソウ	<i>Centipeda minima</i> (L.) A. Braun et Asch.	3
草本	キク科	ナンブアザミ	<i>Cirsium nipponicum</i> (Maxim.) Makino var. <i>amplexicaule</i> (Nakai) Kitam.	18
草本	キク科	オオアレチノギク	<i>Conyza floribunda</i> Kunth	3
草本	キク科	ハルジョウ	<i>Erigeron philadelphicus</i> L.	2
草本	キク科	ヨツバヒヨドリ	<i>Eupatorium chinense</i> L. subsp. <i>sachalinense</i> (F. Schmidt) Kitam. ex	12
草本	キク科	ニガナ	<i>Ixeris dentata</i> (Thunb.) Nakai	10
草本	キク科	ハナニガナ	<i>Ixeris dentata</i> (Thunb.) Nakai var. <i>albiflora</i> (Makino) Nakai f. <i>amplifolia</i>	33
草本	キク科	ヤマニガナ	<i>Lactuca aogashimaensis</i> Kitam.	1
草本	キク科	オタカラコウ	<i>Ligularia euodon</i> Miq.	10
草本	キク科	メタカラコウ	<i>Ligularia stenocephala</i> (Maxim.) Matsum. et Koidz.	1
草本	キク科	ヤクシソウ	<i>Paraixeris denticulata</i> (Houtt.) Nakai	2
草本	キク科	フキ	<i>Petasites japonicus</i> (Siebold et Zucc.)	97
草本	キク科	ヒメジョオン	<i>Phalacrolooma annuum</i> (L.) Dumort.	5
草本	キク科	コウゾリナ	<i>Picris hieracioides</i> L. var. <i>qlabrescens</i> (Regel) Ohwi	5
草本	キク科	シラネアザミ	<i>Saussurea nikoensis</i> Franch. et Sav.	8
草本	キク科	ハンゴンソウ	<i>Senecio cannabifolius</i> Less.	1
草本	キク科	キオン	<i>Senecio nemorensis</i> L. subsp. <i>fuchsii</i> (C.C. Gmel.) Durand	14
草本	キク科	ミヤマアキノキリンソウ	<i>Solidago decurrens</i> Lour.	31
草本	キク科	アキノキリンソウ	<i>Solidago japonica</i> Kitam.	37
草本	キク科	オヤマボクチ	<i>Synurus pungens</i> (Franch. et Sav.)	1
草本	キク科	タンポポ	<i>Taraxacum platycarpum</i> Dahlst	5
草本	キク科	カントウタンポポ	<i>Taraxacum sendaicum</i> Kitam.	2
草本	キンポウゲ科	ナンタイブシ	<i>Aconitum komatsui</i> Nakai	1
草本	キンポウゲ科	サラシナショウマ	<i>Actaea simplex</i> (DC.) Wormsk. ex Prantl	29
草本	キンポウゲ科	ボタンヅル	<i>Clematis apiifolia</i> DC.	7
草本	キンポウゲ科	ハンショウヅル	<i>Clematis japonica</i> Thunb.	20
草本	キンポウゲ科	パイカオウレン	<i>Coptis quinquefolia</i> Miq.	1
草本	キンポウゲ科	ミツバオウレン	<i>Coptis trifolia</i> (L.) Salisb.	26
草本	キンポウゲ科	シラネアオイ	<i>Glaucidium palmatum</i> Siebold et Zucc.	4
草本	キンポウゲ科	ケキツネノボタン	<i>Ranunculus cantoniensis</i> DC.	1
草本	キンポウゲ科	ヤマキツネノボタン	<i>Ranunculus quelpaertensis</i> Nakai var. <i>quelpaertensis</i> .	14
草本	キンポウゲ科	タガラシ	<i>Ranunculus sceleratus</i> L.	1
草本	キンポウゲ科	カラマツソウ	<i>Thalictrum aquilegifolium</i> L. var. <i>japonicum</i> Nakai	6
草本	キンポウゲ科	モミジカラマツ	<i>Trautvetteria japonica</i> Siebold et Zucc.	13
草本	クマツヅラ科	ハエドクソウ	<i>Phryma asiatica</i> (H. Hara) Probat.	1
草本	ケシ科	タケニグサ	<i>Macleaya cordata</i> (Willd.) R. Br.	3
草本	ゴマノハグサ科	アゼナ	<i>Lindernia pyxidaria</i> L.	2
草本	ゴマノハグサ科	トキワハゼ	<i>Mazus japonicus</i> (Thunb.) Kuntze	1
草本	ゴマノハグサ科	ミヅホオズキ	<i>Mimulus inflatus</i> (Miq.) Nakai	3
草本	ゴマノハグサ科	オオバミゾホオズキ	<i>Mimulus sessilifolius</i> Maxim.	4
草本	ゴマノハグサ科	セリバシオガマ	<i>Pedicularis keiskei</i> Franch. et Sav.	1
草本	ゴマノハグサ科	オニシオガマ	<i>Pedicularis nipponica</i> Makino	6
草本	サクラソウ科	オカトラノオ	<i>Lysimachia clethroides</i> Duby	10
草本	サクラソウ科	コナスビ	<i>Lysimachia japonica</i> Thunb. var. <i>subsessilis</i> F. Maek. ex H. Hara	4
草本	サトイモ科	ヒロハテンナンショウ	<i>Arisaema amurense</i> Maxim. subsp. <i>robustum</i> (Engl.) H. Ohashi et J. Murata, excl. typo et pl. ex Korea	2
草本	シソ科	イヌトウバナ	<i>Calamintha ussuriensis</i> auct. non Regel	54
草本	シソ科	ナギナタコウジュ	<i>Elsholtzia cristata</i> Willd.	9
草本	シソ科	カキドオシ	<i>Glechoma grandis</i> (A. Gray) Kuprian.	5

分類	科	種名	Latinname	出現数
草本	シソ科	カメバヒキオコシ	<i>Isodon kameba</i> Okuyama ex Ohwi	10
草本	シソ科	ヒメシソ	<i>Mosla grosseserrata</i> Maxim.	2
草本	シソ科	シソ	<i>Perilla frutescens</i> (L.) Britton var. <i>acuta</i> (Thunb.) Kudo	1
草本	シソ科	クロバナヒキオコシ	<i>Plectranthus trichocarpus</i> Maxim.	13
草本	シソ科	ウツボグサ	<i>Prunella asiatica</i> Nakai	1
草本	シャクジョウソウ科	シャクジョウソウ	<i>Monotropa hypopithys</i> L.	1
草本	スベリヒユ科	スベリヒユ	<i>Portulaca oleracea</i> L.	2
草本	スミレ科	タチツボスミレ	<i>Viola gryoceras</i> A.Gray f. <i>trifolia</i>	4
草本	スミレ科	オオタチツボスミレ	<i>Viola kusanoana</i> Makino	1
草本	スミレ科	ミヤマスミレ	<i>Viola selkirkii</i> Pursh ex Goldie	10
草本	スミレ科	キスミレ	<i>Viola xanthopetala</i> Nakai	1
草本	セリ科	ミチノクヨロイグサ	<i>Angelica anomala</i> Ave-Lall. subsp. <i>sachalinensis</i> (Maxim.) H.Ohba var. <i>glabra</i> (Koidz.) H.Ohba	36
草本	セリ科	アマニウ	<i>Angelica edulis</i> Miyabe et Yabe	1
草本	セリ科	シラネセンキュウ	<i>Angelica polymorpha</i> Maxim.	10
草本	セリ科	ミツバ	<i>Cryptotaenia canadensis</i> auct. non DC.	5
草本	セリ科	ハナウド	<i>Heraclium lanatum</i> Michx. subsp. <i>moellendorffii</i> (Hance) H.Hara var.	9
草本	セリ科	チドメグサ	<i>Hydrocotyle sibthorpioides</i> Lam.	1
草本	セリ科	シラネニンジン	<i>Ligusticum ajanense</i> (Regel) Koso-Pol.	22
草本	セリ科	イブキゼリモドキ	<i>Ligusticum holopetalum</i> (Maxim.) Hiroe et Constance	4
草本	セリ科	ウマノミツバ	<i>Sanicula elata</i> Buch.-Ham. ex D.Don var. <i>japonica</i> Koidz.	5
草本	セリ科	ヒトリシズカ	<i>Chloranthus japonicus</i> Siebold	8
草本	タデ科	ミズヒキ	<i>Antenoron filiforme</i> (Thunb.) Roberty et	3
草本	タデ科	タニソバ	<i>Cephalophilon nepalense</i> (Meisn.)	12
草本	タデ科	イタドリ	<i>Fallopia japonica</i> (Houtt.) Ronse Decr. var. <i>compacta</i> (Hook.f.) J.Bailey	5
草本	タデ科	イヌタデ	<i>Persicaria blumei</i> (Meisn.) H.Gross	1
草本	タデ科	ハルタデ	<i>Persicaria extremiorientalis</i> (Vorosch.)	1
草本	タデ科	ハナタデ	<i>Persicaria yokusaiana</i> (Makino) Nakai	17
草本	タデ科	ミチヤナギ	<i>Polygonum aviculare</i> L. var. <i>vegetum</i>	1
草本	タデ科	オオイタドリ	<i>Polygonum sachalinense</i> F.Schmidt	18
草本	タデ科	ギンギン	<i>Rumex crispus</i> L. subsp. <i>japonicus</i> (Houtt.) Kitam.	8
草本	ツツジ科	ヒメジャクナゲ	<i>Andromeda polifolia</i> L.	4
草本	ツユクサ科	ツユクサ	<i>Commelina communis</i> L.	11
草本	ツリフネソウ科	ハガクレツリフネ	<i>Impatiens hypophylla</i> Makino	3
草本	ツリフネソウ科	キツリフネ	<i>Impatiens noli-tangere</i> L.	11
草本	ツリフネソウ科	ツリフネソウ	<i>Impatiens textorii</i> Miq.	9
草本	トウダイグサ科	エノキグサ	<i>Acalypha australis</i> L. var. <i>lanceolata</i>	2
草本	ドクダミ科	ドクダミ	<i>Houttuynia cordata</i> Thunb.	1
草本	ナデシコ科	ウシハコベ	<i>Malachium aquaticum</i> (L.) Fr.	1
草本	ナデシコ科	ツメクサ	<i>Sagina japonica</i> (Sw.) Ohwi	3
草本	ナデシコ科	ノミノフスマ	<i>Stellaria alsine</i> Grimm var. <i>undulata</i> (Thunb.) Ohwi	1
草本	ナデシコ科	ハコベ	<i>Stellaria media</i> (L.) Villars	2
草本	バラ科	キンミズヒキ	<i>Agrimonia japonica</i> (Miq.) Koidz.	33
草本	バラ科	ヤマブキショウマ	<i>Aruncus dioicus</i> (Walter) Fernald var. <i>tenuifolius</i> (Nakai ex H.Hara)	19
草本	バラ科	オニシモツケ	<i>Filipendula kamtschatica</i> (Pall.) Maxim.	14
草本	バラ科	チングルマ	<i>Geum pentapetalum</i> (L.) Makino	10
草本	バラ科	ナナカマド	<i>Sorbus americana</i> Marshall subsp. <i>japonica</i> (Maxim.) Kitam.	89
草本	ヒユ科	ヒカゲイノコヅチ	<i>Achyranthes bidentata</i> Bume var. <i>tomentosa</i> (Honda) Hara	1
草本	フウロソウ科	ダンナイフウロ	<i>Geranium eriostemon</i> Fisch. ex DC. var. <i>reinii</i> (Franch. et Sav.) Maxim.	1
草本	フウロソウ科	ゲンノショウコ	<i>Geranium nepalense</i> Sweet subsp. <i>thunbergii</i> (Siebold ex Lindl. et	16

分類	科	種名	Latinname	出現数
草本	ブドウ科	ヤブガラミ	Cayratia japonica (Thunb.) Gagn.	3
草本	ベンケイソウ科	ツルマンネングサ	Sedum sarmentosum Bunge	2
草本	マメ科	ムラサキツメクサ	Trifolium pratense L.	2
草本	マメ科	シロツメクサ	Trifolium repens L.	11
草本	ミズキ科	ゴゼンタチバナ	Chamaepericlymenum canadense (L.) Asch. et Graebn.	39
草本	ミズキ科	ヤマボウシ	Cornus kousa Buerger ex Hance	1
草本	ミズキ科	ハナイカダ	Helwingia japonica (Thunb.) F.Dietr.	14
草本	ミツガシワ科	イワイチョウ	Fauria crista-galli (Menzies ex Hook.) Makino subsp. japonica (Franch.) Bothriospermum tenellum (Hornem.) Fisch. et C.A.Mey.	19
草本	ムラサキ科	ハナイバナ	Bothriospermum tenellum (Hornem.) Fisch. et C.A.Mey.	2
草本	ムラサキ科	ミズタバコ	Trigonotis brevipes (Maxim.) Maxim. ex Benth. ex Hemsl.	1
草本	ムラサキ科	キュウリグサ	Trigonotis peduncularis (Trevir.) Benth. ex Hemsl.	1
草本	メギ科	サンカヨウ	Diphylleia cymosa Michx. subsp. grayi (F.Schmidt) Kitam.	3
草本	モウセンゴケ科	モウセンゴケ	Drosera rotundifolia L.	3
草本	ヤマノイモ科	キクバドコロ	Dioscorea septemloba Thunb.	27
草本	ユキノシタ科	トリアシショウマ	Astilbe congesta (H.Boissieu) Nakai	52
草本	ユキノシタ科	ツルネコノメソウ	Chrysosplenium flagelliferum F.Schmidt	2
草本	ユキノシタ科	オオシラヒゲソウ	Parnassia foliosa Hook.f. et Thomson subsp. japonica (Nakai) Kitam. et Parnassia foliosa Hook.f. et Thomson subsp. nummularia (Maxim.) Kitam. et Parnassia palustris L. var. multiseta	2
草本	ユキノシタ科	シラヒゲソウ	Parnassia foliosa Hook.f. et Thomson subsp. nummularia (Maxim.) Kitam. et Parnassia palustris L. var. multiseta	1
草本	ユキノシタ科	ウメバチソウ	Rodgersia podophylla A.Gray	5
草本	ユキノシタ科	ヤグルマソウ	Rodgersia podophylla A.Gray	44
草本	ユキノシタ科	ダイモンジソウ	Saxifraga fortunei Hook.f. var. crassa	6
草本	ユキノシタ科	クロクモソウ	Saxifraga fusca Maxim. var. kikubuki	4
草本	ユキノシタ科	ユキノシタ	Saxifraga sarmentosa L.	1
草本	ユキノシタ科	ズダヤクシュ	Tiarella polyphylla D.Don	19
草本	ユリ科	ネバリノギラン	Aletris foliata (Maxim.) Bureau et Clintonia udensis Trautv. et C.A.Mey.	13
草本	ユリ科	ツバメオモト	Clintonia udensis Trautv. et C.A.Mey.	12
草本	ユリ科	ホウチャクソウ	Disporum sessile D.Don ex Schult. f. macrophyllum (Koidz.) H.Hara	12
草本	ユリ科	ショウジョウバカマ	Heloniopsis orientalis (Thunb.) Tanaka	58
草本	ユリ科	オオバギボウシ	Hosta sieboldiana (Lodd.) Engler	4
草本	ユリ科	マイヅルソウ	Maianthemum bifolium (L.) F.W.Schmidt subsp. kantschaticum (J.F.Gmel. ex Maianthemum yesoense (Franch. et Sav.) LaFrankie	54
草本	ユリ科	ヒロハユキザサ	Maianthemum yesoense (Franch. et Sav.) LaFrankie	6
草本	ユリ科	ノギラン	Metanartheceium luteoviride Maxim.	1
草本	ユリ科	キンコウカ	Nartheceium asiaticum Maxim.	11
草本	ユリ科	ツクバネソウ	Paris tetraphylla A.Gray	5
草本	ユリ科	オオバタケシマラン	Streptopus amplexifolius (Linn.) DC. Var. papillatus Ohwi	5
草本	ユリ科	タケシマラン	Streptopus japonicus (Maxim.) Ohwi	22
草本	ユリ科	ヒメタケシマラン	Streptopus streptopoides (Ledeb.) Frye et Rigg subsp. streptopoides	47
草本	ユリ科	イワショウブ	Tofieldia japonica Miq.	13
草本	ユリ科	エンレイソウ	Trillium smallii auct. non Maxim.	22
草本	ユリ科	コバイケイソウ	Veratrum stamineum Maxim.	12
草本	ラン科	キンセイラン	Calanthe nipponica Makino	4
草本	ラン科	ナツエビネ	Calanthe reflexa Maxim.	4
草本	ラン科	コイチヨウラン	Ehippianthus sachalinensis Rchb.f.	1
草本	ラン科	アケボノシュスラン	Goodyera foliosa (Lindl.) Benth. ex C.B.Clarke var. maximowicziana	8
草本	ラン科	ヒメミヤマウズラ	Goodyera repens (L.) R.Br.	1
草本	ラン科	コバトシボソウ	Platanthera nipponica Makino	5
草本	ラン科	キソチドリ	Platanthera ophrydioides F.Schmidt	1
草本	リンドウ科	オノエリンドウ	Gentiana takedae Kitag.	14
草本	リンドウ科	タテヤマリンドウ	Gentiana thunbergii (G.Don) Griseb. f. minor (Maxim.) Toyok.	2

分類	科	種名	Latinname	出現数
草本	リンドウ科	ツルリンドウ	<i>Tripterispermum japonicum</i> (Siebold et Zucc.) Maxim.	25
木本	アカネ科	ツルアリドオシ	<i>Mitchella repens</i> L. subsp. <i>undulata</i> (Siebold et Zucc.) H.Hara	26
木本	アジサイ科	ツルアジサイ	<i>Hydrangea anomala</i> D.Don subsp. <i>petiolaris</i> (Siebold et Zucc.)	42
木本	アジサイ科	エゾアジサイ	<i>Hydrangea macrophylla</i> (Thunb.) Ser. subsp. <i>yessoensis</i> (Koidz.) Kitam.	58
木本	アジサイ科	ノリウツギ	<i>Hydrangea paniculata</i> Siebold	36
木本	アジサイ科	イワガラミ	<i>Schizophragma hydrangeoides</i> Siebold et	86
木本	アワブキ科	ミヤマハハソ	<i>Meliosma dilleniifolia</i> (Wall. ex Wight et Arn.) Walp. subsp. <i>tenuis</i> (Maxim.)	16
木本	イヌガヤ科	ハイイヌガヤ	<i>Cephalotaxus harringtonia</i> (Knight ex Forbes) K.Koch var. <i>nana</i> (Nakai)	53
木本	イネ科	イチゴツナギ	<i>Poa sphondylodes</i> Trin.	2
木本	ウコギ科	コシアブラ	<i>Acanthopanax sciadophylloides</i> Franch.	70
木本	ウコギ科	タラノキ	<i>Aralia elata</i> (Miq.) Seem.	4
木本	ウコギ科	ハリギリ	<i>Kalopanax pictus</i> (Thunb.) Nakai var. <i>lutchuensis</i> auct. non (Nakai) Nemoto	23
木本	ウリノキ科	ウリノキ	<i>Marlea macrophylla</i> Siebold et Zucc.	21
木本	ウルシ科	ツタウルシ	<i>Rhus ambigua</i> Lavalles ex Dippel	112
木本	ウルシ科	ヌルデ	<i>Rhus chinensis</i> Mill.	1
木本	ウルシ科	ヤマウルシ	<i>Rhus trichocarpa</i> Miq.	66
木本	エゴノキ科	ハウウンボク	<i>Styrax obassia</i> Siebold et Zucc.	4
木本	オシダ科	シノブカグマ	<i>Polystichopsis mutica</i> (Franch. et Sav.)	76
木本	カエデ科	オガラバナ	<i>Acer caudatum</i> Wall. subsp. <i>ukurunduense</i> (Trautv. et C.A.Mey.)	23
木本	カエデ科	ヒトツバカエデ	<i>Acer distylum</i> Siebold et Zucc.	8
木本	カエデ科	ハウチワカエデ	<i>Acer japonicum</i> Thunb. f. <i>viscosum</i>	82
木本	カエデ科	ヤマモミジ	<i>Acer matsumurae</i> (Koidz.) Koidz.	42
木本	カエデ科	アカメイタヤ	<i>Acer mono</i> Maxim. Var. <i>mayrii</i> Koidz. Ex	84
木本	カエデ科	メグスリノキ	<i>Acer nikoense</i> Maxim., excl. basion.	4
木本	カエデ科	テツカエデ	<i>Acer nipponicum</i> H.Hara	59
木本	カエデ科	ウリハダカエデ	<i>Acer rufinerve</i> Siebold et Zucc.	27
木本	カエデ科	コハウチワカエデ	<i>Acer sieboldianum</i> Miq.	3
木本	カエデ科	ミネカエデ	<i>Acer tschonoskii</i> Maxim.	63
木本	カツラ科	カツラ	<i>Cercidiphyllum japonicum</i> Siebold et Zucc. ex Hoffm. et Schult.	4
木本	カツラ科	ヒロハカツラ	<i>Cercidiphyllum japonicum</i> Siebold et Zucc. ex Hoffm. et Schult. var.	1
木本	カバノキ科	ミヤマカワラハンノキ	<i>Alnus cylindrostachya</i> (H.J.P.Winkl.)	2
木本	カバノキ科	ヤシャブシ	<i>Alnus firma</i> Siebold et Zucc.	1
木本	カバノキ科	オオバヤシャブシ	<i>Alnus firma</i> Siebold et Zucc. var. <i>sieboldiana</i> (Matsum.) H.J.P.Winkl.	1
木本	カバノキ科	ミヤマハンノキ	<i>Alnus hakkodensis</i> Hayashi	7
木本	カバノキ科	ヤマハンノキ	<i>Alnus hirsuta</i> (Turcz.) var. <i>sibirica</i> (Fischer) C. K. Schn	9
木本	カバノキ科	ヤハズハンノキ	<i>Alnus matsumurae</i> Callier	9
木本	カバノキ科	ヒメヤシャブシ	<i>Alnus multinervis</i> (Regel) Callier	2
木本	カバノキ科	カワラハンノキ	<i>Alnus obtusata</i> (Franch. et Sav.) Makino	2
木本	カバノキ科	ウダイカンバ	<i>Betula cordelae</i> Koidz.	17
木本	カバノキ科	ネコシデ	<i>Betula corylifolia</i> Regel et Maxim.	8
木本	カバノキ科	ダケカンバ	<i>Betula ermanii</i> Cham. var. <i>communis</i>	40
木本	カバノキ科	ミズメ	<i>Betula grossa</i> Siebold et Zucc.	13
木本	カバノキ科	シラカバ	<i>Betula platyphylla</i> Sukatchev var. <i>japonica</i> (Miq.) Hara	6
木本	カバノキ科	サワシバ	<i>Carpinus cordata</i> Blume var. <i>microcarpa</i> (Hayashi) Hayashi	5
木本	カバノキ科	アカシデ	<i>Carpinus laxiflora</i> (Siebold et Zucc.)	4
木本	カバノキ科	ツノハシバミ	<i>Corylus sieboldiana</i> Blume	27
木本	キク科	ゴマナ	<i>Aster glehnii</i> F.Schmidt var.	20
木本	キヅシ科	キヅシ	<i>Stachyurus praecox</i> Siebold et Zucc.	30

分類科	種名	Latinname	出現数
木本 クスノキ科	オオバクロモジ	<i>Lindera umbellata</i> Thunb. subsp. membranacea (Maxim.) Kitam.	85
木本 クスノキ科	アブラチャン	<i>Parabenzoïn praecox</i> (Siebold et Zucc.)	46
木本 クマツヅラ科	ムラサキシキブ	<i>Callicarpa japonica</i> Thunb.	1
木本 グミ科	アキグミ	<i>Elaeagnus umbellata</i> Thunb. f. subcoriacea (Nakai et Masam.) Masam.	2
木本 クルミ科	オニグルミ	<i>Juglans ailanthifolia</i> Carri.	6
木本 クルミ科	サワグルミ	<i>Pterocarya rhoifolia</i> Siebold et Zucc.	51
木本 クワ科	ヤマダワ	<i>Morus bombycis</i> Koidz.	3
木本 クワ科	ヤマダワ	<i>Morus bombycis</i> Koidz.	34
木本 シキミ科	シキミ	<i>Illicium philippinense</i> Merr.	6
木本 シナノキ科	シナノキ	<i>Tilia japonica</i> (Miq.) Simonk. var. magna H.Hara	20
木本 シナノキ科	オオバボダイジュ	<i>Tilia maximowicziana</i> Shiras.	8
木本 スイカズラ科	ニワトコ	<i>Sambucus sieboldiana</i> (Miq.) Blume ex	7
木本 スイカズラ科	オオカメノキ	<i>Viburnum furcatum</i> Blume ex Maxim.	138
木本 スイカズラ科	ケナシヤブデマリ	<i>Viburnum plicatum</i> Thunb. subsp. glabrum (Koidz. ex Nakai) Kitam.	8
木本 スイカズラ科	ミヤマシグレ	<i>Viburnum urceolatum</i> Siebold et Zucc. var. procumbens Nakai	34
木本 スイカズラ科	ミヤマガマズミ	<i>Viburnum wrightii</i> Miq.	18
木本 スイカズラ科	タニウツギ	<i>Weigela hortensis</i> (Siebold et Zucc.)	40
木本 スグリ科	ヤシャビシャク	<i>Ribes ambiguum</i> Maxim.	1
木本 ツツジ科	ミヤマホツツジ	<i>Botryostegia bracteata</i> (Maxim.) Stapf	2
木本 ツツジ科	アカモノ	<i>Diplycosia adenothrix</i> (Miq.) Nakai	8
木本 ツツジ科	ベニサラサドウダン	<i>Enkianthus campanulatus</i> (Miq.) G.Nicholson var. rubicundus (Matsum.	3
木本 ツツジ科	ハナヒリノキ	<i>Eubotryoides grayana</i> (Maxim.) H.Hara	23
木本 ツツジ科	アクシバ	<i>Hugeria japonica</i> (Miq.) Nakai	37
木本 ツツジ科	ウラジロハナヒリノキ	<i>Leucothoe grayana</i> Maxim. var. glaucina Koidz. ex Nakai	7
木本 ツツジ科	ウラジロヨウラク	<i>Menziesia ciliicalyx</i> (Miq.) Maxim. var. multiflora (Maxim.) Makino	23
木本 ツツジ科	コヨウラクツツジ	<i>Menziesia pentandra</i> Maxim.	18
木本 ツツジ科	ヨウラクツツジ	<i>Menziesia purpurea</i> Maxim.	3
木本 ツツジ科	イワナシ	<i>Parapyrola asiatica</i> (Maxim.) Kitam.	9
木本 ツツジ科	ムラサキヤシオ	<i>Rhododendron albrechtii</i> Maxim.	67
木本 ツツジ科	ハクサンシャクナゲ	<i>Rhododendron fauriei</i> Franch. var. roseum (Koidz.) Nakai	31
木本 ツツジ科	アズマシャクナゲ	<i>Rhododendron metternichii</i> Siebold et Zucc. subsp. pentamerum (Maxim.)	26
木本 ツツジ科	ユキグニミツバツツジ	<i>Rhododendron nudipes</i> Nakai subsp. niphophilum T.Yamaz.	5
木本 ツツジ科	ホツツジ	<i>Tripetaleia paniculata</i> Siebold et Zucc.	50
木本 ツツジ科	サラサドウダン	<i>Tritomodon campanulatus</i> (Miq.) F.Maek. ex Okuyama	12
木本 ツツジ科	ヒメウスノキ	<i>Vaccinium myrtilloides</i> L. var. yatabei (Makino) Matsum. et Komatsu	1
木本 ツツジ科	マルバウスゴ	<i>Vaccinium ovalifolium</i> Sm. var. shikokianum (Nakai) H.Hara	1
木本 ツツジ科	オオバスのノキ	<i>Vaccinium smallii</i> A.Gray var. smallii	7
木本 ツツジ科	クロマメノキ	<i>Vaccinium uliginosum</i> L.	18
木本 ツツジ科	ウスノキ	<i>Vaccinium usunoki</i> Nakai	48
木本 トチノキ科	トチノキ	<i>Aesculus turbinata</i> Blume	55
木本 ニシキギ科	コマユミ	<i>Euonymus alatus</i> (Thunb.) Siebold f. ciliatodentatus (Franch. et Sav.)	25
木本 ニシキギ科	マユミ	<i>Euonymus hamiltonianus</i> Wall. subsp. sieboldianus H.Hara	27
木本 ニシキギ科	サワダツ	<i>Euonymus melananthus</i> Franch. et Sav.	2
木本 ニシキギ科	カントウマユミ	<i>Euonymus sieboldianus</i> Blume var. nikoensis (Nakai) Ohwi	5
木本 ニシキギ科	クロヅル	<i>Tripterygium regelii</i> Sprague et Takeda var. occidentale T.Yamaz.	97

分類科	種名	Latinname	出現数
木本 ニレ科	ハルニレ	<i>Ulmus japonica</i> (Rehder) Sarg.	1
木本 ニレ科	オヒョウ	<i>Ulmus laciniata</i> (Trautv.) Mayr var. <i>laevigata</i> Inokuma	4
木本 ニレ科	ケヤキ	<i>Zelkova serrata</i> (Thunb.) Makino	3
木本 バラ科	アズキナシ	<i>Micromeles alnifolia</i> (Siebold et Zucc.)	7
木本 バラ科	ヒメヘビイチゴ	<i>Potentilla centigrana</i> Maxim.	19
木本 バラ科	ミツバツチドリ	<i>Potentilla freyniana</i> Bornm.	6
木本 バラ科	ウワミズザクラ	<i>Prunus grayana</i> Maxim.	33
木本 バラ科	ミネザクラ	<i>Prunus nipponica</i> Matsum.	3
木本 バラ科	クマイチゴ	<i>Rubus crataegifolius</i> Bunge	22
木本 バラ科	ゴヨウイチゴ	<i>Rubus japonicus</i> Maxim. ex Kuntze	36
木本 バラ科	ミヤマニガイチゴ	<i>Rubus koehneanus</i> Focke	6
木本 バラ科	ナワシロイチゴ	<i>Rubus parvifolius</i> L.	7
木本 バラ科	エビガライチゴ	<i>Rubus phoenicolasius</i> Maxim.	1
木本 バラ科	ベニバナイチゴ	<i>Rubus spectabilis</i> Pursh subsp. <i>vernus</i> (Focke) Focke	2
木本 ヒノキ科	スギ	<i>Cryptomeria japonica</i> (L.f.) D.Don	40
木本 ヒノキ科	クロベ	<i>Thuja standishii</i> (Gord.) Carr.	56
木本 ブドウ科	ヤマブドウ	<i>Vitis amurensis</i> Rupr. var. <i>coignetiae</i> (Pulliat ex Planch.) Nakai	35
木本 ブナ科	クリ	<i>Castanea crenata</i> Siebold et Zucc. var. <i>kusakuri</i> (Blume) Nakai	3
木本 ブナ科	ブナ	<i>Fagus crenata</i> Blume f. <i>grandifolia</i> (Nakai) Hayashi	116
木本 ブナ科	ミズナラ	<i>Quercus crispula</i> Blume f. <i>longifolia</i> (Nakai) M.Kikuchi	55
木本 マタタビ科	サルナシ	<i>Actinidia arguta</i> (Siebold et Zucc.) Planch. ex Miq.	22
木本 マタタビ科	ミヤママタタビ	<i>Actinidia kolomikta</i> (Maxim. et Rupr.)	1
木本 マタタビ科	マタタビ	<i>Actinidia polygama</i> (Siebold et Zucc.) Planch. ex Maxim.	22
木本 マツ科	オオシラビソ	<i>Abies mariesii</i> Mast. f. <i>hayachinensis</i>	62
木本 マツ科	カラマツ	<i>Larix leptolepis</i> (Siebold et Zucc.)	17
木本 マツ科	トウヒ	<i>Picea jezoensis</i> (Siebold et Zucc.) <i>Carri&#232;re</i> subsp. <i>hondoensis</i> (Mayr) P.Schmidt	2
木本 マツ科	キタゴヨウ	<i>Pinus parviflora</i> Siebold et Zucc. subsp. <i>pentaphylla</i> (Mayr) Businsky	18
木本 マツ科	ハイマツ	<i>Pinus pumila</i> (Pall.) Regel var. <i>kubinaga</i> Ishii et Kusaka	1
木本 マツ科	コメツガ	<i>Tsuga diversifolia</i> (Maxim.) Mast.	49
木本 マメ科	イタチハギ	<i>Amorpha fruticosa</i> L.	3
木本 マメ科	ヌスビトハギ	<i>Desmodium oxyphyllum</i> DC.	22
木本 マメ科	メドハギ	<i>Lespedeza juncea</i> (L. fil.) Pers. var. <i>subsessilis</i> Miq.	2
木本 マメ科	フジキ	<i>Platyosprion platycarpum</i> (Maxim.)	15
木本 マメ科	クズ	<i>Pueraria montana</i> (Lour.) Merr. var. <i>montana</i> (Willd.) Maesen et S.M.Almeida	8
木本 マンサク科	マンサク	<i>Hamamelis japonica</i> Siebold et Zucc.	1
木本 マンサク科	マルバマンサク	<i>Hamamelis japonica</i> Siebold et Zucc. subsp. <i>obtusata</i> (Makino) Suqim.	20
木本 ミカン科	キハダ	<i>Phellodendron amurense</i> Rupr. var. <i>sachalinense</i> F.Schmidt	6
木本 ミカン科	ツルシキミ	<i>Skimmia japonica</i> Thunb. var. <i>itermedia</i> <i>Komatsu</i> form. <i>Repens</i> (Nakai) Hara	22
木本 ミズキ科	ヒメアオキ	<i>Aucuba japonica</i> Thunb. var. <i>borealis</i> Miyabe et Kudo	16
木本 ミズキ科	ミズキ	<i>Bothrocaryum controversum</i> (Hemsl. ex Prain) Pojark.	24
木本 モクセイ科	アオダモ	<i>Fraxinus lanuginosa</i> Koidz. var. <i>serrata</i> (Nakai) H.Hara	93
木本 モクレン科	ホオノキ	<i>Magnolia obovata</i> auct. non Thunb.	15
木本 モクレン科	タムシバ	<i>Magnolia salicifolia</i> (Siebold et Zucc.)	52

分類	科	種名	Latinname	出現数
木本	モチノキ科	イヌツゲ	<i>Ilex crenata</i> Thunb.	10
木本	モチノキ科	ハイイヌツゲ	<i>Ilex crenata</i> Thunb. var. <i>caespitosa</i>	4
木本	モチノキ科	ヒメモチ	<i>Ilex leucoclada</i> (Maxim.) Makino	33
木本	モチノキ科	ツルツゲ	<i>Ilex rugosa</i> F.Schmidt var. <i>hondoensis</i>	1
木本	モチノキ科	ウメドキ	<i>Ilex serrata</i> Thunb.	2
木本	モチノキ科	アカミノイヌツゲ	<i>Ilex sugerokii</i> Maxim. subsp. <i>brevipedunculata</i> (Maxim.) Makino	57
木本	ヤナギ科	バッコヤナギ	<i>Salix bakko</i> Kimura	14
木本	ヤナギ科	イヌコリヤナギ	<i>Salix integra</i> Thunb.	2
木本	ヤナギ科	オノエヤナギ	<i>Salix sachalinensis</i> F.Schmidt	2
木本	ヤブコウジ科	ヤブコウジ	<i>Ardisia japonica</i> (Thunb.) Blume	2
木本	ユズリハ科	エゾユズリハ	<i>Daphniphyllum humile</i> Maxim. ex Franch.	8
木本	リョウブ科	リョウブ	<i>Clethra barbinervis</i> Siebold et Zucc.	47

栄村にブナが多いわけ

1. はじめに

ブナ (*Fagus crenata* Blume)は、北海道渡島半島から鹿児島県の高隈山に至る広い範囲で自生する高木性の落葉広葉樹である。北海道から本州、四国、九州の「冷温帯」と呼ばれる比較的寒冷な地域に広く分布しており、青森県と秋田県にまたがる世界遺産の「白神山地」に代表されるブナ林は、全国各地に広がっている。

長野県北部に位置する栄村では、村内に広くブナが分布しているが、長野県を広く見てみると、図1に示すように、ブナが広く分布しているのは栄村を中心とする北信地方の一部と、北アルプス及び南アルプスの周辺に限定されており、ブナは長野県下で広く普通に分布している種類とは言い難い。

長野県の中南部では、ブナが成立はしているもののそれ以外の樹木と一緒に生えている「ブナの混交林」となっている場合が多い。また、図1に示した「ブナが認められる場所」になると、ブナがごく少数点在するのみで、場合によっては単木でしか見られない場所もあるなど、よほど注意しておかないとブナを探すのが難しい場所もある。

このようにブナの成立状態には長野県内でも大きな違いがあるが、なぜ、長野県の中でも栄村にはブナが多く生育しているのだろうか。本論では、これまでの研究成果をもとに「栄村でブナが多く成立している理由」を考察する。

2. ブナ人工林の成長

研究の手始めにブナ人工林の調査を行いながら、長野県内でこれまでに造成されたブナ人工林 10 箇所の樹高成長に関するデータを整理したところ、ブナは植えてから樹高 2m に達するまでに 10 年程度を費やしていた。栄村周辺でも植栽されることが多いスギは、多雪によるマイナス影響があったとしても、平均的に見ると 10 年で 6m 以上に成長すると考えられており、ブナは、初期成長が非常に遅い樹種であるといえた。

その上、同じ場所で日当たりが非常に良い裸地と、アカマツ林に小面積で開いた林内のギャップへ植栽して、その成長を比較したところ、図 2 に示すように林内ギャップへ植栽したブナは、裸地へ植栽したブナに比べて成長が非常に良く、両者の差は顕著だった。この原因を調べるため、葉の形状と、微気象を調べた。その結果、裸地の葉面積は、林内に比

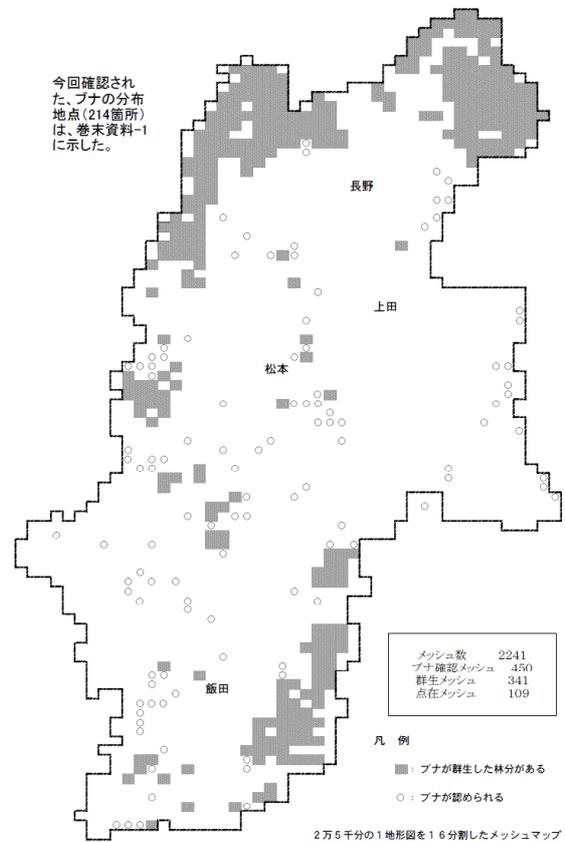


図 1 長野県におけるブナの分布

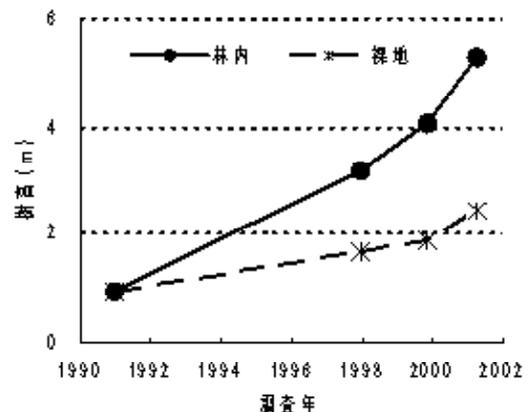


図 2 異なる環境へ植栽したブナの成長経過

べて小さく、個葉の葉厚は裸地で厚くなっていた。また、微気象として温度と湿度を比較したところ、昼間の湿度にのみ林内と裸地で差が認められ、6～9月の着葉期に林内に比べて裸地の湿度が低くなっていた。このように着葉期に乾燥しやすい環境におかれたブナは、水分喪失を防ぐために葉を小型にするとともに葉厚を厚くし、結果として、光合成活動の停滞につながり樹高成長量の低下を招いたと推定された。こうしたことから、ブナは、積雪の多い多雪豪雪地帯を好み、着葉期に著しく乾燥する環境は生育に適さないと考えられた。

3. ブナの更新

ブナの種子は豊凶があり、凶作年にはほとんど結実しないことが知られている。そこで、栄村におけるブナ種子の落下状況を調べたところ、図3のように平成7～16年までの10年間でブナの結実は6回見られたが、稚樹が発生したのは、前年の結実が並作以上の作柄だった平成8年と平成13年の2回だけで、平成13年に発生した稚樹は、病害などにより平成16年までに消失してしまい、平成8年に発生した稚樹も10年後に生残していたのは5%程度だった。

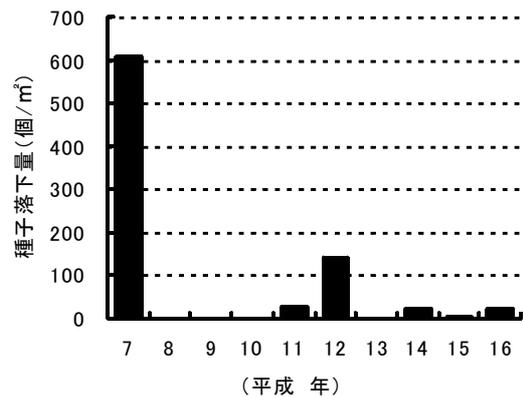


図3 栄村におけるブナ種子落下量の年変動

4. ブナの成林阻害要因

初期成長が遅く、更新も難しいブナであるが、その間にも多くの阻害要因が認められる。全国各地で調べたブナ人工林の成林阻害要因としては、野ネズミやノウサギ、カモシカなどによる摂食被害や、コウモリガなどによる幹への穿孔被害など多くの阻害要因が報告されており、被害が多発する場合には適切な回避措置を講じないと成林は難しいとされている。各種の被害の中でもクワカミキリによる穿孔被害は、幼齢期には枯死する可能性があり、枯死を免れて大径材となっても材質劣化が問題となる。これまで長野県内のブナではあまり見かけることはなかったが、栄村のブナ林では被害が確認されたことから、被害実態を把握するため栄村を事例として調査を行った。栄村村内21箇所でのブナ林でクワカミキリによる穿孔被害の有無を調べたところ、9箇所被害が観察された。被害地の特徴を明らかにするため、調査地の温度環境として温量指数と、被害の発生有無との関係を調べた。

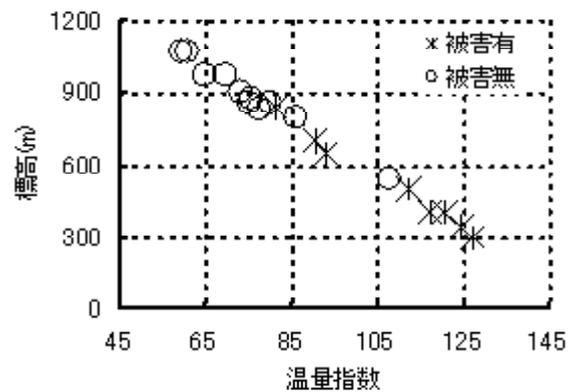


図4 クワカミキリの被害と温量指数との関係

その結果、図4に示すように温量指数85を境に被害発生の有無に明瞭な違いが見られた。クワカミキリの被害は温量指数85以上の低標高地域に集中しており、一般にブナが広く生息している冷温帯の温量指数45～85の間には被害が無かった。このことから、温暖地のブナはクワカミキリの被害を受けやすく、育ちにくいことが明らかとなった。

5. ブナは雪に強い

ブナは成長が遅く、加えて春先に乾燥するような土地では成長がさらに遅くなってしまふ。さらには獣や昆虫による被害も多く見られるなど成林までの道のりは容易ではない。

では、なぜ栄村にはブナが多いのだろうか？

栄村と聞いて最初に思い浮かぶのが「豪雪」。栄村は、全国でも有数の豪雪地帯である。豪雪地帯で

は、雪の重みに耐えられる樹種しか生き残る事が出来ないなど、樹木の成長に対して、雪が大きな制限因子となっている。

豪雪地帯に成立する樹木を見ると、大雪の影響で根元が斜面下部方向へ大きく曲がった根曲がりが発生しているが、ブナを見ると、ほかの樹木に比べて根曲がりが少ない。そこで、栄村村内に認められた若いブナ林で、何本かのブナ幼齢木を掘り上げ、根系の形状を調べてみた。そのうち樹高3m、根元径2.3cmのブナ幼齢木（根元樹齢16年）の根系を図5に示す。調査木は、地下5cm程度の深さで斜面上部方向に発達した直径2cm程度の主根が20cm程度認められ、この部分から太い垂下根が断続的に何本も発生し、すでに抗引っ張り力の強い根系を形成していた。このようにブナは、幼齢木のうちからしっかりした根系を形成しており、積雪による幹への影響を最小限に食い止めている木であることがわかった。

さらに地上部を見ても、雪折れなどの被害を受けにくいことが知られている。事実、2005年に発生した豪雪の後でも、大雪の被害で幹が折れて枯れてしまったようなブナは、スギなどのほかの樹種に比べれば少なく、雪による被害を受けにくい樹種と考えられる。

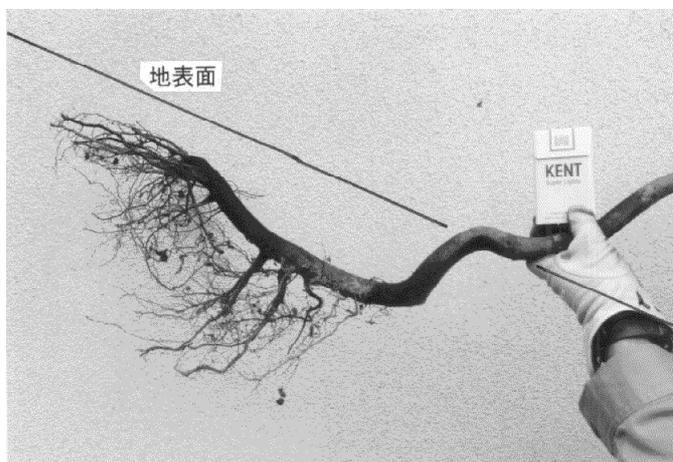


図5 ブナ幼齢木の根系（16年生幼齢木）

6. 雪と共存するブナ

これまでの結果を整理すると、初期成長が遅いブナは、競争相手が多い場所では成長に不利な条件が重なりすぎている事がわかる。ところが、雪に対しては、強い根系を若い頃から形成し、折れにくい幹を作ることで、雪に適応して成長している事がわかった。

雪が多く降ることで、多くの樹種にとっては重大な成長阻害要因になるが、ブナにとってはその悪条件を逆に活かして成長をしているとも考えることが出来る。たとえば、春先の開葉時期を見ても、通常ブナが開葉する4～5月は、長野県下の各地で連日乾燥注意報が発令されるほど乾燥しやすい時期であるが、豪雪地帯であれば残雪の影響で乾燥から逃れることが出来る。

改めて図1に示した長野県のブナ分布を見返してみると、ブナ林が広がっていたのは、豪雪地帯である栄村を中心とした長野県の北部や北アルプスなど多雪地域に限定され、雪が少ない地域ではブナ林が少ないことが読み取れる。実際、図1の資料作成に用いたデータを使って、ブナの分布と、最深積雪深との関係を見たところ、ブナは、積雪深1.5m以下の寡雪地域にはほとんど分布せず、積雪深が多くなるにつれてブナが多く見られていた。

県外に目を転じて見ても、ブナが広く分布し、優占しているのは新潟県や山形県などいずれも多雪・豪雪の地域である。こうしたことからブナは、大雪が降る環境でこそ生き残り、優占することが出来た樹種ではないかと考えられた。

[参考文献]

小山泰弘ほか(2006)ブナを主体とする広葉樹林の造成管理技術の開発、長野県林業総合センター研究報告20号、1-20。

小山泰弘ほか(2002)ブナを主体とした広葉樹人工林の初期管理技術の確立、長野県林業総合センター研究報告16号、1-22。

林野庁(2001)冷温帯地域における広葉樹林施業技術の確立、林野庁新技術地域実用化研究成果、210pp。

小赤沢集落周辺の山地利用の現状について—旧共有地の事例から—

1. はじめに

「今日はカエリにワサビを採りにいこう。」

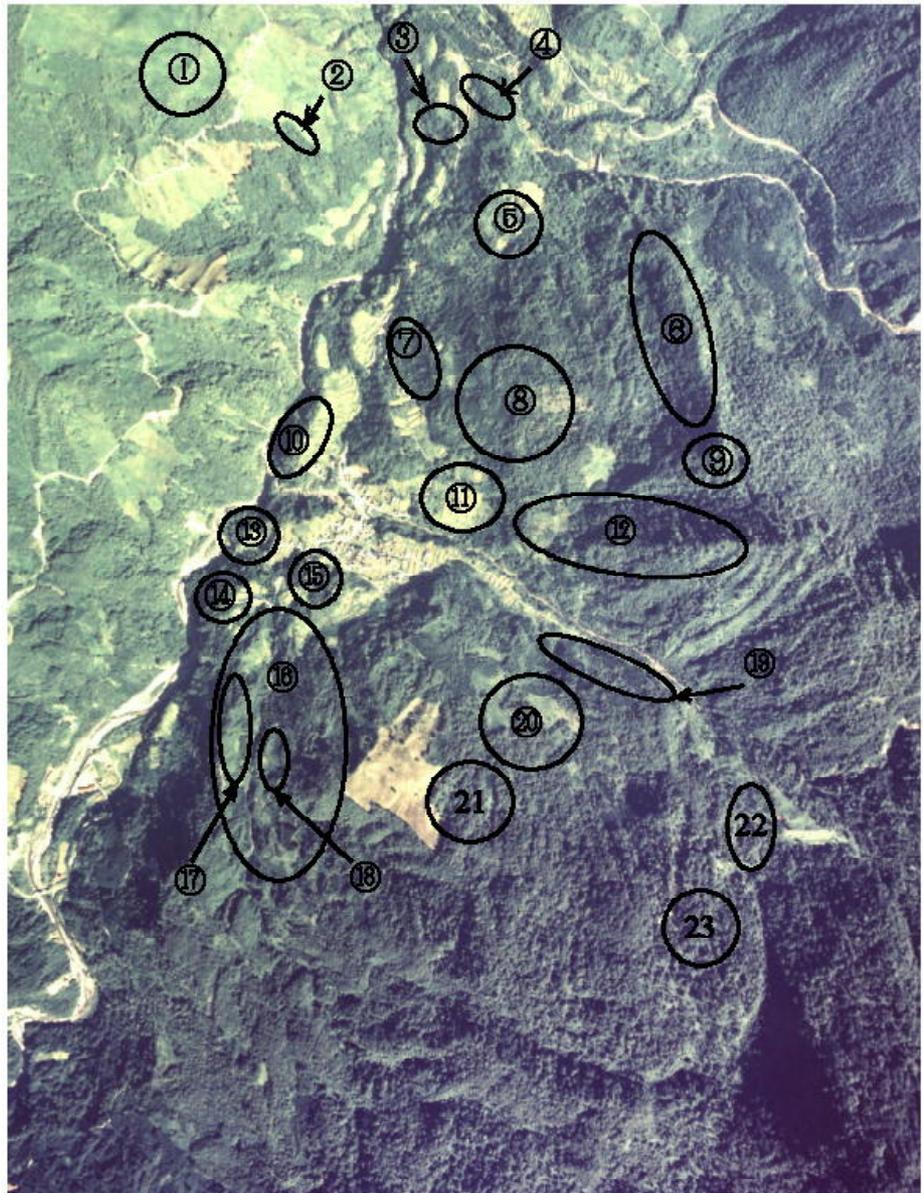
これは小赤沢集落で山菜採集に同行させていただく時に聞いた言葉である。この言葉の中の「カエリ」とは、帰路のことを意味するのではなく、小赤沢集落から苗場山三合目へと向かう道路沿いの、ある特定の場所を示す目的で使用されているのである。

さて、ここで取り上げた「カエリ」は一つの事例であり、図1に示したように、小赤沢集落周辺の山地には、名前をつけられた場所(地名)が集落を取り囲むように、何か所も存在している。

地名は、その土地を何らかの目的で利用する人々がいたからこそ残されているものであるといえる。そして、小赤沢集落についても、名前の付けられたそれぞれの場所は、その周りに生きてきた人々の手による山地の利用活動の舞台となってきた。

ただし、この舞台は変化しなくとも、そこで行われてきた山地の利用活動は、大きく変化しながら、現在へと至っていることが、小赤沢集落をはじめとする秋山地区に残された記録から明らかとなっている。

そこで、本報告では、秋山地区に残された記録などから、その変化について振り返るとともに、いくつかの具体的な事例から、現在に



- ①ヤビツトド ②ヤビツの栃林 ③カツラバシ ④トリゴエ ⑤アマサケ ⑥ナガミネ
 ⑦ヨコミチ ⑧トドノタイラ ⑨トウゲの栃林 ⑩シタムラ ⑪イケノタイラ ⑫マツミネ
 ⑬フチジリ ⑭ナカヤマ ⑮マルヤマ ⑯サオト ⑰ニシノタイラ ⑱ケンバ ⑲カエリ
 ⑳ホーザワトド ㉑カラサザワ ㉒カエリの栃林 ㉓シタミチキ

図1 小赤沢集落周辺の地名

おける小赤沢集落の山地利用の現状について紹介したい。

2. 江戸時代を中心とした秋山地区の山地利用

江戸時代の秋山地区における山地利用の姿を探るために欠かすことのできない史料として、栄村所在の島田汎家文書がある。同家の史料は、村内でも屈指の規模を誇るまとまった文書群であるとされ、秋山地区についても多くの史料が含まれている。ただし、これまではそのうちのごく一部が県史や村史の中で活字化されているにすぎなかった。そのため、江戸時代の秋山地区の山地利用については、断片的な形でしか紹介されることがなかったといえよう。

しかし、それらの史料のうち、秋山地区におけるは、総合地球環境学研究所のプロジェクト「日本列島における人間 - 自然相互関係の歴史的・文化的検討」にともない、史料集『長野県下水内郡栄村 島田汎家文書抄・その一』において翻刻された。今後、その史料集が活用されることにより、より具体的に江戸時代の山地利用の姿が明らかになることが期待される。

さて、ここでは、文政 11 年（1828）秋山地区を訪れた鈴木牧之が記した、『秋山記行』から、当時の山地利用について取り上げてみたい。この紀行文の中には、秋山地区の山地利用の具体的な記述が以下のようにみられる。

「其道すがら、濛々たる若干（そこぼく）の大木原あり。奇樹快岩は連（とて）も毫（ふで）に盡しがたく、辛うじてまた広々たる處に出る。（中略）山林を焼払い、いまだそが中の大木は朽もせず、寐もせず、倒れたる大樹は木肌を頭（あらは）して畑中に横たはり、かかる木石も邪魔とも見えず」〔中ノ平より〕（宮、1971：43）

「都（すべ）て中津の川東は、村と村との境と云（いへ）えども、大樹蒼茫として日の光を禁じ、岩石壘々として行路嶮し。偶（たまたま）先に記せし如く、村家近ければ大樹木切り広げ、小木は焼拂（はらひ）畑となす故、日光朗也（ほがらかなり）。」〔小赤沢より〕（宮、1971：58）

「やや畑や茅原の茫々たるを過て、大樹の中を片登り、或は溪に随って降り、猶奥深く行程、次第次第に道細く、是や樵父杯の迷道ならんと思ふに、高き山の斜に大樹切り倒し、其間の小樹・小枝焼捨〔あれば〕、かかる里地を離れたる山上まで畑伐り開く」〔小赤沢 — 上の原より〕（宮、1971：89）

「是迄尋（たずね）し村々の内に、清水川原や此村には、小田二三枚宛、家近き處にのみ〔あるを〕甚珍敷見請（はなはだめづらしくみうけ）たりと云ふに、稲は村に寄り少々（ちくと）づつ新田を起こし候。極（ごく）早く此秋（あち）山で仕附たもの五十年に届かず、遅き（ち）ものは、右の小田十四、五年以来（こっち）と〔答ふ〕。實に村中に算（かぞふ）る斗（ばかり）故、藁迄も大切に致すと云。」〔小赤沢より〕（宮、1971：58）

ここで紹介した記述からは、限定的ではあるけれども、当時の秋山地区の山地利用の姿を知ることができる。当時、集落の周辺にはわずかばかりの田があったものの、かなり広い範囲で焼畑耕作が行われていた。そして、焼畑耕作が行われていない山地では、鬱蒼とした森林が広がっていた。ただし、この森林についても、まったく利用がされていなかった訳ではなく、栃の実拾いやキノコ採集が行われていたことが、『秋山記行』の中に記されている。

また、前述した島田汎家文書からは、時期によって使用される樹種や作成される品物が異なっているものの、山地に存在する樹木を利用してさまざまな木工品の製作が行われていたことを記す文書が残されていることが報告されている。

そして、上記のような利用が行われていた土地はすべて集落の共有地であり、宅地とその周辺の田や畑は生活のために家単位の占有が認められていただけであったという。(安達、1981 : 144)。つまり、当時の集落周辺の山地は、家単位で欲するだけの広さに焼畑耕作を行うことができ、自由に樹木を伐採することができた^{*1}。そのために、周辺の集落間で焼畑の場所に関する諍いや樹木資源の枯渇などの問題がたびたび起こっていたことが記録に残されている(『長野県下水内郡栄村 島田汎家文書抄・その一』より)。

ここまで述べてきたような江戸時代における集落周辺の山地利用の姿は、明治時代以降大きく移り変わっていくこととなる。そこで、次章では、小赤沢集落を対象に、明治時代から現在にかけての山地利用の変遷をたどってみたい。

3. 小赤沢集落周辺の山地利用の変遷

図2は、小赤沢集落周辺の山地利用の変遷をたどるにあたって、聞き取り調査と先行研究をもとに土地利用形態と土地所有形態を模式図でまとめたものである。以下ではこの図をもとに、論を進めたい。

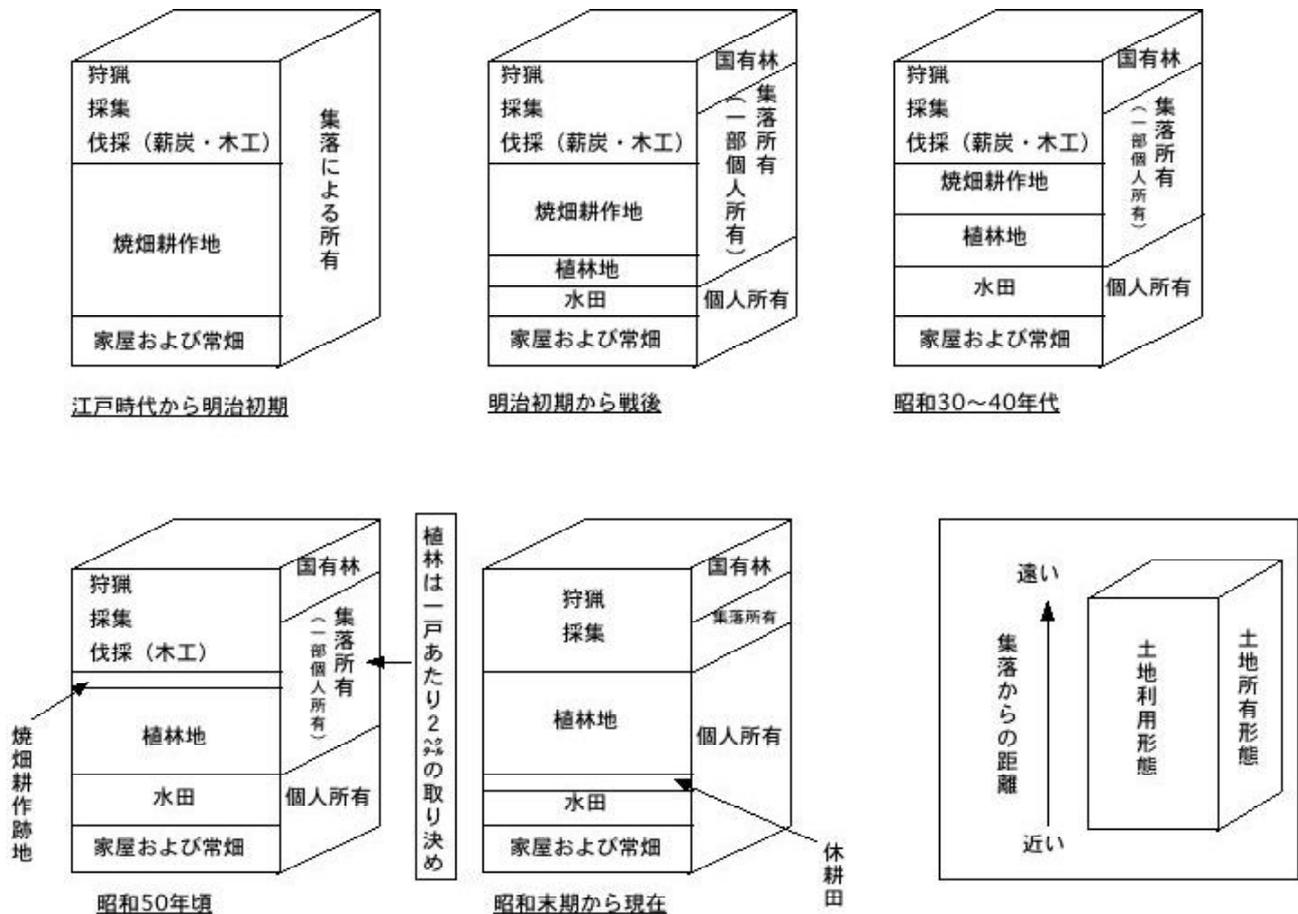


図2 小赤沢集落周辺の土地利用形態と所有形態模式図

① 明治時代以前

集落周辺の山地では、家屋の周りにわずかな田と畑が開かれている以外は、焼畑耕作が広く行われていた。集落からある程度はなれており、焼畑耕作が行われない場所では、薪炭の採取、木工の

*1 ただし、トチノキに関しては、栃の実を採集するために伐採してはならないとされていた(市川、1995 : 61)。

ための材料の獲得、山菜やキノコなどの採集活動、狩猟などが行われていた。

これらの活動の舞台となる土地については、集落の共有地であった。

② 明治時代から第二次世界大戦後まで

秋山地区では、小赤沢集落において明治 8 年（1876）にはじめて水稻が試作されたが、反収は 1 斗 2 升くらいであり、病人の食事として用いられる貴重品であったという（市川、1995：49）。その後、秋山地区では大正時代を中心に開田（秋山地区では「田を掘る」という。）が進み、小赤沢集落では明治 24 年（1892）には 45.7 反であった水田の面積が、昭和 21 年（1946）には 106 反まで増加したとされる（市川、1995：49）。ただし、金肥の導入や品種や苗代の改良が行われるようになり、反収が増加するのは、昭和 30 年代半ばのことであり（田口、2005：92）、昭和 21 年（1946）当時の小赤沢集落で 39.9 ヘクタールの広さの焼畑が行われていた（市川、1995：46）。そして、集落からある程度離れた焼畑耕作が行われていない場所では、薪炭の採取、木工のための材料の獲得、山菜やキノコなどの採集活動、狩猟などが行われていた。さらに、明治後期には、江戸時代には見られなかった植林が、焼畑耕作地において、行われるようになった。

では、このような活動が行われていた山地はどのような所有形態となっていたのであろうか。

安達によれば、明治の地租改正について小赤沢集落では、税金の徴収をおそれて、実際に家単位で占有している場所（家屋や畑、焼畑耕作地）にあっても、個人所有地としてではなく、集落の共有地として申告したという。しかし、一部では、宅地や畑、焼畑耕作地を個人の所有地として申告した家もあり、このような動きが、それ以降の共有地から私有地へという流れの基礎となったと指摘している（安達、1981：144）。

その指摘のとおり、共有地の中から、水田に適した場所や植林予定地をあらかじめ各家に分割する、いわゆる「山割」が明治後期から昭和初期にかけて、幾度か行われている。

まず、植林の適地として、明治 38 年（1905）に小赤沢集落の共有地 100 町歩を 36 戸に分割した^{*1}後、大正 12 年（1923）には、一戸平均 5 反歩を分割したことが報告されている。また、開田の適地として、明治 36 年（1903）に一戸あたり 200 坪、大正 14 年（1925）と昭和 2 年（1927）にそれぞれ 2 反歩ずつの分割が行われたという（市川、1995：53）。この分割のうち、大正 12 年に行われたものは、個人所有地として、登記された以外は、名目上集落の共有地のままとされた。そして、戦後の農地改革によって、それまでに開かれた水田は私有地として認められることとなった。

③ 昭和 30 年から 40 年代

田口によると、太平洋戦争後の食糧難の時期が過ぎ、森林法の影響や水田化、現金収入を求める出稼ぎ人口の増加によって、昭和 27 年頃に焼畑耕作は完全に中止されることとなった（田口、2005：91）。一方で、この時期には、戦後の復興にともなった、木材の価値が上昇したことから、焼畑耕作が行われていた共有地に、積極的な植林が行われた。

この植林地は、小赤沢集落の共有地であるが、そこに植えられた樹木は個人の所有となるという状況となっていた。

④ 昭和 50 年頃

昭和 40 年代からこの時期にかけて、集落からある程度はなれた山地における薪炭の利用はほとんど見られなくなった。また、木工についても観光商品として価値のある木鉢など非常に限定されたものとなった。さらに、昭和 30 年代から 40 年代にかけての毛皮需要の低迷の影響をうけて、現金を獲得する生業としての狩猟の価値が縮小し（田口、2005：93）、一方で、観光産業の影響などもあるため、山菜やキノコを対象とする採集活動の価値が上昇することとなった。

*1 小赤沢集落に住む方からの聞き取りによれば、大正 15 年頃に、明治 38 年以降に分家した 7 軒（シンパモノ）を対象とした分割も行われたという。ただし、明治 38 年に行われた分割よりは一戸あたりの面積は狭かったという。

また、明治初期から約 100 年にわたって行われてきた開田の結果、秋山地区の水田面積は、昭和 40 年代後半にピークを迎えた。

一方で、かつて焼畑耕作が行われていた共有地には植林がおこなわれてきたわけであるが、先にも述べたように、共有地でありながらも、そこに植林した樹木は個人所有となるため、資本と人手がある家では、植林面積をどんどんと拡大していくことが出来るため、小赤沢集落の中には一戸で 2 町歩以上の植林を行う家もあったという（市川、1995：52）。

このような状況では、資本と人手がある家だけが植林地を拡大することができるということで、共有地を個人所有地へと分割するという要望がでてくることとなった（安達、1981：146）。ただ、この時点では共有地の分割がおこなわれず、共有地内に一戸あたり 2 ヘクタール程度の個人植林は認めるが、それ以上は行わないようにという申し合わせが行われたという。

⑤ 昭和末期から現在

この時期には、集落からある程度はなれた山地で行われていた活動は、山菜やキノコなどの採集活動を中心としたものとなり、非常に限定された形で、狩猟や木工が行われることとなった。

また、昭和 50 年代の後半からは、徐々に水田が放棄されることとなり、農林業センサスによれば、平成 17 年（2005）の水田面積は、昭和 45 年（1970）の半分以下となっている。

そして、かつては焼畑耕作地であり、その後は植林地となった共有地には大きな変化が見られた。昭和 58 年から開始された国土調査（地籍調査）の後、小赤沢集落の共有地は、一部を除いて分割が行われ、個人の所有地として登記が行われた。この分割の際には、それまでに植林を行っていた場所については優先的に選択し、それ以外の場所については、各家庭において面積の差が出ないように相談の上で分割が行われたという。

ここまで、聞き取りと先行研究をもとに、小赤沢集落周辺の土地利用の変遷について概観した。その結果、集落周辺の土地に関しては、焼畑耕作地から植林地への変化、そして、共有地から私有地への変化という、2 点の大きな変化がみられたことが明らかとなった。そこで、次章では、かつて共有地であり、現在では分割され私有地となっている 3 か所の事例から、現在の山地利用について取り上げたい。

4. 現在の山地利用

ここで取り上げるのは、図 3 に示した小赤沢集落周辺のアマサケおよびホーザワトドと呼ばれている地域内の個人所有地である。このうち、アマサケは小赤沢集落の北東に約 1.5 km に離れ、天保の飢饉の際に滅びてしまった甘酒集落が位置していた場所の周辺地域である。そして、ホーザワトドは、小赤沢集落から南東に約 1 km 離れた場所に位置する地域である。

以下では、アマサケ内の 2 か所、ホーザワトド内の 1 か所の個人所有地それぞれについて、現地調査の結果をもとに、現在の利用についてみていきたい。

① アマサケ-A

この個人所有地は、標高 800m から 840m にかけての傾斜地に位置し、面積は約 0.8ha となっている。この土地は、明治 38 年に行われた 100 町歩を 36 戸で分割した際に獲得した場所である。ただし、この土地の境界には、国土調査の杭が打たれていることから、私有地として登記されたのは、国土調査以降であると思われる。

さて、現在の利用は大きく分けると、図 4 に示したように、スギの植林地（樹齢は約 50 年）、タケノコ採集のためのチシマザサのヤブの二つに分けることが出来る。

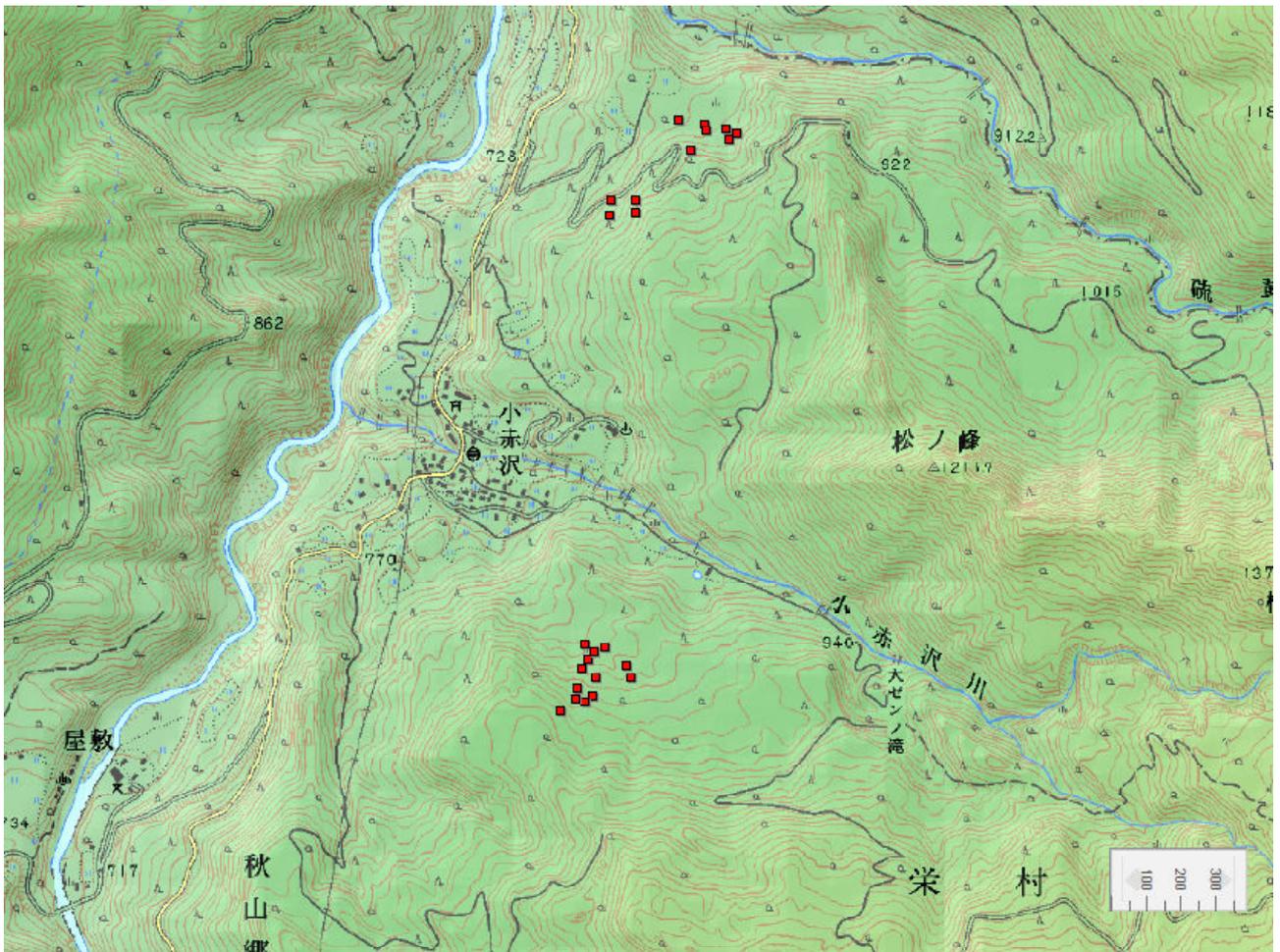


図3 現地調査を行った場所

(国土地理院発行数値地図『25000分の1 高田』より作成)

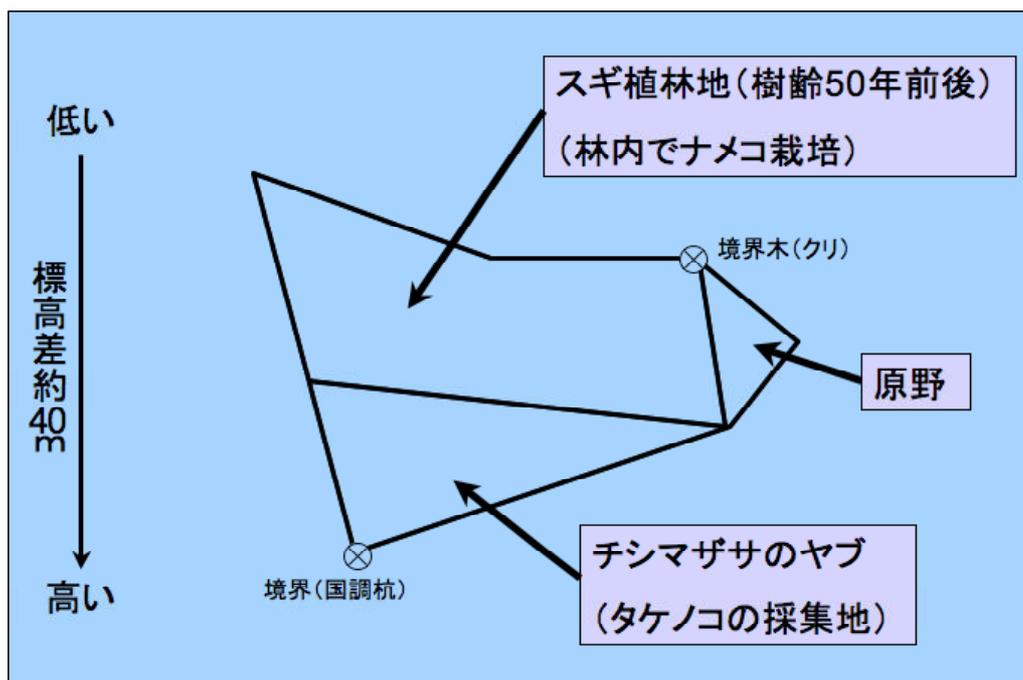


図4 アマサケ-Aの利用模式図

明治 38 年の分割以前は焼畑耕作地として利用されていたが、分割以降は、現在の所有者（昭和 5 年生まれ）の方からの聞き取りによれば、カラマツの植林地として利用されたのち、所有者の父（明治 34 年生まれ・昭和 48 年没）がその土地の一部にスギを植え、現在に至っている。

また、スギの植林地の中では、写真 1 のように、ナメコの栽培が行われている。このナメコの栽培は、昭和 30 年代の中頃から始まったもので、現在では、秋山地区の多くの家庭で行われている。栽培され、採集されたナメコは、家庭や贈答用に用いられるほか、地区内の土産物屋や民宿、旅館、農協などに出荷され、現金収入の一つの手段となっている。そして、写真 2 のようなチシマザサのヤブで採集されたタケノコ（秋山名）についても、ナメコと同様に、家庭用に用いられるほか出荷されている。



写真 1 スギ植林地内のナメコ栽培



写真 2 チシマザサのヤブ内のタケノコ

② アマサケ-B

この個人所有地は、標高 800m から 840m にかけての傾斜地に位置し、面積は約 0.3ha となっている。この土地は、先に述べたアマサケ-A と同じ人物によって所有されているが、昭和 58 年から始まった国土調査（地籍調査）後の分割によって獲得した場所である。

現在は、図 5 に示したように、西半分をスギの植林地（樹齢約 40 年）として利用し、東半分は雑木林となっている。この土地については、分割される以前から所有者とその先祖が利用し続けて来た場所である。約 40 年前に、所有者自らがスギの植林を行う以前は、この

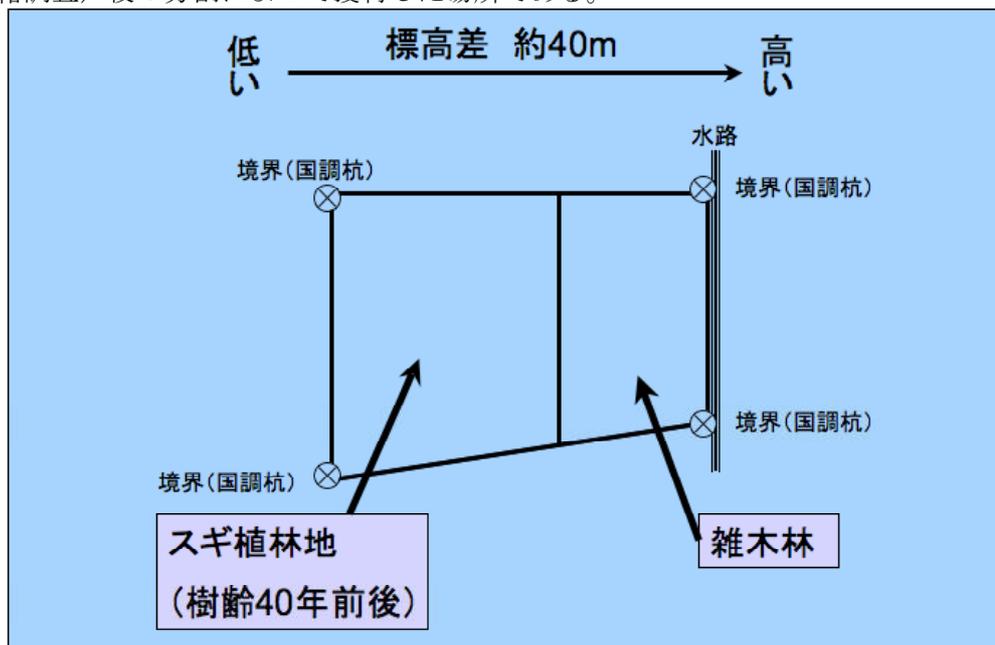


図 5 アマサケ-B の利用模式図

場所は焼畑耕作地として利用されて

いたという。また、この土地の一部は、現在雑木林となっているが、特筆すべき利用は行われていない。

③ ホーザワトド-A

この個人所有地は、標高 900m から 990m にかけての傾斜地に位置し、面積は約 1.4ha となっている。この土地は、民宿を経営する現在の所有者（昭和 4 年生まれ）の父が、明治 38 年に行われた分割以降に分家した 7 軒（シンパモノ）を対象にした分割によって獲得した場所である。この土地はアマサケ-A の土地と同様に、境界には国土調査の杭が打たれていることから、私有地として登記されたのは、国土調査以降のことであると考えられる。

また、平成に入ってから、周辺の土地所有者と共同で作業用の道をあけており、自動車での場所まで容易に近づくことができる。

さて、現在では、図 6 に示したように、大きく分けるとスギの植林地、ギョウジャニンニク・ナメコの栽培地、チシマザサのヤブとなっている。

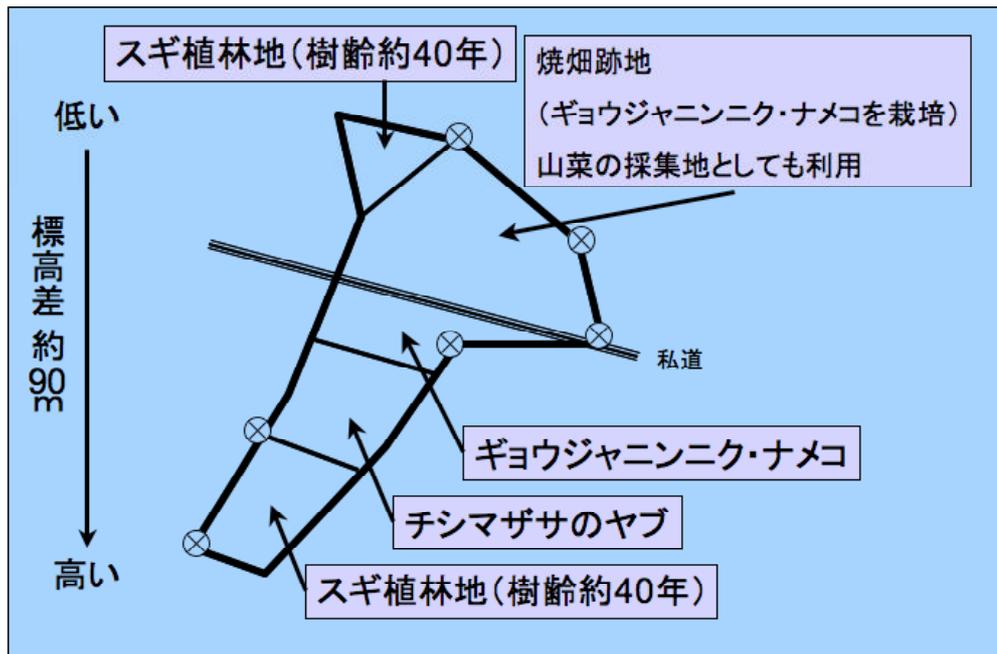


図 6 アマサケ-B の利用模式図

この土地は、焼畑耕作地として利用されていた場所であるが、約 40 年前に、土地の一部にスギが植えられた。それ以外の場所については、そのまま放置されていたというが、昭和 60 年頃に、売れる山菜として、秋山地区でギョウジャニンニクの栽培が行われるようになると、放置されていた場所の一部の下草を定期的に刈り払い、ギョウジャニンニクの栽培地として利用するようになった（写真 3）。また、刈り払いが行われた場所では、ナメコの栽培も行われている。

さらに、定期的の下草を刈り払うことによって、冬の間に積もった雪が溶けると、フキノトウやワラビなどの山菜の収穫を行うことができる。これらの山菜類は、民宿での食事や家庭での食事に用いられるほか、民宿の宿泊



写真 3 ギョウジャニンニクの栽培地として利用されている場所

客が山菜の採集を簡単に行うことの出来る場としても利用されている。

下草を刈り払っていない場所はチシマザサのヤブになっており、その中にはある程度成長した広葉樹が見られるが、このような広葉樹は、家庭で使用する薪ストーブの燃料として利用することもあるという。

本章では、3 か所の私有地の利用事例についてとりあげた。いずれの私有地もかつて集落の共有地であり、焼畑耕作が行われていた。また、それぞれの土地を独占的に使用できるようになった時期は異なるものの、焼畑耕作を行っていた場所にスギの植林がおこなわれている。ただし、すべての土地を植林地として利用している訳ではなく、山菜やキノコなどの栽培や採集などの活動が行われていることが明らかとなった。

5. おわりに

本文では、秋山地区、特に小赤沢集落周辺の山地利用について、秋山地区に残された史料や先行研究から振り返るとともに、現地調査をもとにした現在の山地の利用事例について取り上げた。そこから見えてきたこととして、以下の2点が挙げられる。

まず、焼畑耕作の後の山地利用として、スギの植林だけではとらえきれない利用が行われているということである。現在の秋山地区周辺の山地を小さな縮尺でとらえれば、確かにスギの植林が中心となる。しかし、個人所有地の中の一区画といった、かなり大きな縮尺でとらえてみると、多様な利用の姿が浮き彫りとなったのである。

次に、かつて薪炭の採取、木工のための材料の獲得、山菜やキノコなどの採集活動、狩猟などの、集落からある程度はなれた山地における活動は、時代の変化とともに縮小・中止された一方で、個人所有地の中でそうした活動の一部が行われるようになったということである。具体的には、山菜やキノコといった食用植物の利用があげられるが、栽培や人為的なかく乱（下草刈り）を行うことによって、集約的な採集が可能となっている。このような形がみられるのは、昭和30年代から40年代にかけての観光産業の導入が大きな影響であったが、それとともに、共有から私有へという山地の所有形態の変化もその一因となったと考えられる。

ただし、上記2点の指摘は、非常に限られた事例をもとにしたものであり、これらを裏付けるためには、さらなる事例を蓄積する必要がある。また、個人所有地のうち、植林が行われず、その他の利用が行われている場所について、従来から植林が行われなかったのか、それとも植林を行ったが、積雪などによって十分に樹木が育たなかったため、別の利用が行われるようになったのかについて検討を行う必要がある。

最後に、今回の報告を行うにあたって、お忙しい中現地調査にご同行していただいた皆様に、厚く御礼申し上げます。

[参考・引用文献]

安達生恒 (1981) : 「過疎地の林業-長野県栄村」、『安達生恒著作集 過疎地再生の道』、103-163、日本経済評論社

市川健夫 (1994) : 『平家の谷 信越の秘境秋山郷』、令文社

井上卓哉 (2002) : 「変化する野生食用植物の利用活動—長野県栄村秋山郷における山菜・キノコなどの事例から」、『エコソフィア』第10号、77 - 100、昭和堂

田口洋美 (2005) : 「近代における市場経済化と生業の変化—信濃秋山郷にみられる人為的圧力の後退を中心に」、『季刊 東北学』第五号、84 - 105、東北芸術工科大学東北文化研究センター

宮 栄二 校注 (1971) : 『秋山記行・夜職草』、平凡社

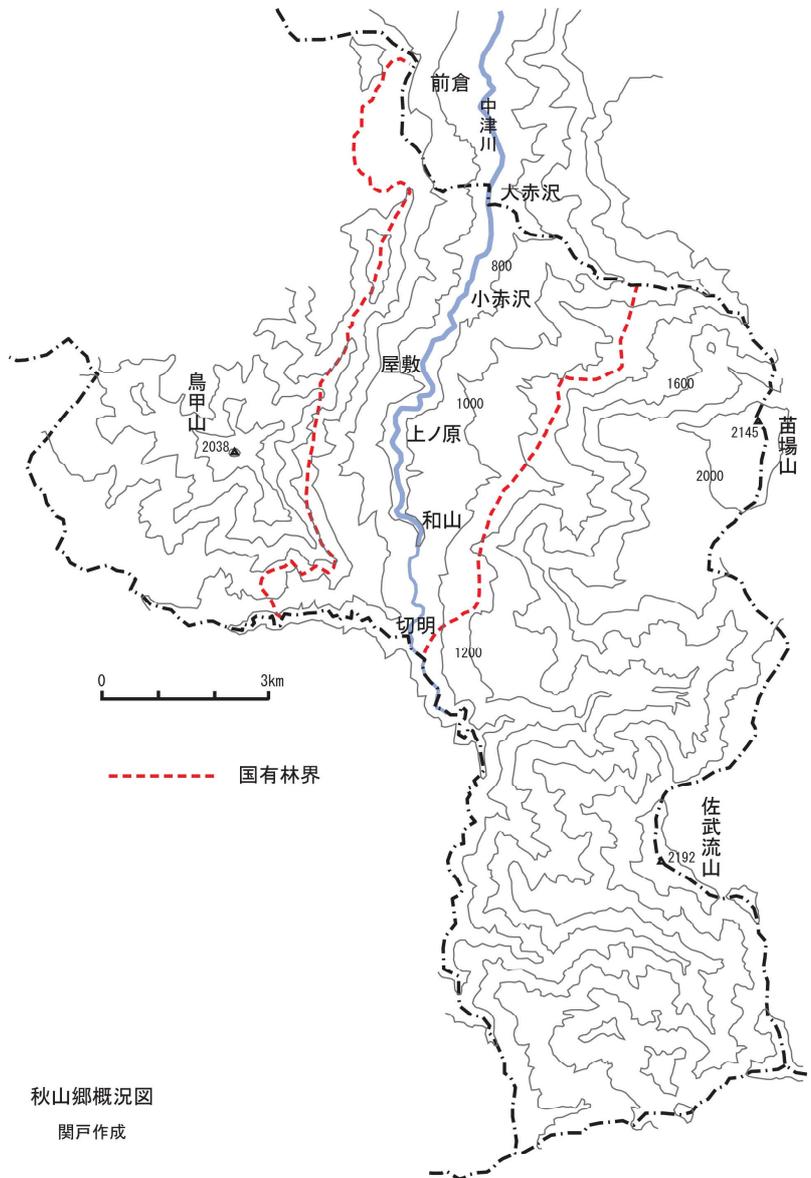
信州秋山郷における生活様式の変容

はじめに

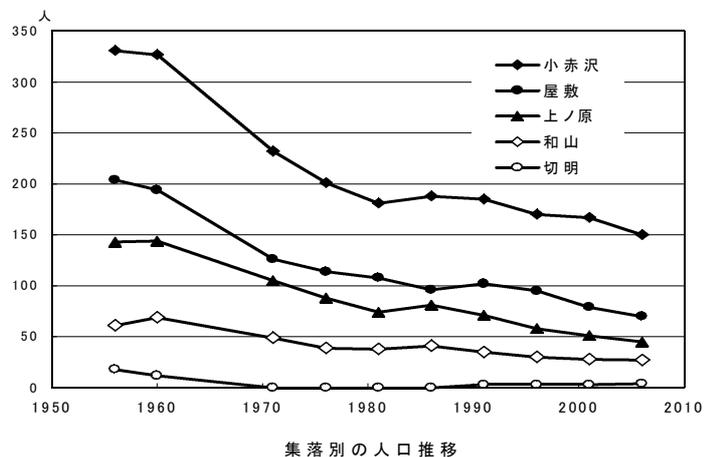
近世の山村の暮らしを記録した鈴木牧之の『秋山記行』は、新潟県中魚沼郡津南町と長野県下水内郡栄村にまたがる地域が舞台となっている。本稿の対象とする信州秋山郷とは、長野県下水内郡栄村の秋山地区をさし、越後側の津南町の集落は含まない。信州秋山郷は、信濃川の支流・中津川の源流部に位置し、佐武流山、苗場山、鳥甲山といった 2,000 m 級の山々が連なる山岳地帯で、全国でも有数の豪雪地として知られる。その領域の大半は国有林となっており、民有地は中津川沿いに立地する集落の周辺に限定されている。

秋山地区には、上流から、切明、和山、上ノ原、屋敷、小赤沢の集落があり、中津川沿いに走る国道 405 号が新潟県津南町と結んでいる。いずれの集落も高度経済成長期以降、急激に人口が減少し、高齢化が進んでいる。秋山地区の中心集落は小赤沢であり、人口は 150 人である。それに次ぐのは屋敷の 70 人で、さらに上ノ原 45 人、和山 27 人、切明 4 人となっている（2006 年栄村資料による）。これら地区の世帯数の合計は 123 である。

本稿では、2006 年 10 月と 2007 年 10 月に行った、耐久消費財の使用状況や食生活、生業に関する聞き取り調査の結果を報告する。この聞き取り調査は、群馬大学教育学部「地理学野外調査実習」の一環として、秋山地区の各世帯を対象として行ったもので、約 35 軒の協力を得た。調査項目によっては、回答を得られなかった世帯もあって、項目ごとの有効回答数には多少の差異があるが、おおむね 30 件となっている。また、切明



秋山郷概況図
関戸作成



は温泉経営に特化した集落であるので、今回の調査の対象からは除外した。

1. 耐久消費財の導入過程

まずは、近代化にともない耐久消費財がどのように秋山地区に導入されたのかを検討したい。聞き取り調査では、最初に購入した時期と経緯について尋ねたが、記憶が明瞭でない場合もあるので、ここでは5年区切りで数値化し、グラフに示した。

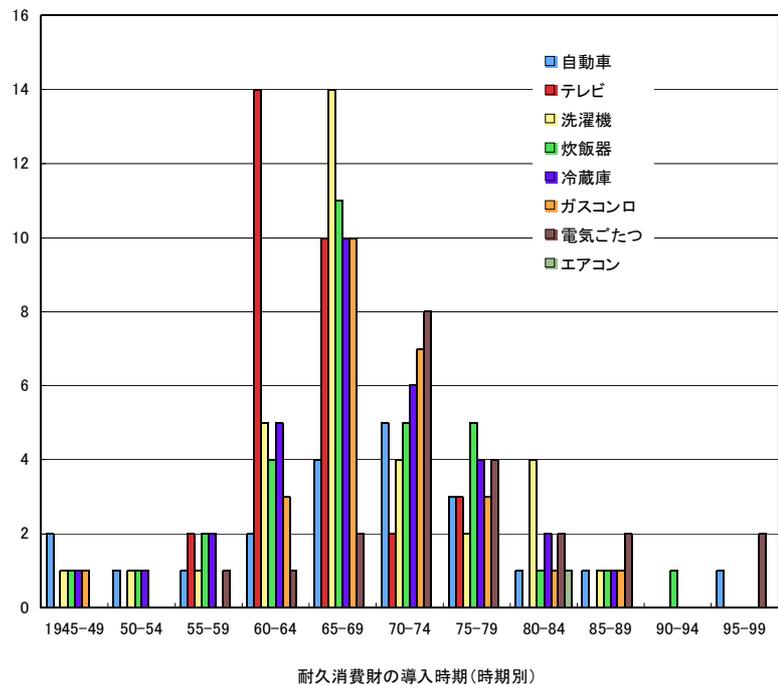
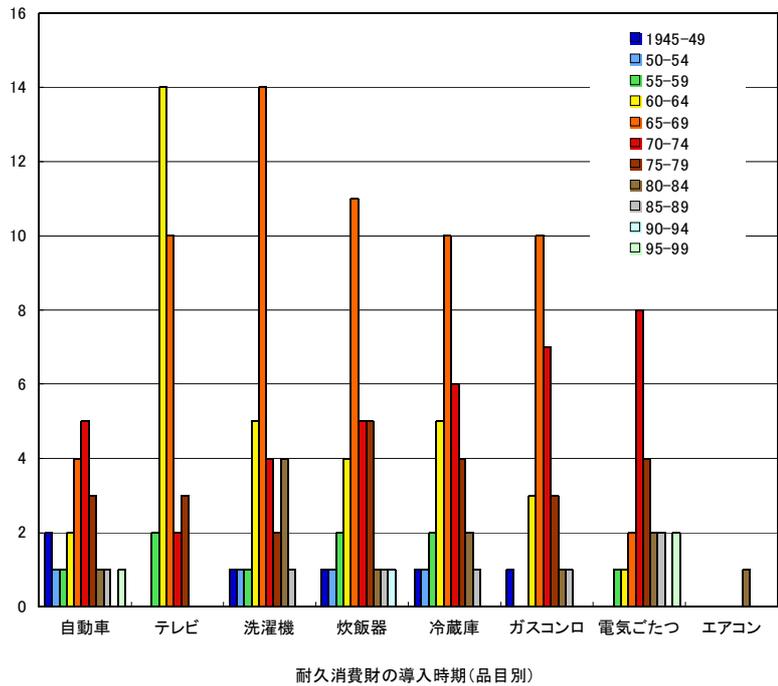
品目別に導入時期をみると、自動車は時期にバラツキがあるものの、昭和40年代の1965-69年、1970-74年が中心となっている。自動車の導入は道路の整備と関係が深い。テレビは、このなかでは普及が早く、1964年の東京オリンピックがひとつの契機となっている場合が多い。

洗濯機・炊飯器・冷蔵庫の家庭電化製品は、1965-69年にピークがあり、洗濯機の導入がもっとも進んでいたことがわかる。冷蔵庫はやや遅れて1965-69年から1970-74年にかけて普及している。かつて「三種の神器」といわれた、白黒テレビ、洗濯機、冷蔵庫の普及の過程は、全国的な動向とも近似しており、<秘境>イメージを付与される秋山郷で大きな違いがあるというわけではない。

電気炊飯器の導入が遅い世帯は、ガス炊飯器を長く使っていた場合が多い。ガスコンロも1965-1974年の10年間に普及しており、プロパンガスがこの時期から広く使われるようになった。電気ごたつは、

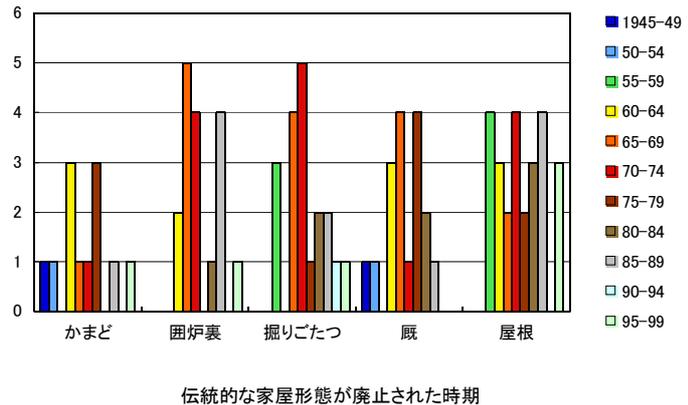
安全であることや手間がかからないという理由で、1970-74年頃をピークに、豆炭・練炭などを使用した掘りごたつから切り替えられている。エアコンは高冷地ゆえにまったく普及していない。購入したことがあるという1軒も現在は使用していないという。

時期別に調査項目をまとめた図では、1965-69年をピークにして、1960-64年と1970-74年を含めた時期に、多様な耐久消費財が用いられるようになり、生活に大きな変化があったことが理解できる。



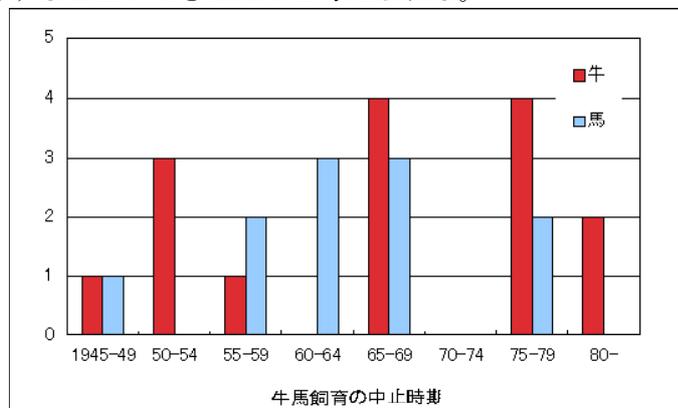
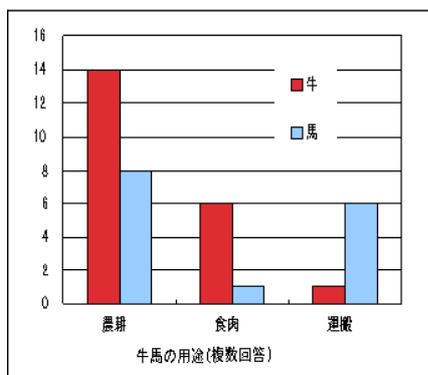
2. 伝統的な家屋形態の変化

ここでは、かまど、囲炉裏、掘りごたつ、厩、屋根（カヤ葺き・コバ葺き）といった伝統的な家屋形態が廃止された時期についての調査結果を示した。グラフをみると、前掲の耐久消費財の導入時期と比べると、明瞭なピークがみられないことがわかる。それは、これらの廃止がもっぱら大きな支出をとまなう家屋の新築や改築を契機とするからである。それぞれの世帯の事情で、新築・改築時期が異なるため、廃止時期にもバラツキがみられると考えられる。



かまどは、「もともとない」という回答もあり、早い時期に破棄されている。囲炉裏は 1965-69 年、1970-74 年に多くが廃止されている。日常的に煮炊きや焼き物などに使われていた囲炉裏の廃止は、ガスコンロとプロパンガスの導入との関連が認められる。一方で、現在も囲炉裏を使っている世帯があるが、その理由として、トチノミの灰汁抜きに囲炉裏の灰が必要なためとの回答もあった。また、掘りごたつの廃止と電気ごたつの導入は時期的に対応していることがわかる。

牛馬を飼育した厩については、1960 年代から 1970 年代に多く廃止されているが、それは耕運機や軽トラックの普及と関係が深い。牛馬の用途については、牛は農耕用がもっとも多く、食肉用がそれに次ぐ。馬は農耕用と運搬用が多数を占める。飼育を中止した時期については、馬のほうが早く、1960 年代が中心となっている。牛については、中止時期にバラツキがみられ、早い農家では 1950-54 年に、遅い農家では 1975-79 年にピークがみられる。牛の飼育が遅い時期まで残っていたのは、耕運機や軽トラックなどの導入後も、牛は肥育して売却することができたためと考えられる。



伝統的な屋根については、カヤ葺きが 16 件、コバ葺きが 12 件という回答が得られた。それらのほとんどは、現在、トタン屋根となっている。屋根材の切り替え時期は、図からもわかるように、集中する時期はなく、比較的近年までカヤ葺きやコバ葺きの屋根が残されていた。

3. 伝統的な食生活の継承の実態

つぎに、食生活の変容過程について検討したい。伝統的な食事と食材については、家庭で作るか否か、どのような機会に作るか、材料には何を使うか、止めた場合はいつ頃かを尋ねた。図には、多くの回答を得られた 11 項目についての集計結果を示した。

米に大麦や雑穀を入れて炊く麦ご飯は、1960 年代前半までに作らなくなったという回答が多い。かさ増しのためにダイコンなどを入れたかて飯は、麦ご飯よりもやや早く 1950 年代いっぱい食卓に上がることがなくなっている。この二つについては、戦後の食糧難の時代までは日常的に作られていたが、

それが解消されていくと白米のみの御飯が食べられるようになる。耐雪性に弱い大麦は秋山地区では栽培に向かないので、麦ご飯には、もっぱらアワが増量材として用いられていた。そのほかヒエ・キビも入れられた。現在もつくるといふ世帯では、健康食として見直されており、来客用に供するという回答もあった。かて飯の増量材には、雑穀に加えて、ダイコンの葉、カボチャ、ジャガイモ、山菜、マユミの葉、水菜、野沢菜などを用いたという。

アンボは代表的な郷土食として認識されているためか、現在も約半数の世帯でつくられている。かつては日常的な朝食であったアン

ボは、ソバ・アワ・ヒエ・トウモロコシ・屑米の粉・トチの粉などを材料に、ダイコンの葉・野沢菜などを味噌であえて餡として入れ、こねてまんじゅうのように丸められた。それを囲炉裏の灰の中で焼いて食べたので、囲炉裏がなくなって作る機会が減少したという回答もみられた。現在は日常食ではなく、冬のあいだにたまに作るという世帯が多い。

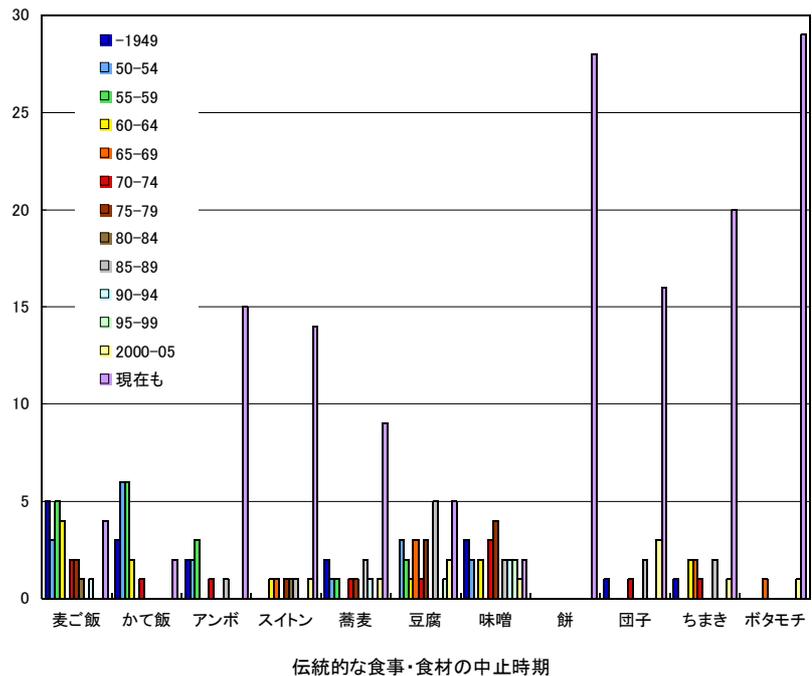
スイトンは現在も作るという世帯が多くみられるのに対して、蕎麦は比較的少なくなっている。かつてはスイトンの団子はソバ粉で作られていたが、現在は購入した小麦粉で作られることが多い。汁の味付けには味噌と醤油の両者が使われている。一方で、蕎麦を打つことは手間がかかるので、正月やお盆、来客時のご馳走として作られることが一般的である。雪が深く小麦ができなかった秋山地区では、蕎麦のつなぎには山ゴボウや布海苔が使われていたが、現在は山ゴボウの入手が難しくなっているという。焼畑が行われなくなり、植林が進んだためである。なお、うどんも調査項目としていたが、小麦ができない秋山地区では、家庭でうどんを作るという習慣はみられないという想定通りの結果となった。うどんは「買って食べるもの」と認識されており、乾麺が早い時期から食卓に上っていた。

大豆を原料とする豆腐と味噌は、自家製が徐々に減少している。そのなかでも、豆腐は現在も冬の間に作るという回答が5件あった。かつては正月などの行事のときに豆腐を食べた。味噌のほうが豆腐よりも市販品への切り替えが早かったが、それは保存が利くためであろう。また、醤油を作ったという世帯はなく、もっぱら購入されており、味噌をこして醤油代わりにしたこともあったという。

餅は大半の世帯で現在も作られている。1960年代まではモチアワが用いられることが多く、それ以降はモチ米が主体となってくる。ただし、アワ餅、トチ餅、キビ餅も多く世帯で作られている。しかし、昔ながらの杵と臼を使った餅つきはあまり行われなくなっており、餅つき機の利用によって労力が省かれるようになったことが、自家製の餅づくりが維持されている要因となっている。

団子は米粉が用いられることが多い。お供え用や小正月のどんどん焼きなどの機会に作られている。ちまきは、笹の葉にもち米を入れ、これを一晩水につけてからゆでたもので、きな粉をつけて食べるという回答が多かった。節句のときに、ちまきを作るという。ボタモチは盆と彼岸のときに作られ、高い割合で継承されていることがわかる。

以上からわかるように、餅やボタモチなどの行事食は、麦ご飯やかて飯などの日常食と比べると、現在も多く世帯で作られており、継承されている割合が高い。その例外となっているのはアンボで、



郷土食としての意識があるためと考えられる。

4. 新しい食事・食品の導入過程

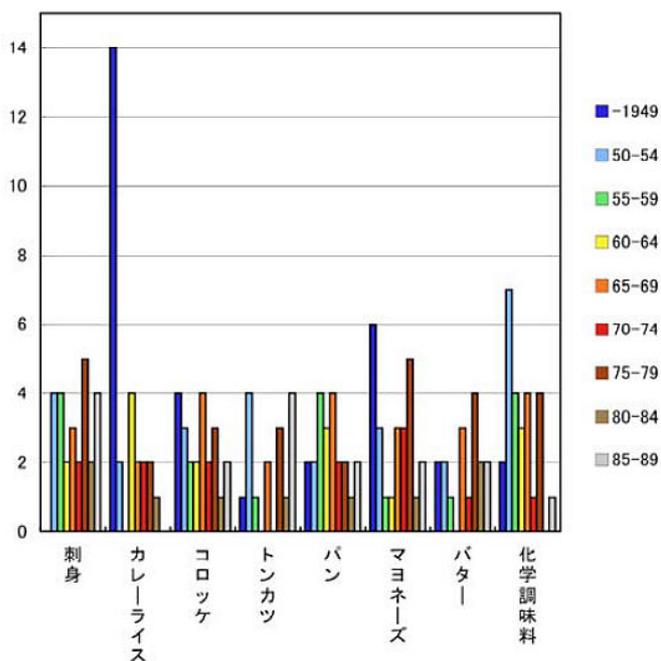
ここでは、新しい食事・食品が家庭で食べられるようになった時期についてまとめた。それぞれの食事・食品の導入時期は、カレーライスを除いて、明確なピークがみられない。このようにバラツキが大きいのは、世帯ごとの嗜好の違いや、子どもがいるか否かといった家族構成の違いなどが影響していると考えられる。

また、耐久消費財の導入時期と比べると、新しい食事・食品が家庭に入った時期は、物質的なモノをとまなわないので、人びとの記憶に残りにくく、回答を得られない世帯も多かった。全体的に、新しい食事・食品の導入は、出稼ぎ先や町に出たときに食べたことがきっかけとなっている例が多い。

刺身は、正月、盆、祭りのときに食べたという回答が多数を占める。1950年代には行商が売りに来た場合が多く、津南町へ車で行き来できるようになると、自ら購入するようになっている。

カレーライスについては、約半数の世帯が1940年代までに家庭で作るようになっている。カレー粉は早くから秋山地区に入っていたことがわかり、具材にはウサギの肉や缶詰のサバが使われていた。豚肉・牛肉がカレーライスに一般的に使われるようになるのは、冷蔵庫の普及を待たねばならない。これは、ほかの冷蔵保存の必要な食品にも当てはまる。

コロッケとパンは、子どもがいた頃に食べたという回答が複数みられた。トンカツとバターについては、全体の回答数が少なくなっているが、これは家庭でほとんど食べない、使わないという世帯が多数を占めたためである。化学調味料は漬物を作るときに使ったという世帯が多く、1950-54年に小さなピークがみられる。



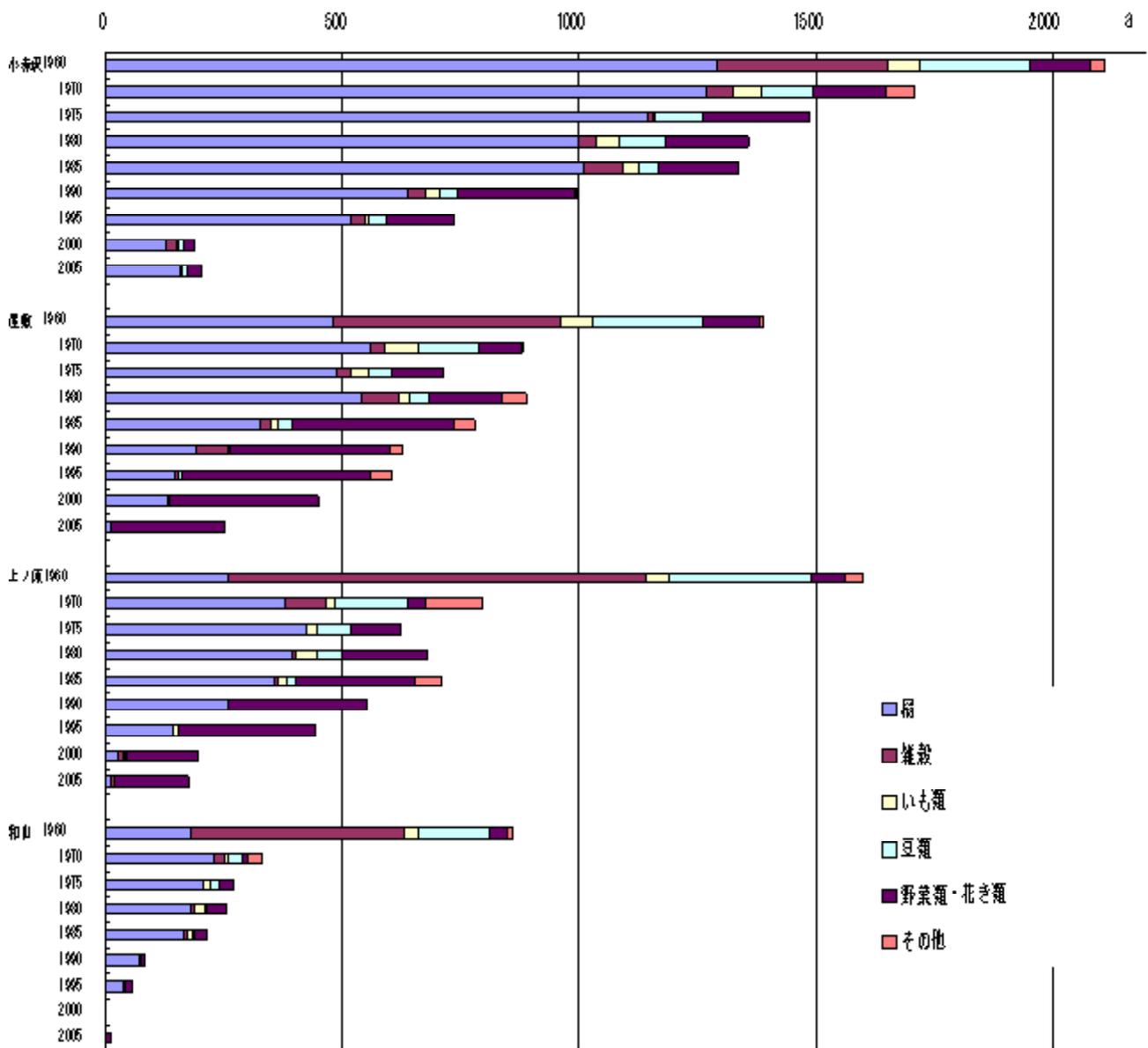
新しい食事・食品の導入時期

5. 生業の変化

以下では、ここまで取り上げてきた生活様式の変化が、生業とどのように関係しているのかを検討する。そこでまず、食材を作り出す農業の実態について、作付面積の変化を指標にしてみたい。グラフには、集落ごとのデータを示した。これによれば、下流側に位置し、人口規模の大きな小赤沢でもっとも耕地が広く、上流部にあり人口規模の小さな和山では耕地が限られていることがわかる。稲の作付面積も下流部で大きく、上流部で小さくなっている。

時系列の推移を追うと、二つの大きな変化を見いだせる。一つは、1960年から1970年にかけて雑穀の作付面積が激減していることである。これは、焼畑の衰退にともなうところが多い。その背景には、戦後の造林ブームと、戦前・戦後に秋山地区で進められた開田事業が影響している。米を作れるようになって、焼畑への依存度が減少し、さらに全国的に造林が推進されたことで、秋山地区でもスギが植えられた。スギの人工林の林齢をみても、1960年代に植栽された面積がもっとも大きい。餅・団子・スイトンの材料には、アワ・キビ・ソバなどが使われていたが、焼畑での栽培が衰えると、購入したモチ米や小麦を利用するようになったのである。

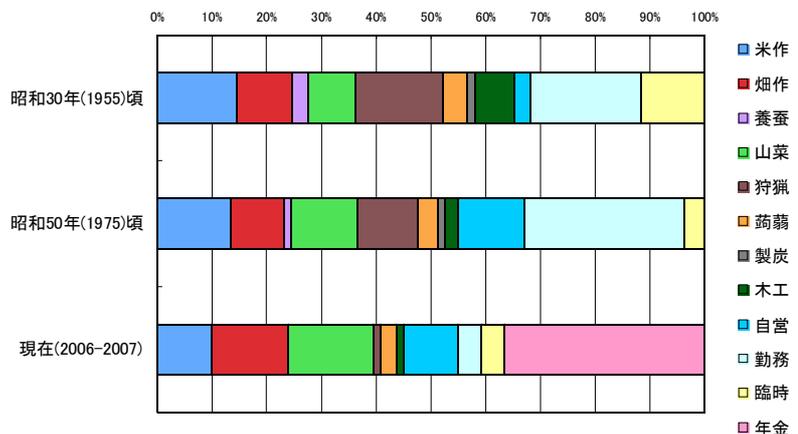
しかし、苦勞して増反された水田も、稲の作付面積をみると1970年と1975年をピークにして急速



集落別にみた作付面積の推移
 (農林業センサス集落カードより作成) 1990年以降は販売農家の作付面積

に縮小していることがわかる。これが二つ目の大きな変化である。米づくりからの撤退は、聞き取り調査でも確認でき、1990年以降に休止したという世帯が10件あった。現在、過疎化・高齢化が進んで、農業の担い手の減少が著しい。こうした厳しい状況のなかで、屋敷と上ノ原では、高冷地の特性を生かしたアスパラ、葉ワサビ、行者ニンニクがおもな商品作物となっている。2005年の野菜類・花き類の面積はそれを示している。

さらに、世帯の収入源の変化について尋ねた聞き取り調査の結果について、集落ごとに集計したデータを示したい。ここでは、おもな収入源に2点、副次的な収入源



小赤沢における生業の変化

に1点を与え、回答の得られたすべての世帯の数値を合計し、それぞれの時点における割合を示した。

小赤沢は人口規模が大きいこともあり、対象集落のなかでもっとも多様な生業の組み合わせがみられる。1955年頃には、米作から臨時的賃収入までの項目がすべてあげられた。1975年頃になると、自営と恒常的勤務の割合が高まった。狩猟は一貫して減少を続けているが、山菜・キノコ類は増加傾向にある。現在では、恒常勤務が減少して、年金の割合が高まっている。

屋敷は1955年頃には、米作と畑作が主体であり、臨時的賃収入の割合も高かった。1975年頃になると、恒常的勤務がみられるようになる。現在では、年金暮らしの世帯が増加しているが、そのなかでは、畑作と山菜・キノコ類が現金収入源となっている。

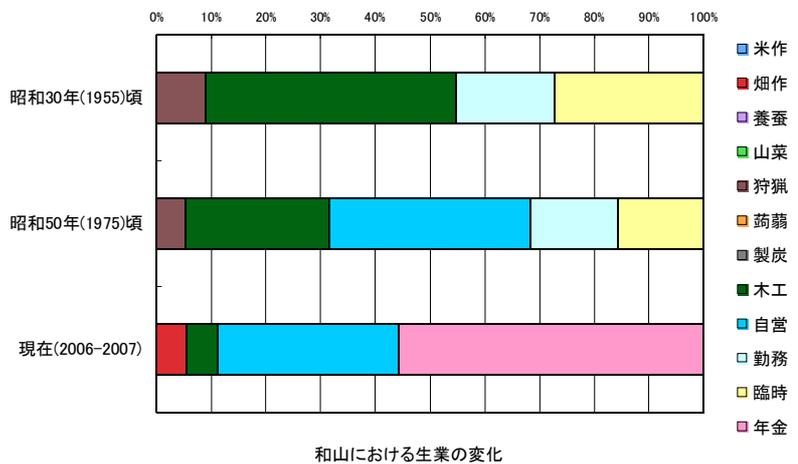
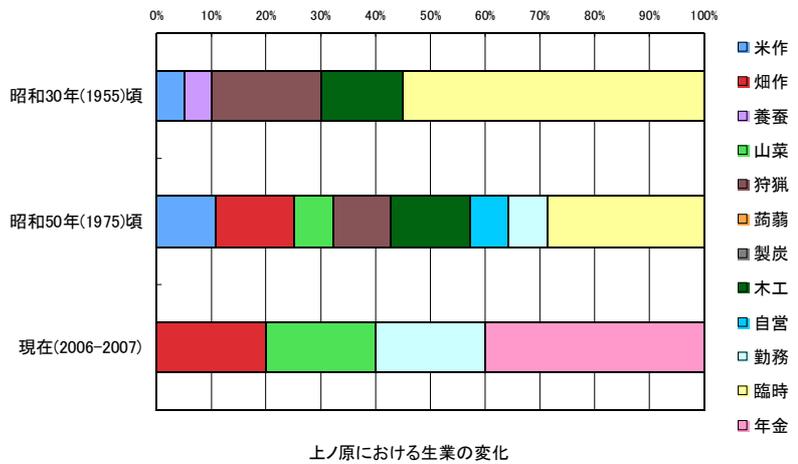
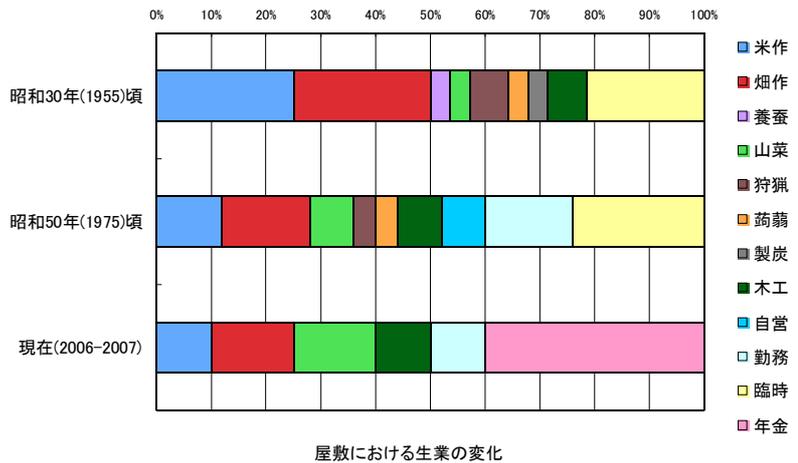
上ノ原は1955年頃には、狩猟・木工という伝統的な現金収入源と、臨時的賃収入が組み合わせられている。1975年頃になると、収入源が多様化した。現在では、畑作と山菜・キノコ類が副次的な収入で、主体は年金となっている。

ほかの3集落と比べて、和山の生業には特色がみられる。1955年頃には木鉢を生産・販売する木工が主要なものであった。1975年頃になると、和山で民宿業が始め

られるようになり、これは現在においても年金と並ぶ収入源となっている。木鉢づくりは、原材料のトチの枯渇と高齢化によって、その割合が減少している。

ここまで、四つの集落の生業の変化を概観したが、近年においては、山菜とキノコが現金収入源となっていることが理解できた。そこで、山菜とキノコを含む採集や狩猟などの生業がいつ頃休止されたのか、あるいは現在も行われているのかを調査した結果をグラフに示した。

これによれば、山菜採りは、ほとんどの世帯で現在も行われていることがわかる。対象となっているのは、ウド・ワラビ・タケノコ・フキ・コゴミ・ゼンマイなどである。山菜に次ぐのはキノコであるが、山で天然物を採集することは体力的にきついで、ナメコを自宅近くで栽培しているという世帯が多くなっている。木の実の採集は約半数の世帯で行われており、トチノミが多く、アケビやドン



グリという回答もみられた。

川魚は岩魚釣りが主体で、趣味的な要素が強い
 ためか、行っている世帯は少なかった。かつては
 魚影も濃く、奥志賀や草津の温泉などへも販売さ
 れたという。狩猟も個人的な資質に左右される面
 があるが、半数近い世帯でかかわっていた。大正
 から昭和 20 年代までが秋山郷でもっとも狩猟が
 盛んな時期であった(田口 2005)。しかし、1985(昭
 和 60)年以降、狩猟を止めたという件数が増加し
 ており、現在も継続している人はわずかとなっ
 ている。

おわりに

本稿では、耐久消費財の導入過程、伝統的な家
 屋形態の変化、伝統的な食生活の継承の実態、新
 しい食事・食品の導入過程などに関する聞き取り調査の結果をもとに、信州秋山郷の生活様式がどの
 ように変容してきたのかを記述してきた。下の表には、それに関連すると考えられる主要な出来事を
 まとめた。

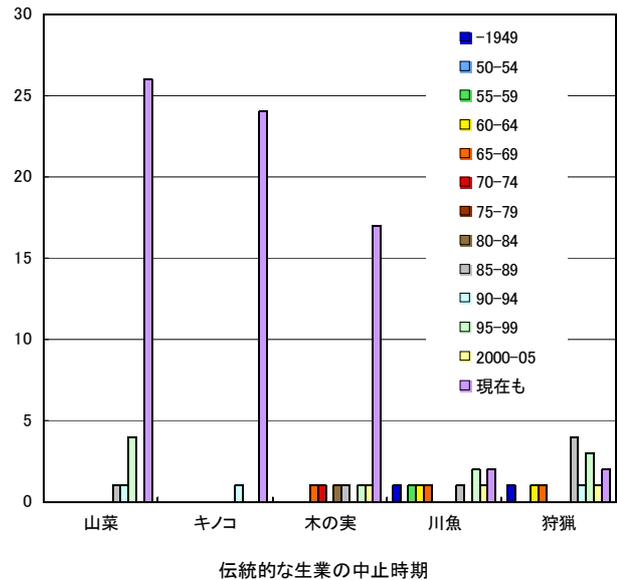


表 生活様式の変容にかかわる主要な出来事

大正	10-13年	1921-24	中津川発電所の工事で好景気
昭和	14年	1939	屋敷に電気が入る
	16年	1941	小赤沢までトラックが初めて入る
	21年	1946	小赤沢に電気が入る
	27年	1952	上ノ原に電気が入る
	28年	1953	切明までトラック道路完成
	29年	1954	和山に電気が入る
	30年	1955	切明発電所の完成、工事にともなう現金収入
	34年	1959	秋山地区に有線電話が開通
	39年	1964	小赤沢までバスの運行が始まる
	45年	1970	秋山地区ブルドーザー除雪開始
	47年	1972	切明に温泉保養センター雄川閣開設
	49年	1974	秋山郷観光協会設立
	50年	1975	小赤沢で焼畑が20年ぶりに復活
	53年	1978	奥志賀スーパー林道全線開通
	54年	1979	和山に温泉引湯
	60年	1985	小赤沢に温泉保養センター楽養館開設
平成	元年	1989	上ノ原にのよさの里開設
	3年	1991	県無形文化財に「秋山郷の焼畑耕作」選択

市川健夫(1991)『平家の谷ー秘境秋山郷』、栄村役場資料より作成

隔絶性が高く、古い慣習や独特の生活文化が残されていた信州秋山郷であったが、それを変えるイ
 ンパクトを与えた最初の大きな契機は、中津川第一発電所の建設であろう。発電所は越後秋山郷の入
 り口の穴藤に建設されたが、その取水堰は切明に設けられた。この建設資材の運搬のため、信濃川の
 芦ヶ崎波止場(現・津南町芦ヶ崎)から切明まで、約 47km の簡易軌道が中津川左岸に敷設された(青

木 2006)。これらの工事現場で働くことで現金収入を得て、開田を行う者が出たという（市川 2006）。

中津川第一発電所の建設に続く大きな出来事は、切明発電所の建設である。この工事にもない現金収入が得られただけでなく、日常的に物資を運ぶことのできる道路の整備が行われた。先の簡易軌道が発電所の完成後に撤去されたのとは異なり、道路の改良は、生活様式の物質的な変化に、今日まで大きな影響を与え続けたといえる。秋山地区では、家庭電化製品の導入に象徴されるように、1960年代に都市的な生活様式の浸透が大きく進んだ。その後、ブルドーザー除雪が行われるようになると、冬季の孤立状態も解消され、恒常的に地区外へ通勤することが可能となった。

また、1970年代には、秋山郷観光協会の設立をみた。そして、温泉をはじめとする観光資源が開発され、民宿も開業された。観光地化にもない、山菜やキノコなどの山の幸が商品として扱われるようになり、蕎麦やアンボ、トチ餅などが土産物としても作られるようになった。これらは秋山郷の地域資源として価値づけられたことで、伝統的な生業や食文化が変化をうけつつも継承された例となっている。また「焼畑耕作」が無形文化財に選択されたことも、地域文化の資源化の動きと無縁ではないであろう。

総じてみれば、〈秘境〉イメージが付与されてきた秋山郷ではあるが、1950年代半ばに切明発電所の建設という大きなイベントがあり、物質的な面での高度経済成長期以降の生活様式の変容は、農村部と比べて遅れることなく進んだといえる。一方で、毛皮や木製品の価値の低下によって、狩猟や木工の生業に占める割合は小さくなっていった。このような変化によって、自然と人間との関係は次第に希薄化した。しかしながら、山菜、キノコ、トチノミ、葉ワサビなど、山村特有の自然環境を生かした採集や栽培は、今日も行われている。また、秋山郷特有の自然や文化をセールスポイントにした観光業が経済的な柱の一つとなっている。こうして受け継がれている知識や技術を手がかりに、今後さらに、秋山郷において自然と人間との関係がどのように変容したのか、その背景にはどのような動きがあったのかを詳細に考察していきたい。

[参考文献]

青木栄一編（2006）『日本の地方民鉄と地域社会』古今書院。

市川健夫（2006）『平家の谷 ― 信州の秘境秋山郷』令文社、改訂 24 版。

井上卓哉（2002）「変化する野生食用植物の利用活動 ― 長野県栄村秋山郷における山菜・キノコなどの事例から」エコソフィア 10、77-100 頁。

栄村史堺編編集委員会編（1964）『栄村史 堺編』栄村。

田口洋美（2005）「近代における市場経済化と生業の変化 ― 信濃秋山郷に見られる人為的圧力の後退を中心に」季刊東北学 5、84-105 頁。

信濃の鷹と中世の鷹狩文化

1. 市河文書と鷹

近世・近代にくらべると中世の史料は乏しく、市町村によっては直接関係する中世文書が皆無ということもめずらしくない。しかし、「市河文書」には、秋山郷を含む中世の志久見郷の様子うかがい知れる文書が含まれている。とりわけ貴重なのは、このプロジェクトの調査において焦点となっている鷹および鷹巣山に関する文書で、その時代は、(A) 13 世紀—鎌倉時代—、(B) 14 世紀末—室町時代—、(C) 16 世紀末—戦国時代—の3時期にまとめられる。まずは、その文書を確認しておきたい。なお、「市河文書」の引用は、全て信濃史料刊行会編・同会刊『新編信濃史料叢書』第3巻(1971年)からである。

(A) 13 世紀 —鎌倉時代—

最初に鷹が登場するのは、寛喜元年(1229)十一月廿八日付の左衛門少尉兼致書状と、同年十二月十三日付の北条重時御教書である(ともに山形県の本間美術館所蔵)。この2通から、つぎのようなことがわかる。

寛喜元年(1229)、木島兵衛尉と志久見郷を領有する中野能成とが訴訟となった。木島氏は、鷹巣山から鷹の子をとったのだが、その鷹巣の在所は計美領であったので鷹の子をおろしたと主張し、それに対して中野氏は、その鷹巣は志久見山内であることは明白で、木島氏が初めは木島領内と主張しながら、いまは計美領内と陳述を変えているのは道理にあわないと反論した。守護所の政所は計美五郎に問い合せ、その返事をうけて、木島氏に対し鷹の子四つと鷹盗人三人を守護所に差出し事情を説明するよう命じたが、木島氏はこれを拒否している。

鷹巣と鷹をめぐって相論がおき、鷹をとった者が盗人として守護所に尋問された。13世紀、各地の武士にとって鷹巣がいかに重要な財産であったかがわかる。

(B) 14 世紀末 —室町時代—

つぎに鷹がみえるのは、応永四年(1397)七月二日付の二宮是随奉書である。

信濃国高井郡市河刑部入道興仙於知行分之山巢鷹之事、不經案内而有下取仁者、為盜賊、任先例、於公方可致其沙汰之状、依仰執達如件、

応永四年七月二日

是随(花押)

(本間美術館所蔵)

この時、信濃守護は斯波義将で、ここにみえる「是随」は、その守護代の二宮氏である。この文書は、二宮氏が守護の命令を通達したもので、市河氏の巢鷹を無断で獲る者がいれば、それは「盗賊」として「公方(=将軍またはその意志を奉じた公権力)」が処罰するとしている。14世紀末、市河氏が知行していた志久見郷の山の巢鷹は、室町幕府や守護大名からも注目されていたと言えよう。

(C) 16 世紀後半 —戦国時代—

戦国時代の文書2通にも鷹があらわれる。いずれも、日本中世史の碩学であった故石井進氏が所蔵されていた文書で、その1通は、つぎの武田勝頼朱印状案である。

市川進上のすたか、郷次を以三人づゝ罷出、到甲府可致持参、忽の事ハ路次中郷の役として可相調由、被仰出者也、仍如件、

五月十五日 御朱印

土屋右衛門尉（昌忠）

角判（武田勝頼）

奉之

右郷中

勝頼が、市河氏から進上される巢鷹の運び方について指示した文書で、各郷村から3人出して甲府まで運び、鷹の餌は途中の郷村が負担するよう命じている。年末詳だが、おそらくつぎの天正九年（1581）正月九日付の武田勝頼朱印状案文書と同じ頃だろう。

於于巢山二・三・四三ヶ月禁獵師出入、為相守鷹巢、御鷹可有進納之由、被 仰出者也、仍如件、

天正九年辛己

春日弾正忠（虎綱）

正月九日

奉之

市川治部少輔（信房）殿

勝頼が、市河氏の巢鷹山について、二・三・四の3ヶ月間、獵師の出入りを禁じ、鷹巢を守り、「御鷹」を進納するよう命じた文書である。禁獵に関する史料としても興味深い。

この2通によって、16世紀後半、市河氏は戦国大名武田氏に巢鷹を進上していたこと、そして、武田氏から鷹巢山の管理や鷹の運搬方法まで指示されていたことがわかる。

このように、13世紀・14世紀・16世紀と連続して中世の鷹巢の史料が存在する地域は、きわめてめずらしい。そして、昨年の白水報告、今年の荒垣報告であきらかにされているように、この地域は近世にも鷹巢山が維持されており、それに関する文書が伝来している。中世から近世まで鷹巢の史料がある地域も希有だろう。

貴重な中世文書をより深く理解するためにも、信濃の鷹と中世の鷹狩文化について確認し、その中にこの志久見郷（秋山）の鷹巢と鷹を位置づけてみたい。16世紀以後については、荒垣報告でも言及されるはずなので、まず、(A)以前（鎌倉時代以前）の状況を確認し、それから(A)の頃（鎌倉時代）と(B)の頃（室町時代）について報告したい。

2. 12世紀以前の鷹狩と信濃の鷹 — (A) 以前—

(1) 平安王朝と鷹狩

9世紀初めまで

猛禽類を訓練して鳥や兔を捕獲する鷹狩（放鷹）は、古くからユーラシア大陸の広い範囲にみられ、日本列島においてもその歴史は古い。伝播の経路や時期については不明な点も多いが、6世紀の古墳から鷹をとまなう人物の埴輪も出土している。ヤマトの大王（→天皇）も鷹狩を主催し、やがて鷹狩は卓越した価値をもつ特別な狩猟法になっていく。

『日本書紀』はヤマトにおける鷹狩の起源について、「仁徳天皇の時代に百済系渡来人が鷹を飼い馴らして献上した」と記しているのが、百済からの影響は大きかったのだろうが、隋や唐でも鷹狩は盛んに行われていたから、その影響もあっただろう（今村与志雄「唐代の鷹狩について」『人文学報』36・42、1964）。鷹狩は軍事の一部でもあり、主鷹司は兵部省の管轄であった。女性天皇や道鏡政権のように著しく仏教色の強い時期にはみられないが、古代には主鷹司の鷹飼たちをつかって鷹狩を行なった天皇が少なくない（秋吉正博『日本古代養鷹史の研究』思文閣出版、2004）。

桓武天皇は、延暦二年（783）十月の河内の交野における遊獵を初見として、130回以上も狩猟を行なった（林陸朗「桓武天皇と遊獵」『栃木史学』1、1987）。その狩猟には、母が百済系氏族出身であったことも影響していたとみられるが、頻繁な狩猟は平安京建設と同時期で、新都周縁の神々と交感して郊外を確定したとも考えられるし、対「蝦夷」戦争も遂行していたから、示威の意味があっただとも考えられよう。つづく嵯峨天皇も70回以上の遊獵が確認でき（『日本後紀』『類聚国史』、『新修鷹経』という鷹の教本の編纂までしている（秋吉正博「『新修鷹経』の構成」『八洲学園大学紀要』1、2005）。弘仁元年（810）、天皇の秘書機関である蔵人所が設けられると、弘仁十一年（820）には主鷹司の鷹飼

・犬が蔵人所に割置され（『三代実録』）、天皇と鷹の関係はますます緊密になっていく。

9世紀中頃から10世紀初めまで

9世紀半ば、幼くして即位した清和・陽成は、在位中に鷹狩を行なった記録がない。この時代には、私的な鷹飼育を禁止する命令や殺生禁断令が発令されており、仏教に基づく殺生罪業観の影響が強まっていたと考えられるが、その一方で一部の王族に鷹の飼育と遊猟を許可していた（『三代実録』『三代格』）。許可と禁止、その両方を命じることで、幼帝であっても狩猟権は朝廷が掌握していることを示そうとしたのだろう。9世紀の末には、光孝天皇によって天皇の狩猟が復活し、つづく宇多天皇や醍醐天皇も鷹狩を行なった。醍醐天皇の鷹狩は、のちに『西宮記』などの儀式書に収録され、延喜の「聖代」の例として尊重されることになる（弓野正武「平安時代の鷹狩について」『民衆史研究』16、1978）。その後、10世紀後半から天皇の鷹狩を「野行幸」と称するようになるが（榎村寛之「野行幸の成立」『ヒストリア』141、1993）、それは対外戦争を行なわなくなった王朝において、鷹狩と軍事の結びつきが弱まったことを示唆しているのかもしれない。

10世紀中頃から

10世紀後半、天皇の外出は減少し、「野行幸」もなくなったが（仁藤敦史「古代王権と行幸」『古代王権と官僚制』臨川書店、2000）、地方から鷹を貢納させる制度は存続しており、貢納された鷹を天皇が見た後、鷹飼などに分け与える「御鷹御覧」という儀式もあって（『小右記』天元元年四月廿五日条）、天皇が鷹を掌握しているというかたちは保たれていた。交野などの猟場は、天皇の食材を調達する「禁野」として存続し、鷹飼との関係も続く（網野善彦『日本中世の非農業民と天皇』岩波書店、1984）。10世紀中頃、藤原師輔が書きのこした訓戒書には「鷹犬・博奕は重く禁遏するところなり」とあり、藤原氏北家にも「遊戯」としての鷹狩にふけるものが少なくなかったらしい。また、元服などの儀式の引出物にも鷹はよく用いられていたが、この時期から注目したいのは、大臣が邸宅に太政官の官人たちを招いて行なう大臣大饗である。正月大臣大饗のほか、大臣に任命されたときの任大臣大饗もあり、公的性格をもち、臣下の宴会のなかでは最も規模が大きく、摂関家の勢力が強大になるにつれて、この饗宴も盛大になった。摂関家出身の大臣が太政官を支配しているという摂関政治の構造を象徴する行事だが、この大臣大饗に「鷹飼渡」という次第がある。

まず、招かれた公卿・官人らが南庭に列立して主人の大臣に拝礼する。続いて昇殿し、それぞれの座に着くと正式の宴である宴座がはじまり、数々の料理とともに数献の勸盃が行なわれるが、この最中に「鷹飼渡」があった。鷹飼が犬飼を率いて西中門から南庭に入り、鳥柴（獲物を括り付ける木の枝）に付けた雉を犬飼からうけとり、立作所（南庭に設置された料理の屋台）に付ける。鷹飼は南庭に参入する時と退出する時の2回、鷹を飛ばしてみせ、その尾に付けてある鈴の音を聞かせた（『中外抄』下・47）。雉を狙って鷹を合わせた瞬間を彷彿させる演出で、かつて野行幸にみられた鷹狩とその獲物の献上を演じさせ、それを見て楽しむ儀礼であったといえよう。鷹飼渡は天慶八年（945）から確認できる（弓野正武「鷹飼渡」と下毛野氏」『史観』93、1976）。それはまさに野行幸が行なわれなくなった時期に当たり、その頃、天皇が鷹狩を主催した「野行幸の時代」から、摂関家が大饗で疑似野行幸を演出する「鷹飼渡の時代」へ変化したといえよう。

11世紀後半

延久四年（1072）、「御鷹飼の外、私の鷹・狩猟を禁ずる事」という太政官符が出され、天皇の鷹飼以外の私的な狩猟が禁じられた。これは摂政・関白を外戚としない後三条天皇が鷹飼の利権を保護し、積極的に統禦しようとしたことを示している。

後継者である白河天皇も権力の確保に積極的で、宮廷行事における主導権の回復を狙い、承保三年（1076）、大井川（嵯峨野）行幸を行なう（橋本義彦「貴族政権の政治構造」岩波講座『日本歴史』4、岩波書店、1976）。この行幸は「御鷹逍遙」すなわち野行幸であった（『扶桑略記』）。白河は、天皇主催の鷹狩を復活させただけでなく、天皇の鷹飼以外の狩猟や摂関家の遊猟を制限し、珍しい鷹を献上させようとしたという説話も伝わる（『古今著聞集』二十・685）。晩年、殺生禁断令を乱発し、それを厳格に実践しようとしたことで知られる白河だが、在位中は野生のキャプチャーに積極的で、晩年は

その禁断や放生（捕獲された野生動物のリリース）に邁進したと考えられる。

鷹飼たちは官人であったが、摂関政治全盛期には彼らに摂関家の意志が強く作用し、後三条・白河親政期には天皇の意志が、院政がはじまると院（上皇）の意志が強く作用するようになった。官僚機構が改変されたり、再構築されたりしたわけではなく、それを動かす主導権が摂関・天皇・院の間を移動していたのである。鷹狩は王朝にとって重要な狩猟文化となった。12世紀、貴族社会では、殺生罪業観や「穢」観念が増幅され、四つ足の獣を狩る貴族は激減し、鹿肉食は忌避されるようになったが（平雅行「日本の肉食慣行と肉食禁忌」脇田晴子他編『アイデンティティ・周縁・媒介』吉川弘文館、2000）、鷹狩とその獲物の価値はこの後も失われることなく受け継がれていく。

（2）「信濃鷹」はブランド品

地方から王朝に鷹が貢納されるようになったのは、いつからか、今のところ明確にできないが、970年頃にまとめられたとみられる『口遊』（源為憲撰、『続群書類従』所収）という故実書の「禽獣門」という部分に、つぎのような記述がみえる。

八月十六日、甲斐国。八月十二日、信乃。八月十三日、下野国。八月廿五日、陸奥。八月廿九日、出羽々。九月十日、能登。九月十日、越後国。九月十三日、安芸国。九月廿四日、大宰府。
（謂之貢鷹期）

これは各国から鷹が貢納される期日で、このなかに「八月十二日、信乃（信濃）」とみえる。10世紀後半に、信濃国から鷹が貢納されていたことを示す貴重な史料である。

信濃産の鷹には優れた個体が多かったらしく、都では「信濃鷹」が一種のブランドになっていく。13世紀前半に成立した説話集『古事談』のなかに、つぎのような話がある。

出羽守源齊頼【六孫王曾孫、陸奥守蒲正孫、駿河守忠隆男】は、若冠の昔より衰暮の時に至るまで、鷹を飼ふを以て業と為せり。夏冬を分かたず、家の中にも二十許り之れを飼ふ。家人の許、所領の田舎などにも、又た巨多に置きたりけり。七旬の後、目に雉の嘴おひ出でて、両眼損じにけり。然れども自身仕ふ事はなけれども少々は猶ほ飼ひて、あけくれ手に居ゑて、掻き撫でて愛でけり。爰こに或る人、信濃の鷹を儲けたりけるを、此の齊頼の許に持ち来たりて云はく、「西国に侍る者、此の鷹を給ひて候ふ。今は御覧ぜねば詮無く侍れど、申し合はせ奉らむとて居ゑて参り侍るなり」と云々。病席に沈める者、此の事を聞きて起き出でて云はく、「興有る事かな、西国の鷹も賢きは、敢へて信乃の鷹・奥の鷹に劣らざる物なり。将ておはせ、すゑて探らん」と云ひければ、進み寄りて鷹を移しければ、白髪に帽子かづきて、たふ（太布）の直垂小袴に、九寸許りなる腰刀のつかにくすね（葉練）糸巻きたる、脇つぼにさして、鷹を居ゑ移しける後は、気色も事の外にすくよかげに成りて、たかたぬき（鷹手貫）より探り上げて、取手（足革）など探りて、右の拳をにぎりて、足二つの間にさし入れて、打ちうなづきて、又た肩崎の程探り廻はして、打ちうなづき打ちうなづきして云はく、「心浮き事かな。盲に成りたりとてはかり給ふなりけるな。是れは信濃の腹白か、栖の鷹にこそ侍りけれ。西国の鷹はかやうの毛ざし、骨並のしたらばこそあらめ」と云ひけり。最後には鳥の毛遍身に生ひて死にけり。

（『古事談』四－13、316）

源齊頼は優れた鷹匠として知られる人物で、後世、様々な伝説をまとめて語り継がれていくが、この説話でも、目に嘴がはえて失明したということになっている。ある人が、信濃鷹を入手した際に、齊頼の鷹匠としての能力を試そうと、西国の鷹だと偽って齊頼にわたす。すると齊頼は、鷹が西国産ではないことを見抜き、信濃産であろうと言い当てた、という話である。奥州産の鷹と並んで、信濃産の鷹が高く評価されていたことを物語る。

（3）鷹飼の技術

信濃は、良質な鷹を産出するだけでなく、それを飼養・調教する技術も発達させていた。13世紀前半に成立した『古今著聞集』巻第二十に、第678話「ひちの検校豊平善く鷹を飼ふ事」という話があ

る。

一條院御時、御秘藏の鷹ありけり。但いかにも鳥をとらざりげり。御鷹飼ども面々にとりかひけれども、すべて鳥に目をだにかげざりければ、しかねて、件鷹を、栗田口十禪師の辻につなぎて、行人に見せられけり。もしおのづからいふ事やあるとて、人をつけられたりけるに、たゞの直垂上下に、あみ笠きたるのぼりうど、馬よりおりて、この鷹を立廻たちまはりみて、「あはれ逸物や。上なきものなり。たゞし、いまだとりかはれぬ鷹なれば、鳥をばよもとらじ」といひて、過ぐるものありけり。其時御鷹飼いで、彼行人にあひて、「只今のたまはせつる事すこしもたがはず。これは御門の御鷹也。しかるべくは、とりかひて、叡感にあづかり給へ」といへば、このぬし、「とりかはん事いとやすき事なり。われならでは、此御鷹とりかひぬべき人おぼえず」といへば、「いと希有の事也、すみやかにこのよし叡聞にいるべし」とて、宿くはしく尋きゝて、御鷹すゑてまいりて、このよし奏聞しければ、叡感ありて、則件の男めされて、御鷹をたまはせけり。すゑてまかり出て、よくとりかひて、まいりたり。南庭の池の汀に候て、叡覧にそなへけるに、出御の後、池にすなごをまきければ、魚あつまりうかびたりけるに、鷹はやりければ、あはせてけり。則大なる鯉を取てあがりたりければ、やがてとりかひてけり。御門よりはじめてあやしみ、目を驚かして、その故をめしとはれければ、「此御鷹はみさご腹の鷹にて候。先かならず母が振舞をして後に、父が芸をばつかうまつり候を、人そのゆへをしり候はで、いまゝで鳥をとらせ候はぬなり。このゝちは一もよもにがし候はじ。究竟の逸物にて候也」と申ければ、叡感はなはだしくて、所望何事かある、申さむにしたがふべき由、仰下されければ、信濃國ひちの郡に屋敷・田園などをぞ申うけける。ひちの檢校豊平とはこれが事なり。大番役にのぼりけるときの事也。

一条天皇の時代（986～1010年）、天皇秘藏の鷹が鳥をとらないので、鷹飼たちは困って、栗田口の辻に繋いで、通行人に見せたとこ、ひとりの男がその鷹の正体を見抜く。この男は、天皇の前でこの鷹をつかって、見事に鯉を捕ってみせ、この鷹は「みさご腹」すなわち、魚を捕る猛禽類と鷹との間に生れた鷹で、まず魚を捕り、その後に鳥を捕るようになると説明した。天皇はよろこび、この男に「信濃國ひち郡」の領地を安堵したという。この話から、信濃には優れた鷹匠がいたこと、その技術が都で発揮されていたことなどがうかがえる。

3. 13世紀の鷹狩と信濃の鷹匠

(1) 鷹狩と諏方社

中世にも、信濃には優れた鷹匠が多かった。13世紀後半にまとめられた、鎌倉幕府の歴史書『吾妻鏡』の建永元年（1206）三月十二日条には、つぎのような記事が見える。

桜井五郎（信濃國の住人）は殊なる鷹飼なり。而るに今日、將軍の御前に於て、鷹を飼ふ口伝故実等之を申し、頗る自讃に及ぶ。（中略）

信濃の武士桜井五郎は、優れた鷹飼で、この日、將軍の前で鷹を飼う技術について語ったという。そして、同十三日条にはつぎのようにみえる。

相州召に依りて御前に参り給ひ、数剋御雑談に及ぶ。將軍仰せて云ふ、桜井五郎といふ者有り。

鴟を以て鳥を取らしむ可きの由之を申す。慥に其实を見んと欲す。是嬰兒の戯に似たり。詮無き事かと云々。相州申されて云ふ、齊頼此術を専らにすと云々。末代に於ては希有の事なり。（下略）

五郎は、モズを鷹のようにつかい、鳥を捕獲することもできると語り、將軍の前で実演してみせる。桜井氏は東信濃の武士であったと考えられるが、信濃の武士にはこのように優れた鷹術を相伝する一族が少なくなかった。なお、「齊頼」は、先の『古事談』にみえた「齊頼」のことで、鎌倉の武士たちの間でも伝説的な鷹匠として語り継がれていたらしい。

信濃で優れた鷹が飼養され、優れた鷹術が相伝されていた理由のひとつは、諏訪大社（諏方社）の存在であろう。諏方社では古代から狩猟神事と動物供犠が行なわれており、そのなかで鷹による鳥や兎の捕獲も行なわれてきた。なかでも五月会の神事と七月末の御射山の神事では盛大な狩猟と動物供犠

が行なわれていたが、それらを担っていたのは信濃国内の武士たちであった。そのため、信濃の武士のなかに優れた鷹術を伝承する一族も増えたと考えられる。諏方社は、東日本を代表する大社であり、軍神としても知られていたから、武士たちの崇敬には格別のものがあり、鎌倉幕府もその成立当初から、諏方社を重視していた。鷹狩の禁止を命じる際にも、諏方社の贄鷹は禁止から除外するのが常で、例えば、『吾妻鏡』の建暦二年（1212）八月十九日条にはつぎのようにみえる。

鷹狩を禁断す可き由、守護地頭等に仰せらる、但し信濃国諏方大明神御贄の鷹に於ては、免ぜらるるの由と云々。

また、年代未詳ながら、鎌倉時代後半に発令されたとみられる、鎌倉幕府追加法（『中世法制史料集』第1巻・737）に、つぎのようなものがある。

一 鷹狩の事

度々厳制の處、普く違犯の由、その聞え有り、露頭せしむるの輩は、所領を分け召さるべき也、且は敵對の有無を謂わず、地頭御家人相互にこれを差し申すに就き、その沙汰有るべし、次に供祭鷹の事、神領たりと雖も、社司の外、固くこれを停止すべし、但し諏方社の御射山・五月会の頭人の事、他に異なるの間、信濃国に於いては制の限りに非ず、他國に至りてはこれを禁制すべし、次売買在所の事、同前、且は厳密に諸国守護人に相触れるべきの旨、侍所に仰沙汰せらるべし、次に鎌倉中に鷹を繋ぐ事、停止すべきの由、同前、

この時の禁令は厳しく、「供祭鷹」すなわち各地の神社の供儀のための鷹狩について、「神社の所領の中であっても、神職以外の者の鷹狩は固く禁止する」と命じているが、「諏方社の御射山・五月会の頭役をつとめる者は他とは異なるので、信濃国はこの禁制の限りではない。他の国ではこれを禁止する」としているのである。幕府が諏方社を重視し、特別扱いしていたことがわかるとともに、信濃で良質な鷹が産出され、優れた鷹術が相伝された背景に、諏方社と諏訪信仰があったことも理解できよう。

「市河文書」の（A）、寛喜元年（1229）十一月廿八日付の左衛門少尉兼致書状と同年十二月十三日付の北条重時御教書は、こうした時代の文書であったわけだが、この頃の信濃の鷹巢としては、もう一例、「工藤文書」のなかの建長三年（1251）二月五・六日付の小井弓能綱讓状案にも「たかのす（鷹の巢）」がみえる。この「たかのす」は、伊那郡小井弓二吉郷柳沢（現在の伊那市西春近柳沢）にあった鷹巢であったと考えられ、市河氏も小井弓氏も諏方の神事に奉仕する頭役をつとめていたから、その鷹巢から産出された鷹で捕獲した鳥や兎が、諏方の供儀に用いられたことだろう。

諏方の贄鷹を奉仕した信濃の氏族としては、小県郡の禰津氏がよく知られている。嘉暦二年（1327）に著された『白鷹記』（『群書類従』第十九輯）という書物は、禰津の神平から撰関家に献上された白鷹を絶賛するものであるし、1356年に成立した『諏方大明神画詞』にはつぎのようにみえる。

禰津神平貞直、本姓は滋野なりしを、母胎より神の告ありて神氏の約して大祝貞光が猶子として字を神平とぞ云ける。諏方郡内一庄の領主として、保元平治の戦場にも向にけり。武勇業のみにあらず、東国無双の鷹匠なり。

確かに禰津氏と諏方社は親密な関係にあったが、禰津氏以外にも市河氏や小井弓氏のように、自らの領地に鷹巢を保持し、諏方の神事にも奉仕していた武士は少なくなかった。

（2）重視され、語られる鷹狩

上述のように、鎌倉幕府はしばしば鷹狩を禁止する命令を出していたが、それは地域や期間を限定して発令されるのが普通で、そうした禁止令がいくつも伝わっていること自体、当時、広く鷹が飼養され、鷹狩が行なわれていたことを示している。

13世紀後半に成立した『曾我物語』は、源頼朝の富士野の巻狩を舞台にして曾我兄弟の仇討ちが語られ、東国武士の騎射による狩猟が活写されていることで知られるが、その中には鷹に関する説話も含まれていることは、あまり知られていないのではないだろうか。それは、つぎのように頼朝が御家人たちと狩の罪業について語る場面にみえる。

鎌倉殿諸国の侍共に向はせ給ひて仰せ出されけるは、

「頼朝、この程徒然にて候ふ間、狩庭の遊び（巻狩）をせばやと思し食すは（思うが）、いかがあるべき。狩庭廻りは罪業（罪作りなこと）とは聞けども、男の一の栄花（快樂）は狩庭には過ぎじと覚えたり。いかがあるべき」

と打咲（笑）ひ給ひければ、梶原（景時）承りも敢へず、

「狩庭（の遊び）は罪業とは覚え候はず。天竺（インド）の毘瑠璃王の酔象の巻狩、釈尊因位（未だ仏果を得ぬ地位）の昔波羅奈国の鹿母狩、震旦（中国）には胡深王の虎狩、秦の始皇の鶴頭の双狩、我朝には考照（孝昭）天王の七日の巻狩、諏訪の大明神の凡夫因位の（俗人であった）御時の伊吹の嶽の七日の巻狩、されば天竺・震旦の金輪聖王（四天下を領する聖王）より我朝の王臣武将に至りて（至るまで）、皆狩庭は由緒の候ふものを。ただ御好みあるべく候（思いどおり遊ばしませ）。（ただし）鷹狩こそ罪業とは承りて候」

と申しければ、折節畠山（重忠）の、御前に候はれけるが、打小咲（うちあざわら）ひて申されけるは、

「いかに（どうして）、梶原殿、かやうの事をば申されけるぞ。（巻狩同様に）鷹（狩）も由緒の候ふものを、いかなれば罪業とはなり候ふべき。

その故は、天竺に十六の大国あり。その中に、波羅奈国の王をば勝渡良王と申しける。鷹を好み飼はせ給ひける程に、万の獣を以て鷹の食に当て給ふ。釈尊は、利益衆生のため娑婆へ往来し給ふ事八千度なり。その中に第七千六百度に当りける時、世間に無常を示さんがため蜉蝣と云ふ虫と成て鷹の食に定まり給ふ。王大きに喜びて、明日の食のため蓄へ置かれたりける程に、未だ巳の時を待たずしてこの虫どもは皆死し畢んぬ。王これを御覧じて世の無常なる事を悟り給ひ、俄に菩提心を発しつつ三菩提の位（正等覚の位）を得給へり。その時の王と申すは、今の大聖文殊これなり。その時の鷹と申すは、今の弥勒菩薩これなり。その時の蜉蝣と云ふ虫は、今の釈迦如来これなり。この虫を食とせし故に、鷹の経上る間をば虫喰とは云ふなり。これは十六の大国の事なれば、さて置きぬ。

五百の中国の内に、斯婆国と申す国は、五天竺の中には東天竺の内なり。この国の王をば尸毘大王とぞ申しける。広林園と云ふ苑に出でて遊ばせ給ひける程に、鴿（鳩）が一つ鷹に追ひ立てられて尸毘大王の御座の上に参る。王は鴿を哀れませ給ひて、鷹に語りて仰せられけるは、『汝（鷹）も鳥類なり、これ（鳩）もまた鳥類なり。畜生残害（殺害）の悲しみはいかにせむ。我に（免じて）許せ』とぞ仰せられける。昔は鳥もものを云ひける事なれば、鷹答へて申して云く、『我は、これ鳥類一を一日の食となす。今日の食なくして、いかにして明日の命を継がむ。生類の重くする所（命ある者に一番大切なのは）、命に過ぎたる財はなし』。大王理に折れて（なるほどと）、股の肉を取りて（切り取つて）鷹に与へつつ、『我、鴿に替りて身を損ふなり。我、この功德を以て菩提を取らむ（やがて得る）時は、先づ必ず汝を導かむ』と。その時、鷹の云く、『我はまことの鷹には非ず。天帝釈と云ふはすなはち我なり。王の菩提心の程を（試し）見むがために化（示現）して来れり。本の身（もとの全き身）になし奉らむ』とて、仍て王の疵に天の甘露（諸天不死の飲料）を灌き給ひしかば、本の身になり給ひぬ。その時の天帝釈と申すは、法華（経の）化城喩品に説く所の尸棄大梵（大梵天王の名）と云ふはすなはちこれなり。その時の鴿と申すは、すなはち今の普賢菩薩これなり。その時の尸毘大王と申すは、今の釈迦如来これなり。されば、仏は物の喩には鷹・隼を以て所依（行いの例）となす。されば、浄土の三部経の内、観無量寿経に目連の神通を説き給ひつつ、鷹・隼の飛ぶが如しと云へり。

震旦には、周の文王の雲翔の鷹、夏の禹王の深井の小鷹、秦の始皇の真沢の小鷹、これは皆異国・大国、天竺・震旦の事なれば、さて置きぬ。

我朝にも鷹を興じ、これを愛し給ひし事は、八幡大菩薩は我朝の帝にて御在せし古は鷹神（応神）天王と申す。その第四の王子をば、仁徳天王とぞ申しける。本朝に人王始まりて第十七代の帝なり。御宝算は百十七歳にして、天下を治め給ふ事八十七年なり。撰津の国難波の郡高津の宮に住ませ給ふ。その時の御名をば大鷦鷯帝とぞ申す。殊に賢王にて御在ける上に、人民を憐み、国土

を育ませ給ふ御志深かりき。されば、その御時は国栄え世収て、咄かりし御代なり。武内の大臣が六代の帝を育み奉りしも、この帝の御時とこそ承り候へ。この武内の大臣と申すは、母の胎内に孕まれて八十年に白髪生ひてぞ生れたる。年は二百八十歳、死する所をば人に知られず、忽然として失せられぬ。されば、今の世に八幡の御社壇の内に香良・武内と申しつつ社を並べて崇め奉るは、即ちこの人の夫婦の事ぞかし。されば、かの御代（仁徳天皇）に及びて氷室と名づけつつ鷹を仕ひ給ひし事は、かの御時より生まれり。

しかるに源氏の御先祖、人王五十六代清和天王の御時に至りて、帝王は三十九代、年序は五百余歳なり。その間にも（鷹を）御寵愛は常の事、捨てられける（楽しまぬ）世は少かりき。天知（天智）天王の賢かりし古も、御鷹狩を以て叡慮を慰めぬ。嵯峨野に狩せし少将の緑の鷹手抜（鷹狩用手袋）、惟喬御子（文徳天皇第一皇子）の王侍従と云ひし鷹を仕ひ給ひし時は、神慮（神仏）も影向を垂れ（その姿を現じ）給ひき。

加之、覚えの兵衛尉公隆の鷹と申しけるは、同じ鳥類とは申しながら常の翅（鳥）に異なり、眼は明星を論じ（明星の如く閑かに輝き）青嘴（黒味を帯びたくちばし）は三日月の如し。頂は円く平らかにして鏡の面に似たり。胸は嶮岸（そそり立つさま）として正しく持経を懸けたり。乱急糸を乱して＝（人＋葉）急の門を尋ね、朝銚（長尖か。尾羽の一）鈴を押して堅固の力を見（ず）。鳳笙の毛（長く下るひじの毛）は鷹手抜を継ぎ、取手の合様は（足指の節は大きく開いて）車を通す。これは、則ち広太の心品（徳の高い風格）を顕すなり。或いはまた、四面には庇（軒の如き毛）、銘には四海を覆ひ、背には貝を伏せ（溝が通り）、甲には翡翠を流せと云へり。

鷹は翅（鳥）の王なれば、仏もこれを以て喩とし給ふ。我朝の守屋の大臣は＝（列＋鳥、てらつき）（啄木鳥。きつつきの異称）と成て堂塔を破損せんと誓ひし時、浄宮太子（上宮太子。聖徳太子）は、『我はさらば鷹と成てその難を払はむ』と誓ひ給へり。

況んや、白簫・藤沢・一拍子・唐幕・屋真白・藤の花、これらは皆神に通じたりし鷹どもなり。大国（震旦＝中国）を尋ね、本朝を訪ひ、賢を求め、寵を開く、その例甚だ多し。しかれば、ただ鷹狩をも御好みあるべく候」

と申されければ、鎌倉殿を始め奉りて諸国の侍共頭を低れ、耳を傾けつつ万事を閑めて、＝（口＋安、あつ）と云ひつつ感じ入りてぞ見えける。

鎌倉殿は大きに御感有て、奥州に笹河と云ふ処の公田三千八百町と注したる処を、鷹の才覚に（知識を披露した）引出物に奉らむと、不日に（程なく）取帳（年貢高記載帳簿）文書俱にこれを副へて賜り給ふ上に、なほ武蔵・上野両国の惣追補使（守護）にぞなされける。これを見、これを聞きける人々は、大名・小名恨悩（羨）みて、

「才覚ある身は上も下も目出たき事なり」とぞ、感じて申し合はれける。

まず梶原景時が、天竺・震旦の王たち、そして我が朝においても諏訪大明神が巻狩を行っており、四足の獣を射殺す巻狩は罪業ではないが、鳥を捕獲する鷹狩は罪業だ、と語る。これは鷹狩の正当性をたっぷりと説くための布石であった。すぐに続けて、畠山重忠の談話として、漢字一千字以上、妙本寺本で九頁にわたって、鷹狩の由緒が述べられている。そして、一同、畠山の「鷹の才覚」に感服するという筋立てになっているのだが、こうした鷹の説話は曾我兄弟の仇討ちとほとんど関係がなく、鷹狩の正当性を説くために組み込まれたものであったことは明らかであろう。これは、この頃、武家社会でも鷹狩の重要性が高まり、鷹の由緒や故実の学習も行なわれていたことをよく示している。

4. 14世紀の鷹狩

1333年、北条得宗家の専制的な政治体制は崩壊し、後醍醐天皇を中心とする建武の新政が始まった。しかし、伝統的な権威は揺らぎ、いわゆる下剋上がめだつようになる。建武元年（1334）八月、二条河原に掲げられたとされている『二条河原落書』（『建武年間記』所収）は、混乱する都の様子をよく伝えているが、そのなかに、「尾羽ヲレユガムエセ小鷹。手ゴトニ誰モスエタレド。鳥トル事ハ更ニナシ。」という一節がある。成り上がり者について、「尾羽が折れ歪んだ小鷹の紛い物を手に据えている

者が多けれども、それでは鳥を獲ることなどできない」と風刺しているのだが、これは当時、鷹を所有することが権勢を誇る手段として一般的であったことを示している。

南北朝の動乱を語る『太平記』の巻第十二「千種殿并文観僧正奢侈事付解脱上人事」には、後醍醐のもとで権勢をふるった千種忠頭が、つぎのように描かれている。

中にも千種頭中将忠頭朝臣は、故六条内府有房公の孫にて御坐しかば、文学の道をこそ家業とも、嗜まるべかりしに、弱冠の比より、我道にもあらぬ笠懸、犬追物を好み、博奕いん乱を事とせられける間、父有忠卿父子の義を離れ、不孝の由にてぞ置かれける。され共此の朝臣一時の栄花を開かるべき過去の因縁にや有けん、主上隠岐国へ御遷幸の時、供奉仕て、六波羅の討手に上りたりし忠功に依て、大国三箇国、關所数十箇所拝領せられたりしかば、朝恩身に余り、其の侈り目を驚せり。其の重恩を与へたる家人共に、毎日の巡酒を振舞せけるに、堂上に袖を連ぬる諸大夫侍三百人に余れり。其の酒肉珍膳の費へ、一度に万錢も尚足るべからず。又数十間の厩を作り双べて、肉に余れる馬を五六十匹立られたり。宴罷で興に和する時は、数百騎を相ひ随へて、内野北山辺に打出て、犬を追い出し小鷹狩に日を暮し給ふ。(下略)

忠頭は、数百騎を従えて小鷹狩に興じたという。やはり鷹狩は権勢の象徴であった。

その後、建武の政府も崩壊し、足利政権がスタートする。しかし、南北朝の動乱が続き、そのなかで守護の権限が強大化していく。市河氏は、おおむね北朝方、守護方として活動していたようで、それ故、「市河文書」の(B)、応永四年(1397)七月二日付の二宮是随奉書のように、守護(守護代)の指示を伝える文書も伝来している。

その3年後の応永七年(1400)、守護の小笠原長秀と国人一揆が激突した大塔合戦でも、市河氏は守護方として戦った。この大塔合戦の様子を伝えているのが『大塔物語』で、合戦後、間もなくまとめられたらしい。そのなかには、守護の長秀が国務を開始しようと善光寺に入った際の様子も記述されているのだが、興味深いことに、『大塔物語』は長秀が据えていた鷹の姿を詳細に描いている。

小笠原長秀は、吉日良辰を撰び定め、善光寺に打入る。長秀その日の出で立ち、路次の行粧は、巍巍蕩々として綺羅天に耀き、景勢隣を擺(はら)ふ。(中略)連鷓兄鷓を居へ連れ、犬を呼び懸たる人もあり。その次に居へたる鷹の相好は、極めて白生にして、鷹の頭は清々として秋の月に似たり、眼は明星の如く、頭には盤を戴き、頸には持経を懸け、目覆の毛は家門庇を刺し、青嘴長く頤薄く、肩は斑々として海中に二つの岩の指し出たるが如し。岩の稜には自毫の月明らかにして、三四の毛細く、威光は大象の如く、背は石難山の流に似たり、呉羽取の毛は伏綾を畳み、狭衣の毛は浪の漂ふが如し。重錢鈴を破り、保翔の毛は=を通し、乱鼻には針を立て、乱れ糸には練糸を乱し、羽前をは乱翠の下に納め、翡翠の毛は爪を隠し、七並の胡=(竹+銀)の毛は厚く重なって椿葉の毛の如し。股には長き毛なく、脛短くして近来の名鷹なり。これを誉るもなお足らざるがごとし。

豊富な語彙で鷹の姿が説明されており、当時の鷹をめぐる文化の豊かさがわかる。守護や国人には、鷹狩を行っていた者が少なくなかったと考えられるが、その実態がわかる史料は多くないから、この『大塔物語』、そして「市河文書」(B)の二宮是随奉書は、室町時代の守護の鷹に関する史料として全国的にみても貴重である。

[参考文献]

宮内省式部職『放鷹』吉川弘文館、1931年(復刻版、1983年)

塚本 学『江戸時代人と動物』日本エディターズスクール出版部、1995年

中澤克昭「野生の価値と権力」『古代文学』46、2007年

中澤克昭「日本中世狩猟文化史論序説」中村生雄・三浦佑之・赤坂憲雄編『狩猟と供犠の文化誌』森話社、2007年

山名隆弘『戦国大名と鷹狩の研究』纂修堂、2006年

巢鷹献上と巢守の仕事

はじめに

鷹狩という狩猟は、現代社会では極めてマイナーな存在になっている。しかし歴史的に考えてみると、古今東西で行われ非常に重要な歴史的意義を持つものであった。鷹狩をするためには、当然のことながら狩猟の手段として鷹を調達することが不可欠である。鷹の供給源の中には、雛のうちに巢から下ろす巢鷹山というものが存在している。鎌倉時代以来、栄村（江戸時代には箕作村・志久見村）には複数の巢鷹山が存在しており、鷹の重要な供給源として一般的に認識されていた。そして巢鷹を領主に献上する役割を担う巢守と呼ばれる人たちが存在していた。つまり栄村は、歴史的に鷹狩と深く結びついていた地域であった。

さて鷹狩というくらいであるから、猛禽類の鷹を用意してしまえば、あとはどうとでもなるのかといえそうではない。鷹狩に参加した人たちが喜ぶような狩猟を実施させるためには、さまざまなトレーニングを鷹に課していくことが必要となる。自然界にいる鷹にとっては、自分が生き残ることが最大の使命であるから、無理をしてまで自分より大きな獲物を捕らえようとはしない。しかし鷹狩用の鷹には、そうした本能に関係なく、大物に対して仕掛けていく能力が求められる。

こうした能力は一朝一夕に獲得できるものではない。プロとしては最後の鷹匠といわれる花見薫（宮内省鷹師）は、鷹の調教に際しては「鷹を主人と思って仕える」ことが何より大切だと説いている。これは優秀な鷹を育て、鷹と鷹匠が心を通じ合わせ、「人鷹一体」となって阿吽の呼吸で狩ができるようになるためには、こうした姿勢が何より大事だという考え方である。実際、鷹というものは大変に繊細な生き物で、ちょっとしたはずみで何かに驚くようになってしまうと、もう使い物にならなくなってしまふという。このように鷹の調教に際しては、細心の注意を払うことが必要であり、そのためにこの作業に専従する鷹匠という専門家が、長く重要な役割を果たしていくことになったのである。

あらゆる面で鷹に対して細心の注意を払っていくことは、調教の前段階、つまり鷹を確保する段階でもまったく同様であったといえる。つまりどこからか適当に鷹を調達してくればよいというものではなく、鷹狩に使うことのできる優良な鷹を確保することが必要であり、そのための特定の供給源として巢鷹山などが存在していたのである。巢鷹とは雛のうちに巢から下ろすことを意味し、これを馴らし仕込むことで鷹狩用の鷹に育てるのである。巢鷹を馴らし仕込むことは鷹匠の仕事であったが、雛を巢から下ろし献上するのは巢守の仕事であった。今回は、この巢守の仕事がどのようなものであったのかという点を考えてみたい。こうした鷹と人間との具体的な関係を考えることが、鷹狩研究・鷹場研究を進めていく上では非常に重要であるし、これまでの研究史（特に近世の鷹狩研究）では、いくつかの例外を除いて、こうした点に対する配慮が少し足りないように思うからである。以下では、主に箕作の島田汎家文書を事例としながら、江戸時代（近世）の主に箕作村の巢守の活動について明らかにしていくことにしたい。

1. 巢鷹献上の諸相

栄村の巢守の起源は定かではないが、すでに松平忠輝領であった慶長 18 年（1613）には、長瀬の巢守 10 人の持高 150 石の諸役が免許されている（長瀬・斎藤励二家文書）。宝暦 7 年 4 月に代官から巢守の由緒を尋ねられた際に作成された返答書には、「慶長年中、越後様御領分の節より、志久見村のうち本郷に弐人、坪野に弐人、仁手野に壹人、箕作村のうち長瀬に三人、北野に弐人あい立ちこれ有り」とあり、志久見村五人・箕作村五人の巢守によって巢鷹山が管理されていたとする（島田家 1005 号）。こうした両村による共同管理が、返答書に記されるように慶長年中以来続いていたのかどうかは不明であるが、江戸時代の大半において、志久見村の巢守と箕作村の巢守が協力しながら巢鷹山を管理す

ることが一般的だったといえる。

江戸時代の初期の頃に巢守がどのような活動をしていたのか、という点について明らかにすることができれば面白いのであるが、史料的な制約もあってなかなか判然としない。巢守の具体的な仕事分かるようになるのは、もう少し時代が下ってからである。そこでここでは次の史料に注目しながら、この点について明らかにしてみたいと思う。

【史料1】

- (1) 御巢鷹之義ニ付申渡覚
- 一、御巢鷹之義、巢おろし江戸着いたし差上候迄ハ、大切之事ニ候間、昼夜番人付置、無油断相守可申事、
- (2) 当春被 仰出候候巢鷹之義ニ付御書付之写、拝見為致候通可得其意之事、
- (3) 一、都築藤十郎様御代官所野沢村よりハ、近年御巢鷹指上候ニ付、節々巢おろしいたし、江戸着迄之義初者ニ可有之候間、右村之者共へ疾と承合、野沢村之仕方ニ少茂相違無之様ニ、諸事念入可申事、
- (4) 一、巢おろし鷹入候籠并餌鳥入候かこともニ、寸法・拵様、野沢村江承合、野沢村ニ而拵様ニ可仕候事、
- (5) 一、餌鳥之事、巢おろしいたし候より道中江戸着之餌鳥持参之義、能々承合、不足無之様ニ、前方支度致置可申候、右餌鳥之義、生鳥之事ニ候間、此方ニ而致才覚候義、是悲々々難成候ハ、佐久郡又ハ高田辺ニ而成とも、生鳥前方ニ支度致置、其節ニ至り手支無之様ニ可仕候、此義茂野沢之者ともニ可承合候事、
- (6) 一、御巢鷹之親鳥、名もなき鷹ニ而ハ、江戸迄持参いたし候ニ而茂、不相納御返し被遊候、左候得ハ、百姓之入用尔罷成、御公義より一切不被下候間、得其意、はい鷹ニ而候哉、つみ鷹ニ而候哉、随分念を入、親鷹之品疾と見立、無用之鷹ニ候ハ、巢おろしいたし候ニ□不及候、其段早々可申出証文申付、早速江戸江飛脚ニ而申上候事ニ候間、可得其意候事、
- (7) 一、このりハはい鷹之おすニ而候故、子とも之内より相知れ候由ニ候間、このりと相知れ候ハ、巢ニ残置、はい鷹差上候積リニ可相心成候、乍去見わけかたき物之由ニ候間、不相知候ハ、不残江戸へ持参可致候、尤このりハ御用尔不立候ニ付、御返し被成候由ニ候、然共御書付ニ有之候赤ものこのりハ、御用ニ立候由ニ候間、可被得其意候事、
- (8) 一、御書付尔有之候通、夏至より十日迄ニ江戸着致候へハ能候間、其心得可有之候、尤野沢村よりも此度御巢鷹見立候ニ付、差上候筈ニ候間、野沢村ニ而ハ何頃巢おろし致候哉承合、右村ニ而巢おろし致候時節、おろし候様ニ可心懸候、然ども巢鷹之様子、野沢村よりはやく巢おろし候而能候ハ、其旨注進可申出□事、
- (9) 一、御巢鷹江戸致持参候節、宰料之義、巢守共之内ニ而以上三人巧者成もの申付指越候様ニと被仰付候間、箕作・志久見両村巢守之内ニ而、三人前方相極メ置可申候、尤於江戸御尋有之由候間、野沢村巢守之者ともニ前方能々承合置、江戸ニ而御尋之節、種々御答 候 申上候様ニ可■相心得事、
- (10) 一、江戸着迄之泊り付いたし、幾日目ニ江戸着之日限相記、此方出立一日前ニ、先触差添候積リニ候、勿論板橋泊り之積リニ宿割いたし、書付我等方より差越候筈ニ候、板橋泊りへ御鷹着之日ニ御屋敷注進可致候、其日ニ御 公義向方々江御改被仰付候積り候間、板橋着之日ハ、宰料之者壹人昼前藤四郎方迄注進申上候様ニと被仰付候間、其心得いたし、上尾泊りより随分急候而、御屋敷へ罷出御改可申上候事、
- (11) 一、板橋村泊り翌日ハ朝四つ時前後、藤四郎様御屋敷迄、御鷹着候様ニ可仕候、着次第御鷹部屋へ直ニ御納、方々江御注進被遊候付、何ニ茂朝之内江戸着無之候而ハ不成事ニ候間、兼而其心得可有之候、尤御鷹**出立候砌、委細可申付候得とも、為心得申渡置候事、
- (12) 一、道中ニ而御巢鷹おち候ハ、宰料之者壹人早々御屋敷へ注進可仕、あまたおち候ハ、其おち候

村ニ而雇飛脚いたし、如何様之訳ニ而、何之所ニ而おち候段委書付、宰料共致印形早々注進可仕候事、

(13)

一、巢守共鷹と見候而も、何様之色生之鷹なれば、何鷹(鷹)と申わけ仕候義も不存候ハ中野御役所へも申合置候間、野沢村之鷹之名見覚候者を頼候而、大(道)だう山・板木山式巢之親鳥ハ、何鷹と申義見定、羽色等委細書付、早々可申出候、巢おろし前、早々飛脚ニ而江戸へ申上候間、油断有之間鋪候事、右者、江戸より被仰付候趣、覚書を以申渡候間、書面之趣、一々被得其意、注進可申出、品々之儀ハ、少も無油断、当役所へ可申出候、巢おろしいたし候時節も余日有之間鋪候間、可■入品々、前方ニ納置、其節ニ至り手前(ママ)無之様ニ、可被相心得候、野沢村江も承合、巢おろし可仕時節之儀、又ハ籠并餌鳥等仕度之儀、親鳥之名見定候義、其外段々注進可申出候、自然致油断注進可致品及延引、間違於有之ハ、急度曲事可被仰付候間、被得其意、随分大切ニ存候、無油断無之、段々注進申越可被差図請候、右之外口上ニ而申渡候通候、猶又段々可申渡候、以上、

(享保 5、1720)
子五月八日

野沢直右衛門

箕作村

志久見村

名主

組頭中

巢守

右之通、以覚書被仰渡、奉畏候、御巢鷹巢おろし仕候以前、随分大切相守リ、段々注進可申上候、以上、

(□は欠損して判読不能な文字、■は抹消されている文字、*は判読不能な文字を示す)

【史料2】

(端裏書)「享保十二年未六月巢守証文」

差上申一札之事

先頃御吟味被成候御巢鷹、所々相違ニ罷成候義、巢守中番人等僉略ニ致候故、段々御吟味之趣、一言之申分無御座迷惑至極ニ奉存候、依之、中ヶ間相談之上、長瀬吉左衛門組長蔵、北野六之丞組平次郎兩人、秋山へ見立ニ遣申候所ニ、右兩人才覚ニて秋山(運)之御百姓大勢出シ、漸一巢見立、御注進も不申上、軽々敷巢落シ致候所ニ二居御座候故、送り人足もつれ不申本村へ持出候所ニ、山中ニ而二居共落申候、依之、段々御吟味之趣ハ、大切之御巢鷹御注進も不申上、任我意巢落シ致シ、其上如何様之致方ニ而二居共ニ落申候哉、秋山より本村迄遠方殊ニ深山(ママ)之義、其上越後分地返り筋ニ而御座候所ニ、送り人足もつれ不申、怪敷義ニ御座候へハ、早速迄御役所迄可被仰上由御吟味之趣、一言之申分無御座候、依之、組頭中・長百姓衆頼入先々当分被仰上候儀、御延引被下候様ニ、達而御訴訟申上候へハ、此節御延引被下忝次第ニ奉存候、若脇より訴人御座候ハ、拙者共何方迄も罷出少も御無念ニ成不申候様ニ申分可仕候、其上右之者共、巢守役御取替候之儀被仰上候共、毛頭御恨無御座候、秋山百姓大勢出候義御鷹無相違本村迄相届キ申候へハ、一組之義故不苦事ニ候へ共、兩人致方悪敷故御用ニも立不申、然上ハ無益ニ秋山御百姓難義為致候事ニ御座候へハ、秋山より出シ候人足壹人ニ賃錢七拾式文宛早速可相渡候旨被仰付畏入申候、一兩日中ニ急度相渡シ可申候、為後日連判差上申候所、仍而如件、

箕作村之内長瀬

(1727)
享保十二年未六月十八日

巢守 吉左衛門 (印)

同 太兵衛 (印)

同 善四郎 (印)

同北野

巢守 六之丞 (印)

同 清左衛門 (印)

同吉左衛門組 長 蔵 (印)

同 六之丞組 平次郎 (印)

名主 三左衛門殿

まず、史料の性格について簡単にふれておきたい。【史料 1】は、17 世紀終わりの徳川綱吉政権期中断していた巢鷹献上が将軍徳川吉宗の代に再開された際、領主側から申し渡された巢鷹献上に関わる覚書の写しである。この中では 13 条にわたっており、巢鷹山から巢鷹を献上する際の決まり事が記されている。【史料 2】は、献上再開から 7 年後に実施された巢下ろしにおいて、巢鷹を死なせてしまうという不手際が生じた際、村の内々で問題を処理するために作成されたものである。この二つの史料によりながら、巢守の活動について、いくつかの点を確認してみたいと思う。

①巢の見立てと巢番

まず 1 条目には、「御巢鷹のことは、巢下ろしをして江戸に差し上げるまでは、大切な事であるので、昼夜とも番人を付け置いて油断なく守るようにしなさい」とある。ここから巢鷹を江戸に持参して納入するまでが巢守の仕事であったこと、番人を置いて監視する必要があったことが分かる。番人の配置は、山中で巢鷹を見出した直後から必要なものであった。島田家文書 1080 号文書によれば、「雪中ニ而春彼岸ニ入」の頃に巢鷹山に行き巢を見立てて、土用入 15 日目頃からは毎日巢番をすることになっていた。その日数は 50 日ほどにも及んだという。このように下ろすべき巢に目星をつけて、番人を置いて卵が孵化するまで見守り、頃合を見計らって巢下ろしを行うわけである。なお巢番用の小屋は縦三間・横二間程度のサイズで作られ、その場所は巢掛けの場所にあわせて変わるので一定していなかった。

右のように、巢守の仕事は巢鷹を見立てることから始まっているのだが、巢鷹を見出すべき山内はとてども広大であった。一口に巢鷹山といっても、箕作村内の高倉山の北腰・大道平、板木山、小松原山、樽山などに所在しており、こうした場所から巢を見出すという作業は、長瀬や志久見の巢守たちだけでこなせるものではなかった。状況によっては山のことをよく知る秋山の人々が、巢の見立てに参加することもあった。【史料 2】にはその様子が具体的に示されている。これによれば、長瀬巢守の吉左衛門組の長蔵と、北野巢守の六之丞組の平次郎という者が、巢の見立てに秋山へ赴いた際に、両人の計らいによって「秋山之御百姓」を大勢召し出だした上で巢鷹の見立てが行われていた。その結果一巢を見つけることに成功している。にも関わらず、山中から運んでくる途中でその巢鷹が死んでしまい、その結果【史料 2】が作成されることとなったわけだが、秋山の人々も巢鷹の献上に重要な役割を果たしていたことが分かる点で興味深いといえる。また巢の見立てに召し出された秋山の百姓は、決してタダで働かされていたのではなく、【史料 2】によれば、人足一人当たり 72 文の賃金が支払われる約束になっている（ただし人足の数が明記されていないため賃金の総額は不明である。また実際には巢守側からこの賃金が支払われず、そのことで後に問題が生じている）。

②巢鷹の運搬

前述のように巢鷹を江戸に持参するまでが巢守の仕事であった訳だが、これがなかなかの仕事であった。巢鷹は生き物であり、道中においても当然世話をしなければならぬが、一つ間違えると途中で死んでしまうことも十分ありえたのである。【史料 1】の 12 条において、巢鷹が落ちて（＝死んで）しまった場合の対処について記されているのはこのためであるし、【史料 2】において、準備不足のまま運ぼうとしたために山中で巢鷹が死んでしまっている。このように巢鷹の運搬には細心の注意が必要であった。

無事に運ぶためにはまず運搬用の籠が必要であった。【史料 1】の 4 条目に、この籠についての記述が確認できる。籠は巢鷹用と餌鳥用の二つが必要であり、「寸法・拵様」については野沢村のやり方に準ずるようにと指示がなされている。島田家文書 1011 号文書によれば、野沢村に問い合わせた結果、

籠の寸法は直径1尺6寸、高さ7寸5分にして、丸籠で大きめの巢鷹に合わせて作るようにという回答があったことが分かる。

次に用意すべきものは巢鷹の餌となる鳥であった。【史料1】の5条には、「右餌鳥之義、生鳥之事ニ候間」（餌鳥は生鳥である）とあり、生きた鳥を餌として確保する必要のあったことが示されている。これもまた巢守の仕事であった。実際にはどの程度の餌鳥が必要であったのかという点について、ほぼ同時期に巢鷹献上を果たした南佐久郡居倉村の場合から確認してみたい（「居倉林野保護組合所蔵文書」、『長野県史』近世史料編第2巻〔2〕東信地方、964号）。居倉村からは享保5年に7月に、11日間かけて巢鷹四居の献上が実施されているが、この際、道中で鶉132羽、幕府側の施設（御鷹部屋）に入ってから雀36羽が必要であったとされている。合計では9貫772文の費用がかかったことになる（ちなみにこの巢鷹献上に伴い、籠入用・番人扶持方・才料雑用などあわせて21貫630文の経費がかかっている）。居倉村から献上された鷹の種類が不明であるので、単純な比較をすることはできないが、餌鳥を確保するために一定の経費が必要であったことは同様であったに違いない。

右のような籠の用意や餌鳥の確保のほかに、江戸において幕府側から問い合わせを受けた際には、きちんとした回答をすることが求められており、そのために巢守の中から「巧者なる者」を遣わすことが必要であった（第9条参照、「巧者」とは物事に熟練していることを意味する）。また板橋村宿泊の翌日の朝四つ時（午前10時）前後に「藤四郎様御屋敷」まで持参することなど、巢鷹の納入に際してはいくつかの具体的な取り決めが存在していた（第11条参照）。以上のように巢鷹を滞りなく安全に献上するためには、いくつかの手順や決まり事が存在していたのである。こうした点から、巢守の仕事には、専門的な一定の技術と力量が必要であったことは確認できるだろう。

2. 生類憐み政策と巢鷹献上

ではこうした巢鷹献上の仕事は、江戸時代を通じて一貫して実施されていたといえるものなのだろうか。確かに長瀬の巢守などに対しては、前述のように慶長18年（1613）という早い段階に巢守10人に対して10人持高150石分の諸役が免許され（長瀬・斉藤励二家文書）、この権利は基本的に天保元年（1830）まで存続している（島田家文書1020号、その免許のあり方の推移自体興味深いものであるが、ここでは省略する）。巢守側の意識としても、享保期の越後国諸村との巢鷹山相論関係の史料の一つには、「御巢鷹山之義ハ、慶長年中より以来巢守共被仰付、無断絶相守申候」とあり（島田家文書1080号）、巢守由緒の一貫性が強く認識されていたことが分かる。

しかしながら実際には、徳川綱吉の将軍在任中に巢鷹献上の中断期間が存在している。綱吉政権期の生類憐み政策の影響は、殺生をとまなう鷹狩にも波及し、幕府の鷹狩は一時的に休止状態となってしまう。その結果、巢鷹の献上も各地で中断していった。箕作村の巢鷹山の場合、島田家文書の中に残されている覚書の一つには、「貞享五年辰年より正徳年中迄三拾余ヶ年之間御巢鷹御用無御座候」と記されており（1128号）、貞享5年（1688）から30年近くにわたって献上の中断期間があったことが示されている。

巢鷹献上の歴史を考える上で、この中断期間の存在は極めて大きかったといえるだろう。なぜなら巢鷹の見立てと確保・献上という一連の作業は、領主側の要求に基づいて実施されるものであり、決して箕作村に住む人々の生業に密着したものではなかったため、30年以上という時間は、巢鷹確保に関わる諸技術を忘却するには十分な時間だったのではないかと考えられる。

そうした状況が実際に存在していたことについては、前掲の【史料1】の中にも示されている。【史料1】をみると、巢鷹の献上の諸事に関しては、野沢村の者に問い合わせるようという指示が何度も登場している（3条、4条、5条、8条、9条など）。それは、巢鷹と餌鳥の籠の寸法のほか、巢下ろしの時期、鷹の名称の確認など広い範囲に及んでいる。箕作村と野沢村は、「古来より野沢・当村は深山続き、御鷹も同然の由申し候」（【史料2】を参照）と意識される間柄であった。こうした地理的関係性とともに、野沢村は近年巢鷹献上の実績を有していたため（【史料1】の3条）、箕作村からの巢鷹献上の際に有力な問い合わせ先となったのである。【史料2】によれば、実際に箕作村の巢守が、野

沢村巢守の権助という者に、箕作村の巢鷹山の鷹の種類を問い合わせしており、【史料1】の指示通り、両村には巢鷹献上をめぐる交流があったことが判明する（なお籠の寸法も野沢村に照会していたことは、島田家文書1011号より明らかである）。

箕作村の側に巢鷹献上に関わる知識と技術が伝えられていれば、野沢村の方に問い合わせるという事態は生じなかったに違いない。おそらく巢鷹献上の中断期間に、箕作村・志久見村では、そうした知識・技術が伝承されなかったのである。すでに指摘したように、巢鷹献上は一定の知識・技術がなければ実行できるものではなかったから、献上再開後、知識・技術の不在は非常に大きな問題となったはずである。

【史料1】の6条には「御巢鷹の親鳥、名もなき鷹にては、江戸まで持参いたし候にても、相納めず御返しあそばされ候、左候えば、百姓の入用にまかり成し、御公義より一切不被下候間」とあり、たとえ江戸まで持参しても、名もないような無用の鷹は受け取らないこと、その場合、諸経費は百姓側の負担とするので、幕府（御公義）から一切の下賜はないことが述べられている。このように幕府側から受け取りを拒否された場合、巢鷹献上に要した費用は、村の負担とされてしまうことになってきたから、雛の段階で鷹の種類を識別することは極めて重要な作業であった。そしてそのためには、巢鷹に関する正確な知識が必要であった。

しかしながら箕作村の巢守たちは、親鷹の種類の見分けに決して精通していたわけではなかった。このことは、次の【史料3】の内容によく示されている。

【史料3】

(享保5年)

一、同五月十三日野沢村之巢守権助と申者頼寄、右ニヶ所之御巢鷹見せ申候所ニ、野沢村之御巢鷹ニ相替義茂無御座、同前之御巢鷹と申候、尤当村之巢守共も古来より野沢・当村深山続、御鷹も同然之由申候、右権助御鷹之名見知候哉と相尋申候へハ、野沢村之巢守茂御之名不存由申候、尤去戌年ハ初年ニ御座候故、中野御役所よりも度々御鷹之名御尋被仰付候得共不存由申上候、其後ハ御尋茂無御座候由、右権助申候、兎角当村(控)と野沢村之御巢鷹古来より同前之御鷹ニ而御座候、如此御注進書同十五日ニ差上ル、但ひかへ別紙ニ有之、

ここでは、箕作村の巢守はおろか、問い合わせを受けた野沢村の巢守さえも、親鷹の名称をはっきりとは認識しておらず、「とかく当村（箕作村）と野沢村の御巢鷹古来より同前の御鷹にて御座候」と述べるにとどめている。巢鷹献上の当事者である巢守たちが、幕府へ献上する巢鷹の名前すらよく理解していないという冗談のような状況が、この時期には確実に存在していたのである。なぜこうした状況が生まれてくるのかといえ、それは巢守個々の資質の問題というよりも、やはり前述のような巢鷹献上に関わる諸技術の途絶という事態に起因していると考えた方がよいだろう。

そして正確な知識を有していなかったという点については、巢鷹を受け取る側も全く同様であった。前述のように不要な鷹の献上に関しては、村側の負担だといっておきながら、7条では、「とはいっても（雛の種類は）見分け難いものであるので、よく分からなければ全部江戸に持ってくるように」（「乍去見わけかたき物之由ニ候間、不相知候ハハ、不残江戸へ持参可致候」と指示しており、幕府側も鷹の種類の見分けが難しいことはよく理解していた。【史料1】の覚書の作成者である野沢直右衛門は、同時期に箕作村・志久見村に宛てた書状の中で、「名は存ぜず候ても、古来よりの御巢場にて御座候間、悪しき鷹は巢掛け申すまじく候」と述べている。親鷹の識別が困難な状況を前提とした上で、「古来よりの御巢場」、すなわち古来からの巢鷹の産地なのだから、その「品質」は保証されるだろうというのである（島田家文書1017-7号）。こういった安易なブランド品志向は、享保期の鷹狩再開の頃には、実は一般的に存在していたのではないだろうか。

以上のように、幕府による鷹狩が再開された時期には、巢鷹献上をめぐる一定の混乱状況が存在していた。しかしこれは何も巢鷹をめぐる局面だけの事態ではなかったと考えられる。冒頭のところで述べたように、そもそも鷹狩を実施するためには、あらゆる局面で特定のノウハウが要求され、それをこなすプロ集団が必要とされていたのである。生類憐み政策のもとでは、鷹狩自体が規制の対象

とされたため、プロ集団としての鷹匠たちも活動の場を失っていったのである。そうした時期が 30 年近くも続いたことは、巢鷹献上のみならず、鷹狩に関する技術を伝承していく上で、今日想像する以上に深刻な影響をもたらしたのではないだろうか。

徳川吉宗の時代における鷹狩再開の動きは、今日の近世史研究が想定する以上に、技術継承の途絶という困難な状況に直面していたのではないだろうか。そしてそのことがまた、再開後の鷹狩制度の性格自体を規定していった面は非常に大きいであろう（例えば鷹狩の簡素化の動きなどは、鷹狩技術の低下との関わりで理解していくべき部分があるのではないだろうか）。こうした点を踏まえなければ、鷹狩をめぐる諸事実は、極めて一面的な形でしか理解できなくなってしまうのではないだろうか。

おわりに

以上、今回の報告では巢鷹献上に際して、知識や技術がともなう仕事が必要とされ、箕作村・志久見村の巢守たちは、そうした仕事に従事する存在であったことをまず確認した。そうした仕事は、少なくとも江戸時代のはじめから行われていたのではないかと考えられるが、17 世紀終わりの徳川綱吉政権下における生類憐み政策の影響を受けて、箕作村から幕府への巢鷹献上は約 30 年間にわたって途絶した。その結果として、巢鷹献上に関わる諸技術は大幅に低下していった。約 30 年という時間は、地元の生業展開の中では必要とされなかった巢鷹確保に関わる技術・知識が、忘れ去られていくには十分な時間であったと考えられる（江戸時代においては、庶民が鷹狩をすることはまずありえなかった）。

こうした事態は、享保期以降の巢鷹献上を予想以上に困難なものとしていたようである。【史料 1】に示されるいくつかの指示を受けて、再び箕作村・志久見村からの巢鷹献上が始まったのであるが、島田家文書による限り、巢鷹献上は全く円滑に進んでおらず、ほとんど献上実績を挙げることができず、享保 12 年には、ついに幕府から巢鷹献上を厳命する督促がなされている（1180 号など）。当地が豪雪地帯であり、そのため巢鷹の見出しが遅れてしまうという条件は存在していたにしろ、やはり巢鷹確保に関わる技術的な裏づけを失ったことが大きな要因になっていたと考える方が自然であろう。

そして巢鷹献上の中断が与えた影響として、もう一つ無視することができないのは、その期間中に巢鷹山エリア内での従来の規制を越えた用益が展開していたという事実である（1180 号）。箕作村の巢守の側が「御巢鷹御用に御座なく候うち、右、越後三十四ヶ村より、忍び忍び盗み伐り取り申し候」（1080 号）とか、「御巢鷹山へ忍び入り、少し宛て盗み取り申し候ところに、あまつさえ去る未の春中より只今に至り、大勢徒党つかまつり強勢に入り込み、材木・薪・売木夥しく伐り取り申し候」（1128 号）と主張している状況は、決して巢鷹山内の無秩序な乱伐が進められているというのではなく、森林資源を豊富に残していた巢鷹山という場所が、献上中断期に有効活用されていたことの延長と理解する方が妥当であろう。こうした活用法は、巢鷹が必要とされない時期にはあまり問題とはならなかったのだが、ひとたび幕府から巢鷹献上の督促がされるような状況になると、途端に深刻な利害の対立をもたらす要因になっていったのである。

幕府からの巢鷹献上の督促から数年後に、巢鷹山の用益をめぐる大きな相論が発生している。この一件に関しては、昨年（2019 年）の報告会で白水智氏が検討を加えているが（「秋山周辺の森林利用と管理—享保期巢鷹山攻防記—」）、それは箕作村の巢守と越後村 34 ヶ村が巢鷹山の用益をめぐる争った大規模なものであった。こうした相論が生じる背景には、時期的なことから考えて、巢鷹献上の中断と再開という一連の動きが深く関係していたとみて間違いのないであろう。

このように将軍や大名が巢鷹を必要とするか否かということが、巢鷹山周辺に住む人々の生活のあり方に大きな影響を与え、さらには用益をめぐる対立までも引き起こしていくのである。特に生類憐み政策のような大きな政策変動があった場合、その影響はきわめて大きなものであった。今回具体的に考えてきた巢守の活動に即していえば、約 30 年間の献上中断は、活動の基盤を支えていた技術・知識を忘却させるのに十分な出来事であった。政治的・経済的な状況次第では、生業のあり方が劇的に変化してしまう可能性は十分に存在していたのである。生業展開の問題（＝どうやって生きていたの

か) を考える場合、それはどのような技術・知識によって支えられていたのかという点を正確に把握することはもちろんであるが、そうした技術・知識、あるいはそれにまつわる由緒は決して不変のものではなく、伝承されずに途絶することもあるという意味で、常に流動的なものであったことにも注意しておく必要があるだろう。

変貌する秋山－18世紀後半の社会と自然の変化

1. 秋山の生活イメージ

信越国境にまたがる秋山地域は、江戸時代の文人鈴木牧之の記した『秋山記行』で著名な、奥深い山に囲まれた秘境として知られる。人跡稀な「閉ざされた山村」の典型と見做されてきた地域であり、世間的には、プラスの評価をすれば「古き良き生活文化が残る」、マイナスの評価をすれば「文化的に遅れた生活を長く営んできた」場所と見られることもある。しかし良きにつけ悪きにつけ、こうしたイメージの根拠がどこにあるかといえば、『秋山記行』に描かれた記述であり、また近代以降の古老からの聞き取りによって教えられてきた生活文化の情報である。

曰く、広大な山地を見渡す限りの焼畑に拓き尽くしてアワやヒエなどを作り、基本的な食糧を生産してきた。また曰く、トチやブナなど広葉樹を素材にした木工品づくりが盛んに行われ、人々の重要な生業となってきた。曰く、猟師による伝統的な狩猟が現在に至るまで長く続けられてきた。確かに『秋山記行』を見ても、「拓き尽くされた広大な焼畑」のことは複数の箇所で見られるし、¹⁾ 木鉢・木鋤などの木工品づくりなどの生業にも触れられている。また、秋田マタギの技術伝承による熊猟の様子についても、実際に秋田猟師からの聞き取り内容として語られている。

しかしながら一つ気になるのは、私たちが近代以降の社会の大きな変化と対比して、こうした秋山の姿を江戸時代までの前近代社会において不変のものとしてイメージしすぎていないだろうか、太古の昔から続いてきたような印象で捉えてしまっていないだろうか、という点である。これは何も秋山地域に限ったことではない。近代以前からの生活文化を色濃く残すと考える地域に対しては、「縄文以来の生活の伝統」とか「日本古来の生活の知恵」などと、漠然と太古の昔から続いてきたような表現をしてしまうことも一般によくあることである。

確かに明治に入ってからの変化、そして高度成長期の変化は非常に大きく、当地の社会・生活のさまざまな面で大きな転換をもたらしたと思う。それについては、地元の方々も自ら体験し、あるいは両親・祖父母などから聞いていることも多いことであろう。ただ、どうやらそれ以前にも大きな変化は歴史上あったと考えられるのである。秋山の歴史を史料から辿ってみると、同じ江戸時代といっても、その中ではさまざまな変化が起こっており、秋山が現代に至るまでの姿には、多くの変遷があったことがわかってくる。言い換えれば、「古来の」「伝統的な」とされるような事象が果たしてどの時点からのことを表しているのか、それを厳密に辿ってみる必要があるということである。ただ曖昧に「古くから」というだけでは、どのような変化を秋山が辿ってきたのか、それが一向に明らかにならない。そこでここでは、近世後期、比較的大きな変動が秋山を覆ったと考えられる十八世紀後半から十九世紀前半にかけての状況を取りあげてみたいと思う。秋山の古きよき伝統とされてきたような生活のイメージは、おそらくその頃につくられたものではないかと考えるからである。

また、伝統的な生活においては、常に自然との関係に配慮して生活が営まれてきたようなイメージを私たちは抱きがちである。長年にわたる自然とのつきあいの中から、山菜や動物の獲り方やその保全などに関し、さまざまな智恵・技能が磨かれてきたとは、よく言われることであり、確かにそうした一面があったのは事実と考えられる。がしかし、誰もがいつでもそうだったのであろうか。実はそこには、人間の欲や自然との複雑な関係があり、必ずしも「自然に優しく」生きてきた歴史ばかりで

*1 『秋山記行』（平凡社東洋文庫・1971年）58頁に「村家近ければ、大樹原切り広げ、小木は焼畑となす故、日光朗也」とある他、随所で焼畑の風景を描写している。なお、以下同書からの引用にあたっては、『記行』と略す。

はないと考えることもできる。限られた資源を使い尽くして枯渇させてしまうこともあり、その意味では常に持続的な自然資源の利用を賢明に実現してきたわけではなかったようである。しかし、そうした事態に直面したとき、この地の人々は常に新たな打開策を見出してきた。そうしたさまざまな葛藤・苦難の中から、次第に伝統と呼べる生活文化が築かれてきたと考えることができるのである。

2. 『秋山記行』の語る変化

まずは『秋山記行』の中の次の言葉に注目してみたい。

「世の中は天変いたし申した」

右は、大赤沢の当時八十歳代の老人であった藤左衛門が語ったことばである(『記行』48頁)。前後の具体的な記述からして、これは単なる文飾とは思われない。『秋山記行』が書かれたのは、文政十一年(一八二八)の十九世紀前半だが、大赤沢藤左右衛門の生きた時代の中に、大きく世の中が変化したという。ということは、「若いとき」とは、十八世紀後半(一七〇〇年代後半)にあたることになる。では、この頃にどのような変化があったのだろうか。

まず挙げられるのは、家構造の変化である。『秋山記行』では、大赤沢・小赤沢の場面で、家屋の構造に関する記載が見られる。それによれば、数十年前までは秋山の家々は基礎も土台も据えない掘建て造りだったという。それが近年は基礎を据え、土台も設え、梁をもち、柱には貫穴を掘る構造に代わってきたというのである(『記行』33頁)。また、食事に関しても、以前はナラやトチの実を中心としたものだったが、近年は粟・稗を多く食べるようになり、これは驕ったことで嘆かわしいと古老は語っているのである(『記行』48頁)。夜具に関しても、里のような綿入れをもつ家が出てきたと牧之は述べている(『記行』58頁)。

つまり、十八世紀後半から十九世紀初頭にかけて、生活の諸部面でさまざまな変化が見られたということになる。しかし、それだけではなかった。

3. 人口の増加

とくに注目したいのは、この時期の世帯数の増加ぶりである。次の表は、史料上で確認できる世帯数および人口を拾い上げたものであるが、十八世紀前半から十九世紀前半の一世紀に世帯数が倍増したことがわかる。世帯数が二倍になったからといって人口も倍増したとはいきれないが、かなりの人口増加があったことは間違いないであろう。十九世紀初頭の日本の人口は二六五〇万人ほどとされ、現在の半分程度であるが、当該一世紀の間に特別人口増加があったとは考えられていない。^{*1}ではなぜ、この時期に世帯数が大きく増えたのか。現時点では明確な答えは提

西暦	年号	世帯数
1698	元禄11	14
1709	宝永6	23
1711	正徳1	21
1730	享保15	38
1735	享保20	37
1737	元文2	37
1738	元文3	33
1825	文政8	67
1828	文政11	67
1837	天保8	77
1870	明治3	31
1935	昭和10	100
1956	昭和31	132
1971	昭和46	135
1975	昭和50	132
1980	昭和55	128
1985	昭和60	125
1990	平成2	133
1995	平成7	131
2000	平成12	129
2005	平成17	127
2007	平成19	123

秋山世帯数の変遷

← 元文3年から文政8年の間(18世紀半ば～19世紀初)に倍増している。

← ?

← 幕末から昭和初頭にかけてかなりの増加。

← ゆるやかに減少しつつある。

*1 鬼頭宏氏によれば、近世には17世紀に大きな人口の伸びを見せるが、近世後半には近代の急速な人口増加を前にした一時的な停滞が見られるという(『人口から読む日本の歴史』講談社学術文庫・2000年)。平野部での17世紀における人口の増加の波が、やや遅れて18世紀に山地部へ波及してきたと考えることもできるかもしれない。

示できないが、北接する越後からも周辺の信濃地域からも薪や材木、それに木工品材料の伐採が急速に進んでいることからすると(後述)、都市・平野部での商品経済の活発化が背景にあったことは否定できない。それらの要因が秋山における商品生産をも拡大させた結果とみることもできるが、この点はもう少し課題としておきたい。いずれにしても、この時期、秋山の世帯数が大きな伸びを示したことは記憶しておく必要がある。

4. 生業・生活の変化

では、この人口増加が秋山に何をもたらしたのであろうか。その一つの影響と考えられるのは、焼畑の拓き尽くしである。

安永九年(一七八〇)、大秋山村と矢櫃村との間で、焼畑地をめぐる争論が起こった。大秋山の住民が近辺の山林を拓き尽くし、矢櫃村間近の山へ進出したことがきっかけであった。史料によれば、「土地悪しく耕地狭く、焼畑作り尽くし、手詰まり」になって、矢櫃村の方まで開発しようとしたという。^{*7}すでにこの頃には、土地不足が深刻になってきているのである。これも世帯数増加が大きな要因と考えられよう。もっとも、秋山内部でも、集落によっては近代に至るまで焼畑をどこに開くかは自由であったという所もある。従って一律に秋山全体で焼畑地が拓き尽くされたとは言えない。ただ、十八世紀後半になって焼畑地の不足する集落が現れ始めたことは確認しておく必要がある。

他にも、森林利用の変化をみることができる。それは同時期における利用樹木の伐り尽くしと生業変化である。文政八年(一八二五)に書かれた「秋山様子書上帳」によれば^{*8}、「昔は榧(中略)・姫小松(中略)・五葉松など稀にこれ有り候へ共、用いる事を知らず候所、百年前より此の物器に成るべきを覚え、曲物を製し、樽を取り売り、余程の助成に相成り候所」とあるように、昔は針葉樹中心の利用であったものが、その後「人欲は限り無し、材木は数百年経申さず候ては用立ち難く、限りあるのゆえ伐り尽くし、只今は材木御座無く」とあるように伐り尽くしてしまい、ブナやナラ・トチなどの広葉樹中心の利用に変化してきたことが語られている。宝永六年(一七〇九)の書上では、「桶・鉢・曲物・板木」を製作と述べているが^{*9}、桶も曲物も針葉樹が材料であったことからすると、やはり十八世紀初頭までは針葉樹材を使用した木工品が中心だったことになる。

そして材料枯渇の事態は、単に秋山の住民自身による利用が招いただけではなかった。十八世紀前半以降、周辺村から秋山に対しての森林伐採圧力がかかってきたことも見逃せない。享保十五年(一七三〇)の史料によれば^{*10}、夜間瀬村・上木島村・毛見村等の西側周辺地域から秋山へ一日に八百人から千数百人の者が徒党を組んで侵入し、サワラ・トドマツ・ツガ・ゴヨウマツなどの木を我が俵に伐採すると秋山の者たちが訴えている。こうした伐採圧力に対して、秋山百姓たちは十八世紀初頭から、「家業が成り立たなくなる」として反対の訴願をしてきた。^{*11} 秋山は、平野部の人々や領主からは貧しい生活を強いられた地域として認識されていたが、その住民が、この訴願に関しては、「道中の路銀は負担するので、江戸への出訴も考えて欲しい」と必死の嘆願を名主に対して行っており、いかに切実な問題であったかが知られる。

しかし、周辺からの伐採は西側からにとどまらなかった。北接する越後国の領内からも住民が大挙して押し寄せ、大規模に伐採を続けていたのである。享保十三年(一七二八)に勃発する信濃国の巢守衆と越後六ヶ村(赤沢・谷内・芦ヶ崎・大井平・子種・宮野原)との争論がそれで、享保十五年に

*7 島田汎家文書 714 号。以下、同家文書は「島田」714 のように表記する。

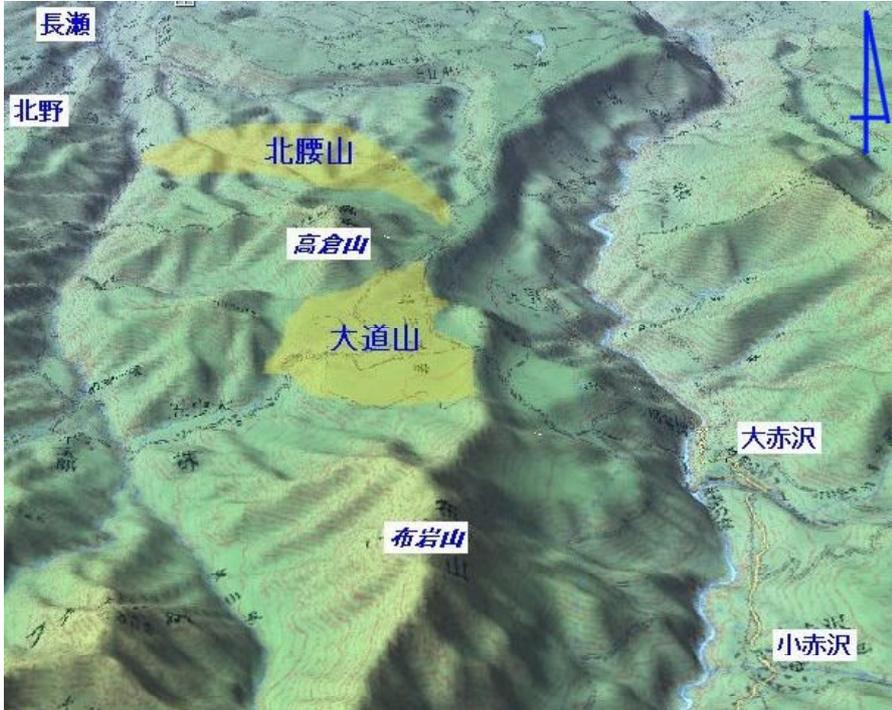
*8 「島田」527。

*9 「島田」25。

*10 「島田」485。

*11 「島田」1066。

幕府の裁許が下るまで、激しい訴訟が続けられるのである。^{*12} この争論は、信濃国箕作村・志久見村の巢守たちが献上用の巢鷹（鷹狩り用の鷹の雛）を獲る山に越後衆が入り込み、多量の樹木を伐採したことが問題とされた事件であったが、そのきっかけは、犬公方で知られた徳川五代将軍綱吉の「生類憐れみの令」であった。「生類憐れみ」の一環として、幕府は元禄元年（一六八八）に鷹狩りを停止し、鷹雛の献上も無用としたのであったが、これが正徳年中（一七一〇～一七一六）に再開されるまでの約三十年間、巢鷹山は必ずしも厳重な管理下にはなかった。この間に越後の人々は巢鷹山に入り



信濃・越後の巢鷹山争論地。主に高倉山の北麓に当たる北腰山をめぐって争われた。

込み、生活を支えるために木を伐り続けてきたのであった。いざ巢鷹献上が再開されて巢守が山に入ると、巢鷹山にも激しい伐採の手が伸びてきていたのである。こうして秋山の下流域に当たる高倉山を舞台に、争論が展開されることになるのである。

さらに十八世紀後半は、天変地異が続く。秋山の根本と称された大秋山集落の滅亡が天明三年（一七八三）であるが、これは有名な浅間山大噴火の年にあたる。同年は四月から火山活動が活発化し、七月七・八日に大噴火したといい、五十五カ村が被災し、死者は千六百人以上に上ったと

いわれている。さらに天保八年（一八三七）には、天保飢饉の最中に甘酒集落が滅びている。十八世紀は、秋山諸村にとっても、生業・生活スタイルの大きな節目となる時期であったといえる。

5. 森林環境の変化とそれへの対応

以上のように、外部からの伐採圧力。とくに徒党を組んでの大量一斉伐採に対して、秋山では森を守ろうとする動きが見られる。その一方で、秋山内部でも、人口増加にともなう焼畑をめぐる衝突や利用樹種の伐り尽くしにともなう生産物・素材の変化が起きている。ここからは当時の森林利用をめぐる、二つの方程式を導くことができる。

第一は、薪・材木・板木等の需要増大にともない、他村領に対する侵入、そして無秩序大量伐採ともいえる伐り荒らしが行われていることである。秋山の西部及び北部からの伐採は、一日数百人以上という多人数での大量伐採であった。これは小規模家族経営的な材料採取とはおそらく質を異にした動きとみることができる。自給的な薪などの採取ではなく、商品生産のための材料を短期間に大量に確保するための行為であろう。新たな商品の発現にともなって、ある限りの資源を村内部のみならず外延部に向かって消費しつづけていく強い動きを、そこにみることができる。

ここで注目したいのが、越後領諸村からの大量伐採の特徴である。その際の史料では、「前々は越後山内場広にて材木・薪等・売木迄も伐り取り申し候えども、数拾年の間に伐り尽し、近年信州地内御巢鷹山え強勢に入り込み申し候」と、越後諸村が自領の立木を伐り尽くしたために信濃の巢鷹山にま

*12 「島田」1080。

で侵入してきた旨が記されている。^{*1} 当時作られた絵図を見ても、高倉山北麓の越後側地域には立木がなく、畠が開かれつつあるさまが描かれている。^{*2} すなわち、この伐採は、特定の樹種、あるいは針葉樹・広葉樹を選別しての伐採ではなく、立木の皆伐のような形で進められてきたものであったことがわかる。言い換えれば、森自体の消失をも厭わない激しい伐採であった。自領の立木を温存して他領に侵入したわけではなく、商品生産のためにはなりふり構わぬ伐採に突き進む状況が見て取れる。

第二は、秋山内部において見られた、利用樹種の過剰伐採による枯渇への対応である。「人欲は限りなし」との史料文言にもあったように、外部からの侵入・伐採を阻止しようとした秋山の人々自身が、目前の生活のために過度のサワラ・トドマツ等の伐採を繰り返し、その結果、針葉樹材の枯渇を招く事態を招いていたのである。こうした商品需要の増大が、秋山において世帯数・人口の増加をもたらす背景であったと考えられるが、このことは、秋山の人々が常に「自然に優しく」生きてきたわけではなかったことも示唆している。

しかし、資源が枯渇しようとも、住民はそこで生き続けなければならない。そこでさまざまな智恵を絞り、対応しようとした。具体的には、広葉樹材の利用への転換である。もちろん木鉢が作られているように、以前から広葉樹材は利用されていたが、それが主体となってくるのは十八世紀後半以降と考えられる。それは「仕方なく」始められたものなのであった。利用資源の枯渇が起これば、常に対応していくというのが一つの方程式であった。これは、近代から現代に至る過程の中でもたびたび繰り返されてきている。^{*3}

以上の二点は、当時の社会経済状況や森林状況に対応した二つの動きである。どちらも資源の枯渇が共通点となっているが、ただここで見逃せない相違があることにも留意しておかなくてはならない。無秩序大量伐採の場合は、森自体の消失を厭わないのに対して、秋山の場合は針葉樹は伐り尽くしたとはいえ、広葉樹の森までも皆伐しているわけではなく、「森が無くなっては生活が成り立たない」と訴えたように、むしろ森林自体は保護しようという姿勢が見られることである。この相違はどこから来るものであろうか。

背景として考えられるのは、集落の立地と生業の相違である。越後側の諸村は、集落自体は中津川左岸の比較的平坦な河岸段丘上に位置し、山中の村ではない。すでに早くから水田も開かれ、秋山のように山地を主要な生業の舞台としては考えがたい。もちろん薪炭林や刈敷採取地としての利用などはあろうが、どちらかといえば平地村的な要素が強いと考えられる。その意味では、森林環境の大幅な改変も集落の存亡に関わるほどのものとは認識されていなかった可能性がある。

6. 秋山の十八世紀後半から十九世紀初頭とは？

十八世紀前半に三十軒台であった世帯数は、十九世紀前半には七十軒台に飛躍的に増加した。この変化は、集落近辺を一面の焼畑に変えた。同時に、木の実中心の食事から、焼畑で穫れる雑穀に基本的な食糧が変わっていった。サワラ・トドマツ・ツガ・ゴヨウマツ等を利用していた木工品は、それら針葉樹材の枯渇とともに、広葉樹材を素材とした木鉢・木鋤等の木工品に次第にシフトし、ブナやトチ材を使った木工品づくりで収入を得るようになる。家屋も掘建て柱の構造から基礎・土台を据えたものへ、壁も草を掻きつけたものから土壁へと変わっていった。秋田から猟師が来訪して住み着き、

*1 「島田」1080。

*2 「島田」1737。また「島田」1735の絵図の注記には、「此れ北腰、慶長年中より御巢鷹山にて高倉山の北腰に帯し申し候、則ち信越の境は分明に御座候、証拠は信州分は木立しけり(繁り)、越後分は切かへ畑(切替畑=焼畑)・萱地にて御座候」とある。

*3 井上卓哉氏の聞き取りによって、戦後、桶材がサワラ(標準和名でいうクロベの可能性もある)からスギへと変化したケースや、木鉢の材料となる民有林のトチが枯渇してきて国有林のものを伐採するようになった事例などが明らかになっているが、これなども同様の例として挙げられる。

新たな狩猟を伝えたのも十九世紀前半のことであった。^{*1} 鈴木牧之を案内したような商人が頻繁に訪れるようになったのもこの時期であろう。

これまで我々が近世秋山の生活として描いてきたイメージは、結局のところ十八世紀以降の姿であったといえる。それは激変期ともいべき十八世紀を乗り切り、資源の枯渇や村落間の対立を克服した後の姿でもあったのである。我々は、ともすれば「昔の秋山は」、「江戸時代の秋山は」というように、古い時代を一元的な姿で描き出しやすい。しかし動的な視点から見れば、常にそこには移り変わる自然との関係性があり、その中で生まれ変わる智恵や技術、そして制度があったのである。そしてその延長上に近代化の激動があり、また高度経済成長期の激変があったのである。すなわち、近代・現代の変化も、秋山が常に歴史の中で辿ってきた変遷の一環をなすにすぎないことが知られよう。人間が自然とどのようにつきあい、どのように知識や技術を獲得し、また自然をめぐる社会の仕組みを作り上げてきたかを考えるとき、常にそこには動的な見方が求められることを忘れてはならないと思う。

*1 田口洋美『マタギを追う旅』（慶友社・1999年）。「島田」1147では、長瀬・北野の巢守が、「御巢鷹山・百姓持山へ出処知らざる者が猟業に入り込んでいるので、見かけ次第召し捕るべき」旨の高札を受け取った旨が記されている。

総合地球環境学研究所プロジェクト・秋山報告会 報告書
秋山の自然と人間－その歴史と文化を考える 2－

2008年7月31日 発行

編集・発行

総合地球環境学研究所プロジェクト

「日本列島における人間－自然相互関係の歴史的・文化的検討」中部班
